

# 第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画

令和8年3月

奈良県王寺町

社会福祉法人 王寺町社会福祉協議会



## はじめに

近年、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化に伴い、地域のつながりの希薄化や孤立化といった福祉課題が一層複雑化、多様化しています。高齢者の孤独死や虐待、ひきこもり、ヤングケアラーなど地域福祉を取り巻く様々な課題が顕在化しており、既存の制度や分野の垣根を越えた包括的な支援が求められています。本町では、こうした課題に対応するため、サロン活動やこども食堂といった地域の居場所づくりや地域福祉の担い手の育成、ボランティア活動の促進、重層的な相談支援体制の強化など、住民同士の顔が見える関係性を大切にしながら、地域全体で支え合う仕組みづくりに努めてまいりました。



このたび、これまでの取組をさらに発展させ、住民一人ひとりが地域社会の担い手となり、互いに支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりを進めていくために、地域福祉の新たな指針となる「第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画は、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「再犯防止推進計画」も含めた内容となっており、各施策を総合的に推進してまいります。

地域福祉の推進は、個人や家族による「自助」、行政による「公助」に加えて、地域住民の皆様が主体的に課題を「我が事」として共有し、解決に向けて支え合い、助け合う「共助」や「互近助」の力を最大限に活かすことが不可欠です。住民の皆様お一人おひとりの理解と参加が、支え合いの地域づくりを進める大きな力となります。今後とも、皆様の温かいご理解とより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で貴重なご意見をいただきました住民の皆様、各種団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

王寺町長 平井 康之



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 法律等の動向	2
(3) 地域福祉の考え方	3
(4) 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
(1) 地域福祉計画の位置付け	4
(2) 地域福祉計画に盛り込む事項	4
(3) 上位計画、分野別計画・関連計画との関係	5
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6
(1) 第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会	6
(2) 地域福祉に関するアンケート調査	6
(3) パブリックコメントの実施	6
第2章 町を取り巻く現状	7
1 統計データで見る王寺町の現状	7
(1) 人口の状況	7
(2) 人口動態の状況	8
(3) 世帯の状況	10
(4) 高齢者の状況	11
(5) 障がい者の状況	12
(6) 子ども・子育て家庭の状況	13
(7) 生活保護世帯の状況	14
(8) 外国人の状況	14
(9) 地域福祉に関する社会資源の状況	15
2 地域福祉に関する王寺町・王寺町社会福祉協議会の取組の現状	17
(1) サロン活動の状況	17
(2) こども食堂の状況	17
(3) 子育て広場(すくすく広場・わくわく広場・どんぐり)の状況	18
(4) 「総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラスト」の状況	18
(5) 「福祉施設における就労から一般就労への移行者数」の状況	18
(6) 「認知症サポーター養成講座」の状況	19
(7) 「手話奉仕員養成講座」の状況	19
(8) C C C活動登録団体数の状況	19
(9) ボランティア団体数の状況	20

(10) 青少年リーダー（中高生）登録者数の状況	20
(11) 総合相談支援の状況	20
(12) 避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定締結自治会数の状況	20
(13) 成年後見制度に関する相談の状況	21
(14) 人権学習懇談会の参加者数の状況	21
3 町民アンケート調査から見る王寺町の現状	22
(1) 地域福祉の推進に関する意識調査の概要	22
(2) 回答者の基本属性	22
(3) 地域福祉の推進に関する意識調査の主な結果	24
4 団体アンケート調査から見る王寺町の現状	37
(1) 地域福祉の推進に関する意識調査の概要	37
(2) 回答団体の属性	38
(3) 団体アンケート調査の主な結果	39
5 計画の評価とアンケート調査から見える課題	43
課題1 ふれあい、生きがいをもてる居場所づくり	43
課題2 地域を支える人づくり	43
課題3 助け合い・支え合いのつながりづくり	44
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	45
1 計画の基本的な考え方	45
2 計画の基本理念	45
3 計画の基本目標	46
基本目標1 ふれあい、生きがいをもてる居場所づくり	46
基本目標2 地域を支える人づくり	46
基本目標3 助け合い・支え合いのつながりづくり	47
4 計画の体系	48
<b>第4章 目標達成に向けた取組</b>	49
基本目標1 ふれあい、生きがいをもてる居場所づくり	49
(1) 居場所づくりの推進	51
(2) 地域に住む様々な人との交流の促進	53
(3) 地域での健康づくり	55
(4) 社会参加の機会づくり	57
基本目標2 地域を支える人づくり	59
(1) 人材育成の推進	61
(2) ボランティア活動の促進	63
(3) 次世代の担い手づくり	65
基本目標3 助け合い・支え合いのつながりづくり	67
(1) 包括的相談支援体制の充実	69
(2) 身近な地域で助け合い、支え合うまちづくり	74
(3) 安全・安心に暮らせるまちづくり	76
(4) 人権を尊重するまちづくり	80

(5) 権利擁護体制の充実【成年後見制度利用促進基本計画】 .....	82
①計画策定の背景 .....	82
②計画策定の位置づけ .....	83
③成年後見制度の概要 .....	83
④主な取組内容 .....	84
(6) 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】 .....	86
①計画策定の背景 .....	86
②計画策定の位置づけ .....	86
③国の動向 .....	87
④主な取組内容 .....	87
第5章 計画の推進に向けて .....	90
1 計画の推進体制 .....	90
(1) 多様な主体との協働 .....	90
(2) 全庁横断的な推進体制 .....	90
(3) 王寺町社会福祉協議会との連携強化 .....	90
(4) 計画の進捗管理と評価 .....	91
(5) 計画の周知・情報発信 .....	91
資料編 .....	95



# 第 1 章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

### (1) 計画策定の背景

我が国においては、少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭や地域が担ってきた支え合いの機能が大きく変化しています。晩婚化・晩産化の進行、共働き世帯の増加、単身世帯の増加など、家族のあり方や働き方が多様化する中で、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、人々の生活課題も複雑化・多様化しています。

こうした社会環境の変化を背景に、高齢者の孤独死、地域でのひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、育児と介護を同時に担うダブルケア、8050問題、ヤングケアラーといった複合的な課題が顕在化しています。また、児童や高齢者、障がい者に対する虐待、生活困窮、障がい者への差別などの問題も深刻化しています。

一方で、東日本大震災をはじめとする大規模災害の経験や、新型コロナウイルス感染症の拡大などを通じて、地域の絆や人と人とのつながりの大切さが再認識されています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、公的な福祉サービスの提供だけでなく、地域における人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け、助けられる相互関係をつくっていくことが不可欠となっています。

王寺町においても、少子高齢化が着実に進行しており、人口も今後減少していくことが予想されることから、支援を必要とする人たちを地域社会全体で支える体制を整備していく必要性が高まっています。

国においては、福祉を「与えるもの、与えられるもの」という一方向的な関係ではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。地域づくりを「他人事」として傍観するのではなく、地域住民が「我が事」として主体的に取り組むこと、そして、地域における様々な課題を「丸ごと」受け止め、包括的に支援する体制を整備することが求められています。

## (2) 法律等の動向

平成30年4月の社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定は任意から努力義務へと変更され、その位置づけも大きく変わりました。地域福祉計画は、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる福祉分野の上位計画として位置づけられ、包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項を盛り込むことが求められています。

また、令和2年の社会福祉法改正により、「重層的支援体制整備事業」が創設されました（令和3年4月施行）。この事業は、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

令和3年3月には、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」が改定され、市町村地域福祉計画策定ガイドラインが示されました。このガイドラインでは、地域福祉の推進において、市町村が地域住民等の参画を得て、地域生活課題を明らかにし、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことが求められています。

令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」は、国及び自治体において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項等を定めたものです。新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻化した孤独・孤立の問題に対し、予防的な観点からの早期発見・早期対応の取組や、NPO等の民間団体との協働による支援体制の構築が求められています。

災害対策基本法の改正（平成25年6月）により、市町村に対して避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、個別避難計画の策定や平時からの地域における支援体制の構築が求められています。また、平成28年5月施行の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、平成28年12月施行の「再犯の防止等の推進に関する法律」により、それぞれ市町村計画の策定が努力義務とされ、地域福祉計画に位置づけることが推奨されています。

これらの法律や制度の動向を踏まえ、王寺町では、住民一人ひとりが地域社会の担い手として、互いに支え合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指し、本計画を策定します。

### (3) 地域福祉の考え方

福祉とは「誰もが幸せに暮らすことが実感できること」ですが、それを住み慣れた地域で実現するためには、法令や制度による社会保障の享受だけでなく、地域で暮らす人たち同士で支え合うことが不可欠です。

そのためには、官・民の専門職による制度・サービスと、住民一人ひとりが主体となって行う多様な助け合いの活動をつないでいくことが、地域福祉の役割となります。王寺町においては、令和2年12月に「参画と協働のまちづくり」を推進するための基本ルールとなる「王寺町まちづくり基本条例」が制定されました（令和3年4月施行）。

地域住民だけでなく、様々な活動をしている団体や地域組織、企業、行政などが、それぞれの役割をもって主体的に参加し、協働しながら、すべての人が人に役立つ喜びを大切にする社会を構築していく「地域福祉」を推進することが必要です。

### (4) 計画策定の趣旨

町では、令和3年3月に「第2期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。このたび計画期間が満了することに伴い、これまでの成果と課題を検証し、国・県の動向や複雑化する福祉課題を踏まえ、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向け、行政と地域が一体となって取り組むための、地域福祉に関する総合的な計画として、新たな指針となる「第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定しました。

## || 2 計画の位置付け

### (1) 地域福祉計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画です。また、王寺町社会福祉協議会と連携を図りながら、王寺町社会福祉協議会が策定する「王寺町地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に基づき定められる「市町村成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく「市町村再犯防止推進計画」の内容を包含します。

### (2) 地域福祉計画に盛り込む事項

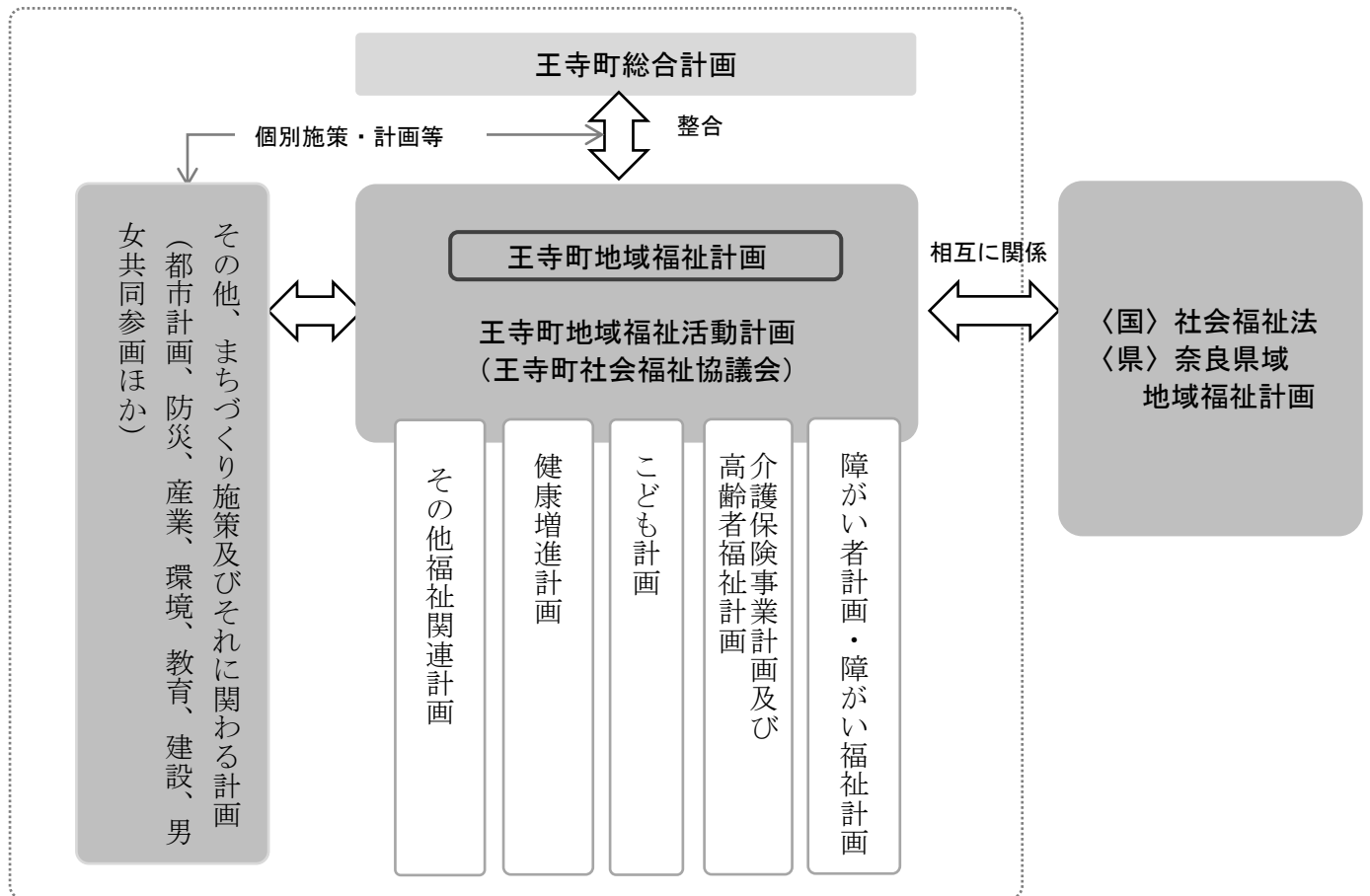
本計画は、次の 5 つの事項について、その具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を盛り込むものとします。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項

### (3) 上位計画、分野別計画・関連計画との関係

本計画は、王寺町総合計画の分野別計画として位置付け、地域福祉を推進する観点から、高齢者、障がい者、こども（子育て支援）等の関連する分野別計画の上位計画に位置付けた福祉分野の総合的な計画とします。

[ 位置付け図 ]



## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

ただし、今後の社会情勢等の変化や分野別計画・関連計画との整合を考慮して、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

## || 4 計画の策定体制

---

### (1) 第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会

本計画を策定するために、計画内容を審議する策定委員会を設置しました。

委員は12人で、地域福祉に関する学識経験者、住民関係団体、社会福祉関係団体、保健医療関係団体、学校教育関係者、社会福祉協議会の代表者等で構成されています。

策定委員会の会議は、令和7年度中に4回開催され、地域福祉の実情、本計画の方向性などの意見をいただきました。

### (2) 地域福祉に関するアンケート調査

本計画の策定にあたり、地域福祉に関する基礎資料を得ることを目的として、18歳以上の住民2,000人に対し、意識調査を実施しました。

### (3) パブリックコメントの実施

広く住民から本計画（素案）に対する意見を求めるため、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

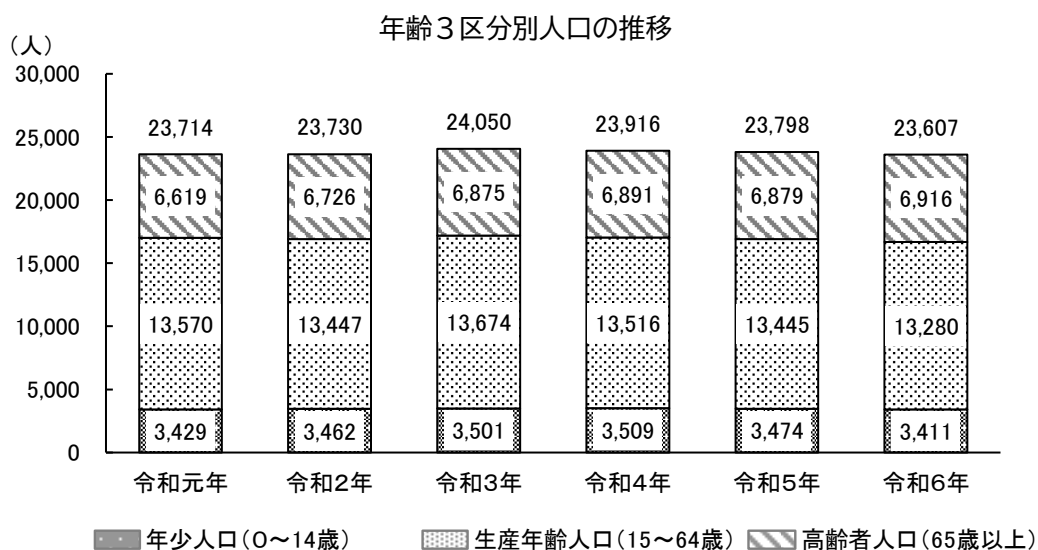
## 第2章 町を取り巻く現状

### 1 統計データで見る王寺町の現状

#### (1) 人口の状況

##### ①年齢3区分別人口の推移

王寺町の人口推移をみると、総人口は令和3年を境に減少傾向にあり、令和6年は23,607人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、高齢者人口（65歳以上）は増加しているのに対し、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあります。



※総人口には年齢不詳を含む。

## ②地区別年齢別人口

地区別年齢別人口をみると、本町地区で最も人口が多くなっています。高齢化率をみると、王寺地区で17.1%と低い一方、明神地区と太子地区で5割を超えています。

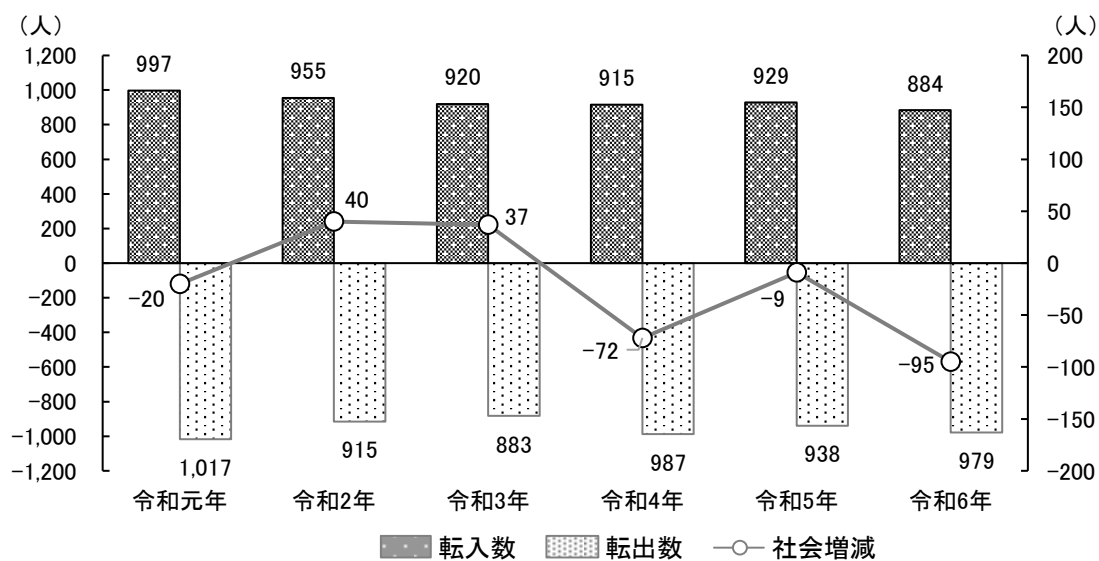
地域名	(単位：人)				高齢化率 (%)
	年少人口	生産年齢人口	高齢者人口	計	
王寺	247	1,348	330	1,925	17.1
葛下	81	319	225	625	36.0
久度	461	2,412	1,015	3,888	26.1
畠田	366	1,975	1,322	3,663	36.1
藤井	30	308	132	470	28.1
舟戸	184	795	388	1,367	28.4
本町	811	2,859	1,481	5,151	28.8
元町	101	571	295	967	30.5
太子	101	525	643	1,269	50.7
明神	157	909	1,128	2,194	51.4
南元町	869	1,268	43	2,180	2.0

資料：住民課（令和6年9月末現在）

## (2) 人口動態の状況

### ①社会動態（転入数と転出数の推移）

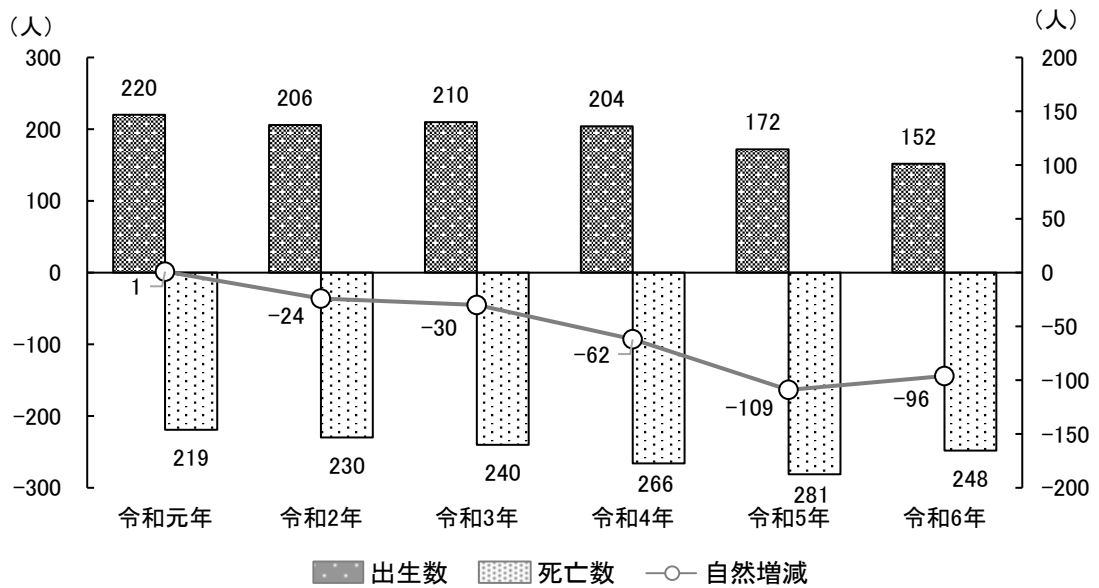
社会動態（転入数と転出数の推移）では、転入数は減少傾向にあり、令和6年は884人となっています。令和6年の転出数は979人となっており、95人の転出超過となっています。



資料：奈良県（各年前年10月1日～9月30日）

## ②自然動態（出生数と死亡数の推移）

自然動態（出生数と死亡数の推移）では、出生数は減少傾向にあり、令和6年では152人となっています。死亡数は増加傾向にあり、令和6年で248人となっています。

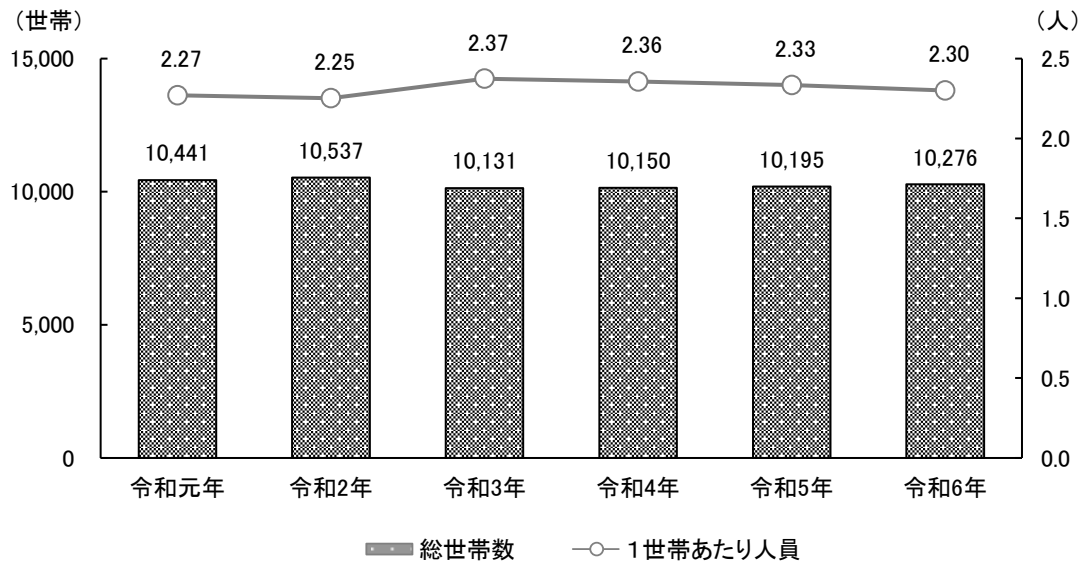


資料：奈良県（各年前年10月1日～9月30日）

### (3) 世帯の状況

#### ①総世帯数と1世帯あたり人員の推移

王寺町の総世帯数をみると、令和3年に減少し、その後は緩やかに増加し令和6年は10,276世帯となっています。一方、1世帯あたり人員は、令和3年以降減少し、令和6年に2.30人となっています。



資料：奈良県（各年10月1日現在）

#### ②家族類型別世帯数の推移

王寺町の家族類型別世帯数をみると、ひとり暮らし世帯、核家族世帯数が年々増加し、高齢夫婦世帯、高齢ひとり暮らしも増加しています。

(単位：世帯)

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯	8,479	8,714	9,336	10,025
単独世帯	1,923	2,105	2,433	2,839
核家族世帯	5,587	5,740	6,219	6,524
夫婦のみ世帯	1,891	2,098	2,323	2,441
夫婦と子どもからなる世帯	3,021	2,820	3,061	3,139
ひとり親と子どもから成る世帯	675	822	835	944
その他世帯	969	869	684	662
3世代世帯	674	553	401	341
高齢夫婦世帯*	880	1,109	1,423	1,543
高齢単身世帯	591	771	987	1,129
母子家庭	107	156	156	168
父子家庭	13	6	7	14

\*高齢夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上のみからなる一般世帯

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## (4) 高齢者の状況

### ①要介護（要支援）認定者数の推移

王寺町の要介護（要支援）認定者数をみると、令和2年の1,285人から、令和6年は1,408人と増加傾向にあります。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
認定率（％）	17.7	17.4	17.1	19.6	20.0
要支援1（人）	151	160	155	141	141
要支援2（人）	211	262	299	313	345
要介護1（人）	284	268	279	205	189
要介護2（人）	246	255	260	280	293
要介護3（人）	169	169	177	188	208
要介護4（人）	140	136	123	154	140
要介護5（人）	84	87	94	85	92
合計（人）	1,285	1,337	1,387	1,366	1,408

資料：王寺町介護保険事業計画・福祉介護課（各年9月末現在）

### ②老人クラブの状況

老人クラブ会員数は減少傾向にあり、令和6年度では1,464人となっています。また、令和6年度は31のクラブが運営されています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数（箇所）	34	33	31	32	31
会員数（人）	1,671	1,585	1,494	1,521	1,464

資料：社会福祉協議会

### ③老人福祉センターの利用状況

老人福祉センター利用者は増加傾向にあり、令和6年度では7,690人となっています。片岡の家（老人憩の家）利用者は、令和6年度では5,308人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
老人福祉センター利用者数（人）	4,600	5,249	6,392	7,637	7,690
片岡の家（老人憩の家）利用者数（人）	3,746	4,532	5,206	6,997	5,308
合計	8,346	9,781	11,598	14,634	12,998

資料：社会福祉協議会

## (5) 障がい者の状況

### ① 障害者手帳所持者数の推移

王寺町の障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和6年度は1,241人となっています。身体障害者手帳所持者は減少している一方、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加しています。令和6年度の手帳所持者の内訳は、身体障害者手帳が731人、療育手帳が200人、精神障害者保健福祉手帳が310人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳(人)	818	806	787	756	731
総人口に占める割合 (%)	3.4	3.3	3.3	3.2	3.1
療育手帳(人)	153	160	176	183	200
総人口に占める割合 (%)	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8
精神障害者保健福祉手帳(人)	210	233	257	284	310
総人口に占める割合 (%)	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3
合計(人)	1,181	1,199	1,220	1,223	1,241
総人口に占める割合 (%)	4.9	5.0	5.1	5.1	5.2

資料：福祉介護課

### ② 障がい者（児）向け事業所

障がい者（児）向け事業所数は、令和6年度は34箇所となっています。

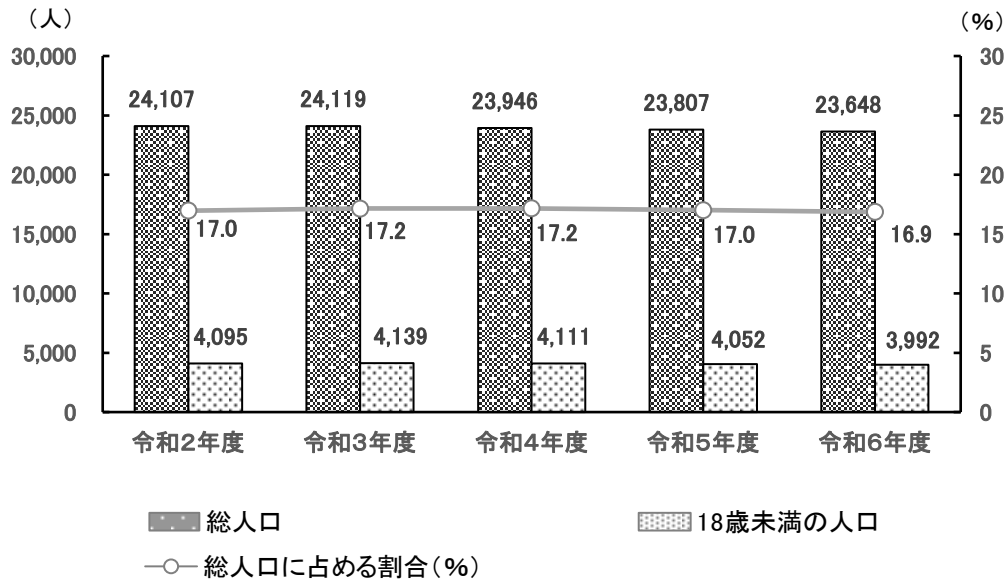
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい者（児）向け事業所 （箇所）	21	25	30	34	34

資料：福祉介護課

## (6) 子ども・子育て家庭の状況

### ①児童人口の推移

児童人口推移をみると、令和3年度を境に減少傾向にあり、令和6年度は3,992人となっています。総人口に占める割合は、令和6年度で16.9%となっています。



資料：住民課（各年度末現在）

### ②ひとり親家庭等医療費助成受給世帯数の推移

ひとり親家庭等医療費助成受給世帯数は令和5年度に205世帯まで減少したものの、令和6年度は218世帯と増加しています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数（世帯）	234	230	220	205	218

資料：国保健康推進課

### ③子どもの見守りに関する状況

「王寺町見守りねっと」協定団体数は令和6年度で54団体、「地域ぐるみ学校見守り隊」登録人数は令和6年度で146人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
「王寺町見守りねっと」協定団体数（団体）	48	51	53	53	54
「地域ぐるみ学校見守り隊」登録人数（人）	—	—	145	166	146

資料：生涯学習課、福祉介護課

#### ④保育所等、幼稚園、学校等の状況

令和6年度における保育所等は3箇所、幼稚園は2箇所、義務教育学校は2箇所となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所等（箇所）	2	3	3	3	3
幼稚園（箇所）	3	3	2	2	2
小学校（箇所）	3	3	2	2	2
中学校（箇所）	2	2			

資料：子育て支援課、学校教育課

※王寺町では、令和4年4月より小・中学校一貫の義務教育学校を開校しました。

#### (7) 生活保護世帯の状況

生活保護世帯数は、令和6年度で162世帯、保護人員は199人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活保護世帯数（世帯）	169	172	168	154	162
保護人員（人）	225	218	211	198	199

資料：奈良県中和福祉事務所

#### (8) 外国人の状況

町の外国人世帯数は増加傾向にあり、令和6年度は160世帯となっています。また、外国人登録者数も増加傾向で、令和6年度は252人となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
外国人世帯数（世帯）	125	111	126	144	160	
外国人登録者数（人）	206	195	214	239	252	
国籍別内訳	ベトナム（人）	55	55	52	47	43
	大韓民国（人）	51	45	47	47	57
	中華人民共和国（人）	21	23	32	36	47
	その他（人）	79	72	83	109	105

資料：住民課

## (9) 地域福祉に関する社会資源の状況

### ①民生児童委員

民生児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域において高齢者の相談や見守り、児童虐待の防止・早期発見等、住民や行政機関、社会福祉協議会と連携を図りながら住民の立場に立った活動をしています。近年では、災害時における要支援者に対する安否確認や避難誘導等の重要な役割も担っています。なお、王寺町の民生児童委員の定数は45人となっています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
民生児童委員数(人)	44	44	44	44	44

資料：福祉介護課（各年12月1日現在）

### ②人権擁護委員

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、法務大臣から委嘱され、住民から人権相談を受けたり、人権意識の普及高揚を図る活動をしています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
人権擁護委員数(人)	6	6	6	6	6

資料：住民課（各年1月1日現在）

### ③保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える、非常勤の国家公務員で、保護司法に基づき法務大臣から委嘱されますが、実質的には民間のボランティアです。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協同して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるように、釈放後の住居や就業先等の調整や相談を行っています。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保護司数(人)	5	5	5	5	5

資料：福祉介護課（各年12月1日現在）

#### ④消防団

消防団は、消防本部や消防署と同様、消防組織法に基づき、それぞれの市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守るという重要な役割を担います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
分団数（分団）	5	5	5	5	5
団員数（人）	128	128	130	130	128

資料：防災統括室

#### ⑤自治会

自治会は、住みよいまちづくりを実現する、生活に最も身近な住民組織です。王寺町内では、現在 54 の自治会が地域住民の相互の連帯と親睦を図るため組織しています。令和6年度の自治会加入率は 83.9%となっており、低下傾向にあります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自治会数（自治会）	53	53	53	54	54
自治会加入率（%）	90.3	83.5	85.2	85.5	83.9

資料：政策推進課

#### ⑥ボランティアの状況

王寺町では令和6年度において、46 のボランティアグループが活動しています。対象はこども、障がい者、高齢者等と多岐にわたり、健康づくりや居場所づくり、レクリエーション活動のほかに、町の美化活動等を行っています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ボランティア団体数（団体）	38	36	41	42	46

資料：社会福祉協議会・全社協ボランティア数調査引用（各年度4月1日現在）

#### ⑦医療機関

令和6年度における病院は1箇所、診療所は28箇所、歯科診療所は16箇所となっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
病院（箇所）	1	1	1	1	1
診療所（箇所）	25	25	26	28	28
歯科診療所（箇所）	15	15	15	16	16

資料：奈良県

## 2 地域福祉に関する王寺町・王寺町社会福祉協議会の取組の現状

### (1) サロン活動の状況

サロン活動への参加者数は、コロナ禍の影響で令和2～3年度は落ち込んでいましたが、回復傾向にあります。ふれあいサロンの箇所数は18箇所と、ほぼ横ばいとなっています。

(単位：人、箇所、回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
サロン活動延べ参加者数	1,056	495	2,624	4,856	4,762
箇所数	15	16	18	18	18
開催回数	50	45	157	221	202
1回当たり平均参加者数	21	11	17	22	24

資料：社会福祉協議会

### (2) こども食堂の状況

こども食堂の設置箇所数は、令和6年度で町内3箇所（3団体）、開催回数は42回となっています。また、1回当たりの平均参加者数は28人でこどもの平均参加者数は約13人となっています。

(単位：人、箇所、回)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
こども食堂 延べ参加者数（内こども）	コロナに より中止	コロナに より中止	194 (23)	712 (243)	1,175 (537)
箇所数	1	1	2	2	3
開催回数	コロナに より中止	コロナに より中止	6	17	42
1回当たり平均参加者数 （内こども）	コロナに より中止	コロナに より中止	32 (6)	42 (14)	28 (13)

資料：社会福祉協議会

### (3) 子育て広場（すくすく広場・わくわく広場・どんぐり）の状況

子育て広場の参加者数は、令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で6,000人台でしたが、令和6年度には12,405人と増加しています。

(単位：回、人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て広場 開催回数(半日1回)	541	450	454	684	741
延べ参加者数(保護者)	3,329	3,305	2,999	5,513	5,694
延べ参加者数(こども)	3,560	3,580	3,413	6,348	6,711
合計	6,889	6,885	6,412	11,861	12,405

資料：保健センター

### (4) 「総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラスト」の状況

体力向上や健康寿命の延伸に有効なスポーツが、気軽に取り組める場を提供するために設立された、「総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラスト」の参加者数は、令和3年度以降、2,200～2,400人台で推移しています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合型地域倶楽部 王寺やわらぎトラスト 延べ参加者数	1,574	2,379	2,436	2,302	2,291

資料：生涯学習課

### (5) 「福祉施設における就労から一般就労」への移行者数の状況

「福祉施設における就労から一般就労」への移行者数は、横ばいの状況です。障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福祉施設における就労から 一般就労への移行者数	5	4	5	5	3

資料：福祉介護課

## (6) 「認知症サポーター養成講座」の状況

「認知症サポーター養成講座」は、指定の教材に基づき講座（90分）を開催し、令和6年度は298人が受講しています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認知症サポーター養成講座受講者数	41	コロナにより中止	コロナにより中止	314	298

資料：福祉介護課

## (7) 「手話奉仕員養成講座」の状況

聴覚障がい者の生活に関連する福祉制度等への理解と認識を深めるために「入門編」と「基礎編」を隔年で開催し、令和6年度は10人が受講しています。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
手話奉仕員養成講座受講者数	コロナにより中止	18	12	15	10

資料：社会福祉協議会

## (8) CCC活動登録団体数の状況

CCC活動（クリエイト・クリーン・サークル）登録団体数は、令和6年度は88団体が登録しています。CCC活動は、美しいまちを目指して、月1回1時間以上の美化作業を行っています。

(単位：団体)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
CCC活動登録団体数 (クリエイト・クリーン・サークル)	86	91	91	90	88

資料：住民課

## (9) ボランティア団体数の状況

ボランティア団体数は、地域福祉・こどもの健全育成等の団体が活動されており、令和6年度は46団体が登録しています。

(単位：団体)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ボランティア団体数	38	36	41	42	46

資料：社会福祉協議会・全社協ボランティア数調査引用（各年度4月1日現在）

## (10) 青少年リーダー（中高生）登録者数の状況

青少年リーダー（中高生）登録者数は、令和6年度は8人でほぼ横ばいの状況です。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
青少年リーダー （中高生）登録者数	9	11	8	8	8

資料：生涯学習課

## (11) 総合相談支援の状況

総合相談支援件数は増加傾向にあります。今後も更なる高齢化に伴い、相談件数の増加が予想されます。相談内容への対応だけでなく、そこから地域課題を抽出し、課題解決に向けた検討（地域ケア個別会議）を行っていく必要があります。

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合相談支援件数	207	279	222	229	246

資料：福祉介護課

## (12) 避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定締結自治会数の状況

令和6年度現在では、28自治会が協定締結を行っており、町内54自治会すべての協定締結を目指しています。

(単位：自治会)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
避難行動要支援者名簿情報の 提供に関する協定締結 自治会数	27	28	28	28	28

資料：防災統括室

### (13) 成年後見制度に関する相談の状況

平成 30 年度から、成年後見制度に関する相談支援や利用支援について西和圏域 6 町が三郷町にある「権利擁護支援センターななつぼし」に委託し、高齢者や障がい者の財産や権利を法的に守る支援等を行っています。

(単位：件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
成年後見制度に関する 相談委託受理件数 (「ななつぼし」へ委託分)	1	3	6	5	5

資料：福祉介護課

### (14) 人権学習懇談会の参加者数の状況

人権学習懇談会の参加者数は、令和 6 年度では 153 人となっています。令和 5 年度までは、地区別懇談会形式で開催していましたが、令和 6 年度からは出前講座形式での開催に変更しています。

(単位：人)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人権学習懇談会 参加者数	コロナにより中止	コロナにより中止	コロナにより中止	179	153

資料：生涯学習課

## 3 町民アンケート調査から見る王寺町の現状

### (1) 地域福祉の推進に関する意識調査の概要

本計画の策定にあたり、住民の地域福祉に関する認識や課題、意向等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として実施しました。なお、前回調査は令和2年度に実施しています。

#### ① 調査対象

18歳以上の住民（住民基本台帳による無作為抽出）

#### ② 調査方法

郵送配布、郵送回収

#### ③ 調査時期

令和7年1月31日～2月14日

#### ④ 回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
2,000通	802通	40.1%

※注：調査結果の比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が100%を超える場合があります。

### (2) 回答者の基本属性

#### ① 性別

	n	%
男性	308	38.4
女性	478	59.6
回答しない	8	1.0
無回答	8	1.0
全体	802	100.0

#### ② 年齢

	n	%
18～19歳	9	1.1
20～29歳	33	4.1
30～39歳	88	11.0
40～49歳	104	13.0
50～59歳	115	14.3
60～64歳	48	6.0
65～69歳	86	10.7
70～74歳	80	10.0
75～79歳	95	11.8
80歳以上	137	17.1
無回答	7	0.9
全体	802	100.0

### ③ 居住地域

	n	%
久度	128	16.0
王寺	85	10.6
舟戸	41	5.1
葛下	25	3.1
本町	159	19.8
畠田	126	15.7
元町	29	3.6
藤井	11	1.4
太子	52	6.5
明神	97	12.1
南元町	41	5.1
無回答	8	1.0
全体	802	100.0

### ④ 世帯構成

	n	%
親、子、孫の世帯（3世代）	54	6.7
親、子の世帯（2世代）	354	44.1
祖父母、孫の世帯（2世代）	4	0.5
夫婦のみの世帯	257	32.0
兄弟姉妹の世帯	5	0.6
一人暮らし世帯	113	14.1
その他	3	0.4
無回答	12	1.5
全体	802	100.0

### ⑤ 居住年数

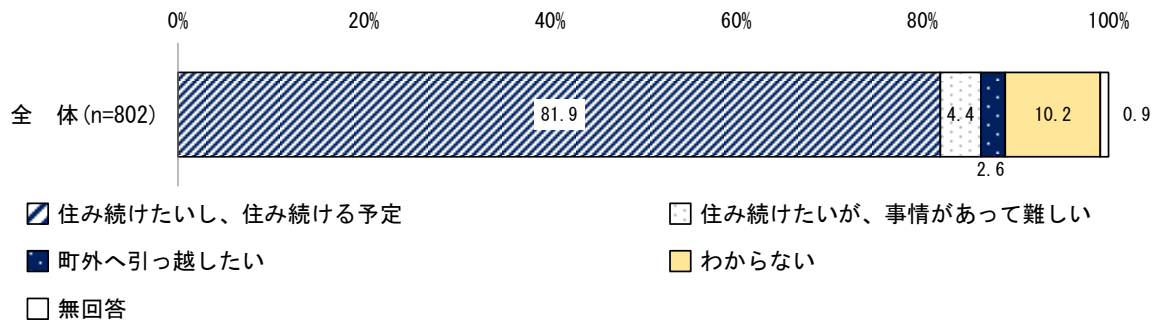
	n	%
5年未満	65	8.1
5年～9年	52	6.5
10年～19年	132	16.5
20年～29年	95	11.8
30年～39年	176	21.9
40年以上	274	34.2
無回答	8	1.0
全体	802	100.0

### ⑥ 職業

	n	%
会社などに勤めている	224	27.9
自営業や農業など	41	5.1
パート、アルバイトなど	117	14.6
専業主婦（夫）	155	19.3
学生	14	1.7
無職（学生、家事専業を除く）	217	27.1
その他	25	3.1
無回答	9	1.1
全体	802	100.0

### ⑦ 今後の居留意向

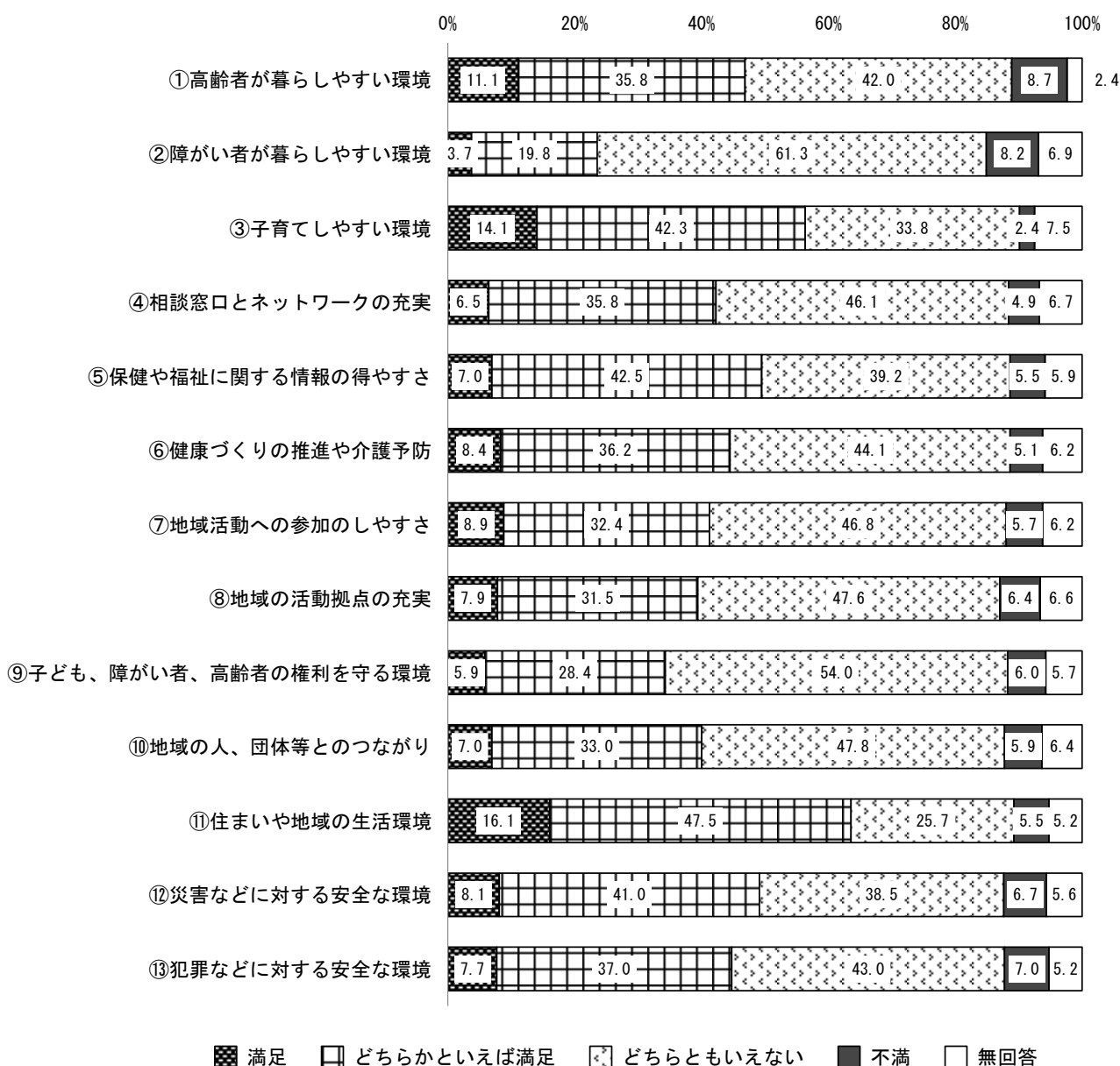
今後の町への居留意向については、「住み続けたいし、住み続ける予定」の割合が81.9%と高く、「住み続けたいが、事情があって難しい」が4.4%、「町外へ引っ越したい」が2.6%となっています。



### (3) 地域福祉の推進に関する意識調査の主な結果

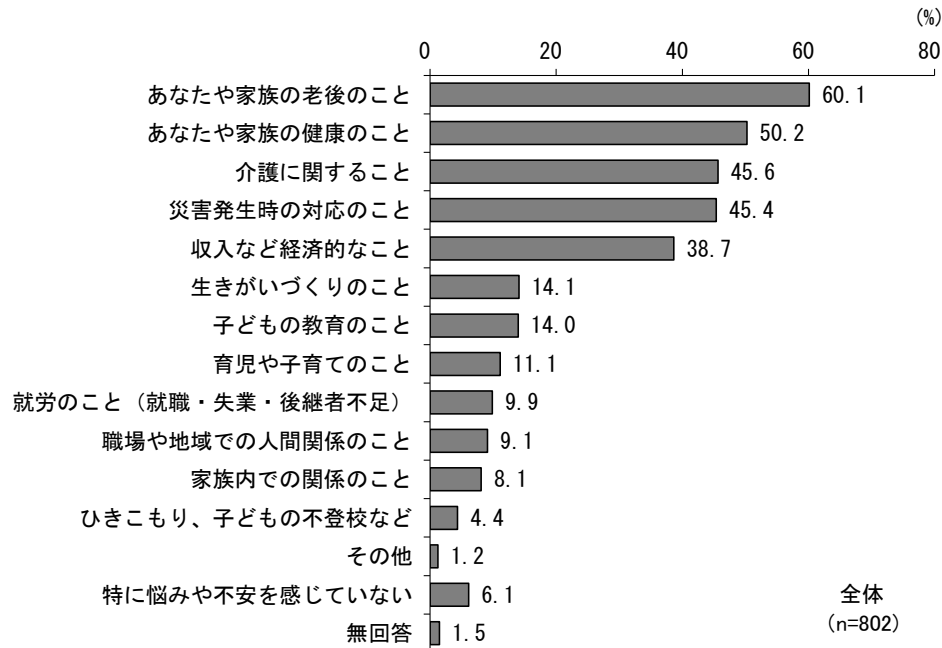
#### ①住んでいる地域での満足度

現在住んでいる地域の満足度については、「満足」と「どちらかといえば満足」の割合を合わせた満足度では、「住まいや地域の生活環境」と「子育てしやすい環境」が約6割と高くなっている一方、「障がい者が暮らしやすい環境」が23.5%、「子ども、障がい者、高齢者の権利を守る環境」が34.3%、「地域の活動拠点の充実」が39.4%と満足度が低くなっています。



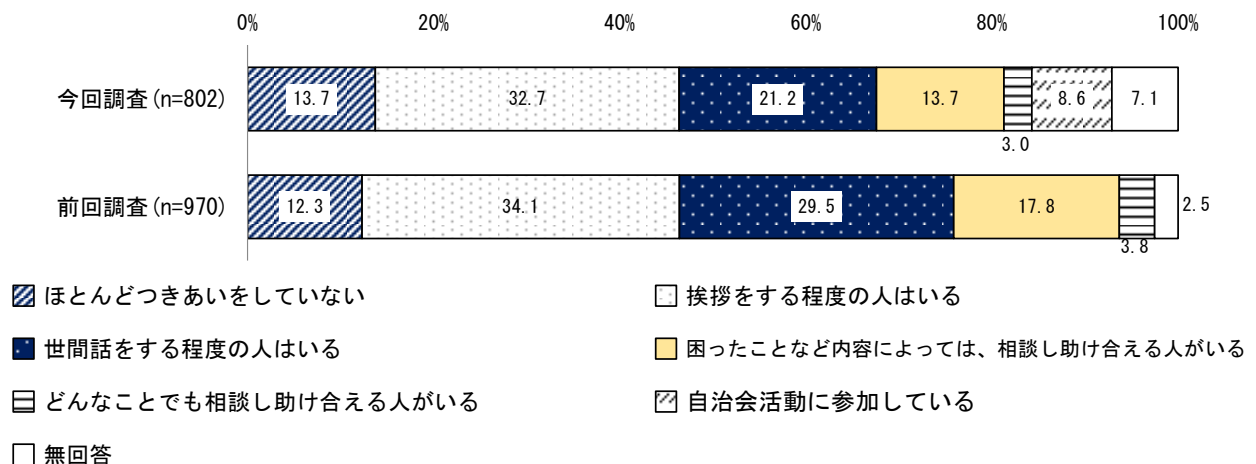
## ②生活の中で不安に感じることについて

生活の中で不安に感じることについては、「あなたや家族の老後のこと」の割合が60.1%と最も高く、次いで「あなたや家族の健康のこと」が50.2%、「介護に関すること」が45.6%、「災害発生時の対応のこと」が45.4%となっています。



## ③日頃の近所づきあいについて

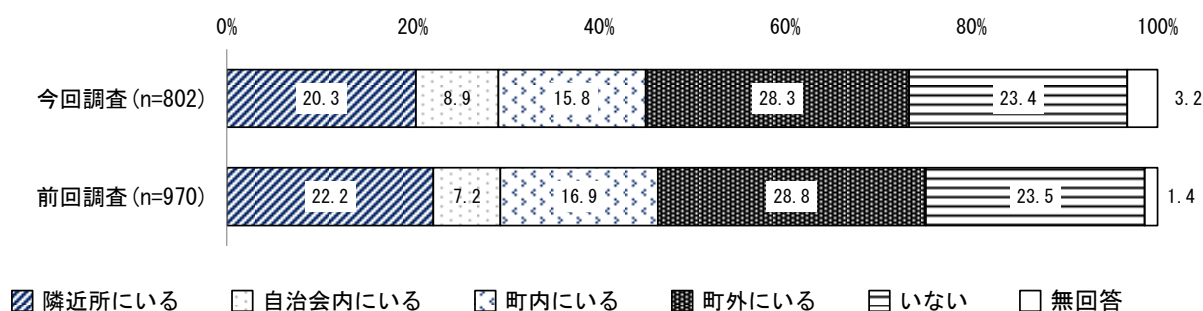
近所づきあいの状況については、「挨拶をする程度の人はいる」の割合が32.7%と最も高くなっています。「自治会活動に参加している」が8.6%、「どんなことでも相談し助け合える人がある」が3.0%の一方、「ほとんどつきあいをしていない」が13.7%となっています。



※今回調査では「自治会活動に参加している」の項目を追加

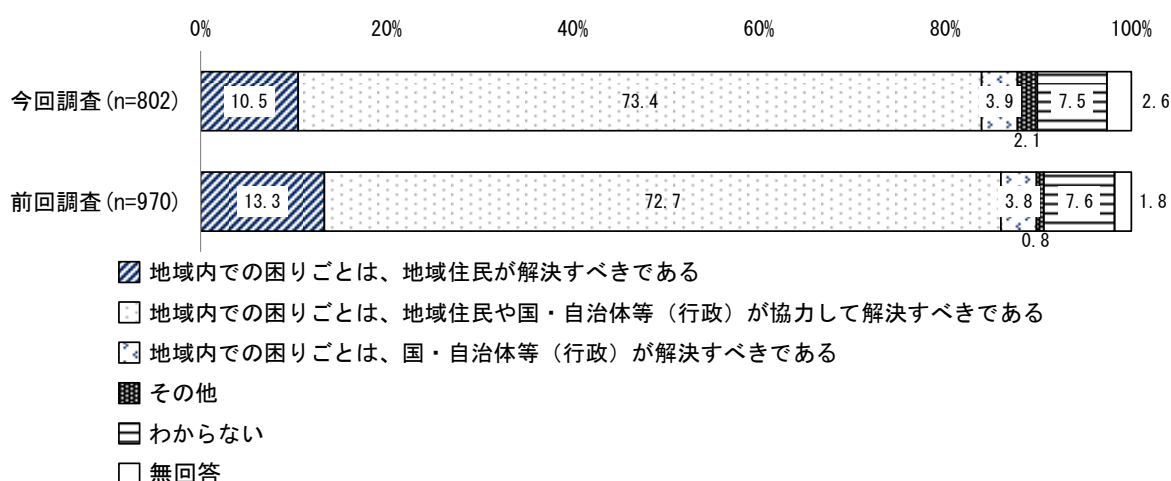
#### ④家族以外で急な困りごとや緊急時の際に頼める人の有無について

「町外にいる」の割合が28.3%と最も高く、次いで「いない」の割合が23.4%と高くなっています。



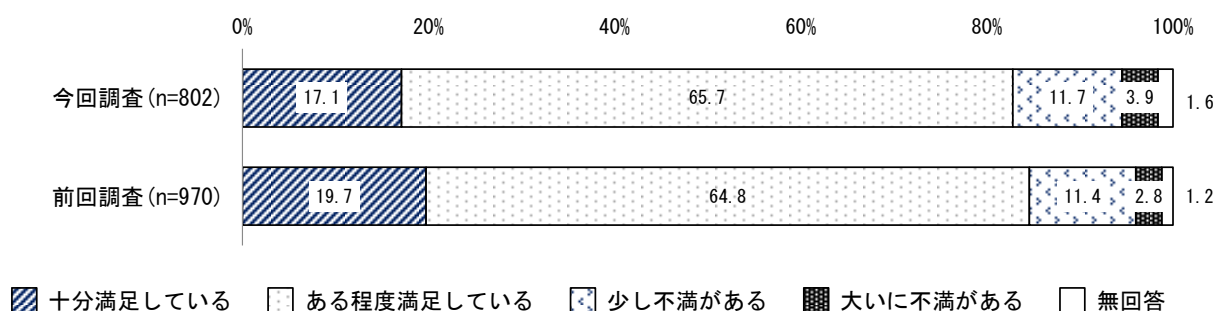
#### ⑤地域内での困りごとの解決方法について

「地域内での困りごとは、地域住民や国・自治体等（行政）が協力して解決すべきである」の割合が73.4%と最も高くなっています。一方「地域内での困りごとは、地域住民が解決すべきである」の割合は10.5%となっています。



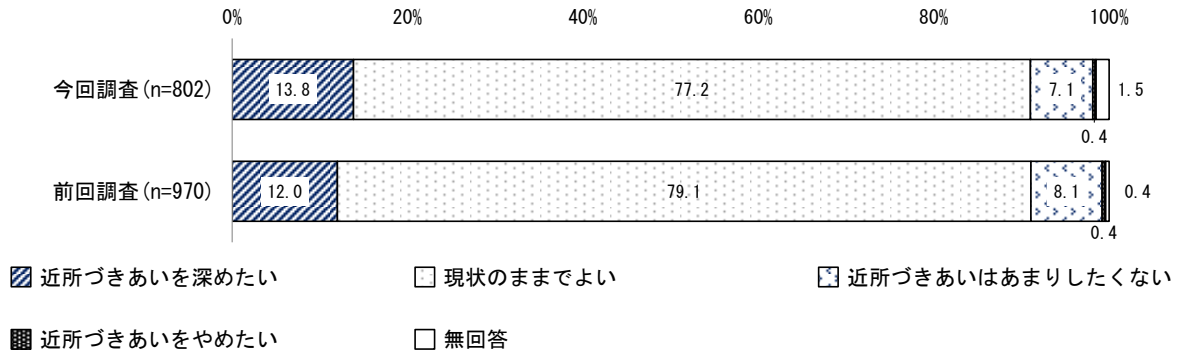
#### ⑥今の近所づきあいの満足度について

「ある程度満足している」の割合が65.7%と最も高く、次いで「十分満足している」の割合が17.1%となっています。



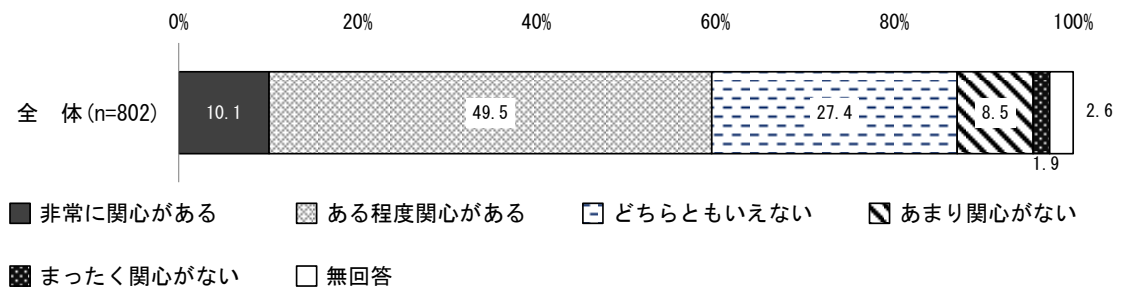
### ⑦今の近所づきあいについて

「現状のままでよい」の割合が77.2%と最も高く、次いで「近所づきあいを深めたい」の割合が13.8%となっています。



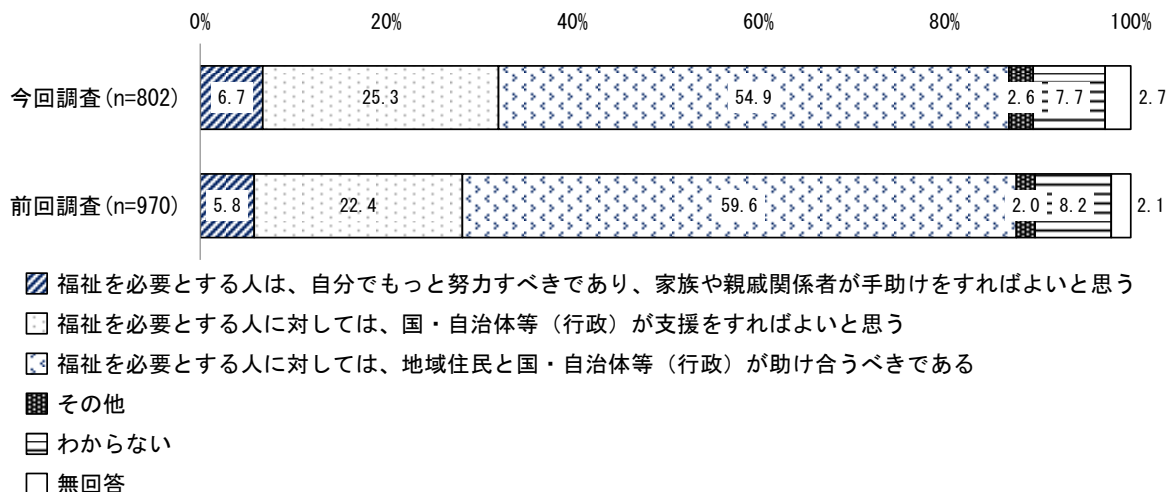
### ⑧福祉への関心について

福祉に関心があるかについては、「非常に関心がある」が10.1%、「ある程度関心がある」が49.5%と、『関心がある』人は合わせて59.6%となっています。一方、「あまり関心がない」が8.5%、「まったく関心がない」が1.9%と、『関心がない』人は合わせて10.4%となっています。



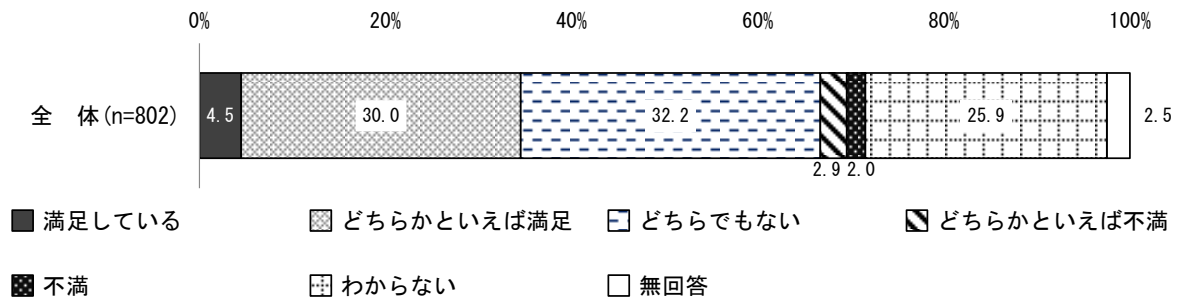
### ⑨福祉についての考え方について

福祉に対する考え方については、「福祉を必要とする人に対しては、地域住民と国・自治体等（行政）が助け合うべきである」の割合が54.9%と最も高く、次いで「福祉を必要とする人に対しては、国・自治体等（行政）が支援をすればよいと思う」が25.3%、「福祉を必要とする人は、自分でもっと努力すべきであり、家族や親戚関係者が手助けをすればよいと思う」が6.7%となっています。



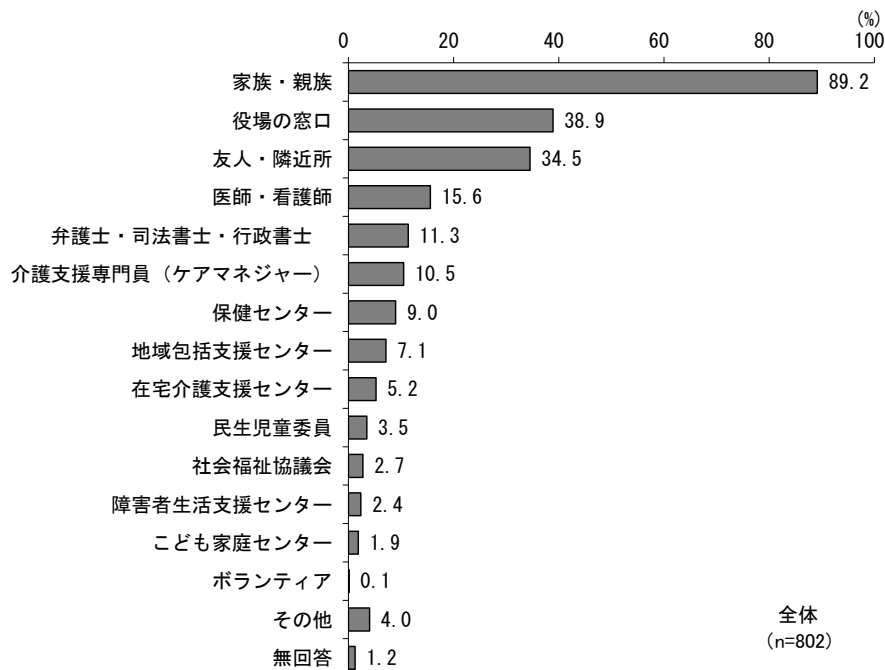
## ⑩町の福祉の満足度

町の福祉の満足度については、「満足している」が 4.5%、「どちらかといえば満足」が 30.0%と、『満足している』人は合わせて 34.5%となっています。一方、「どちらかといえ  
ば不満」が 2.9%、「不満」が 2.0%と、『不満である』人は合わせて 4.9%となっています。



## ⑪困りごとの相談相手

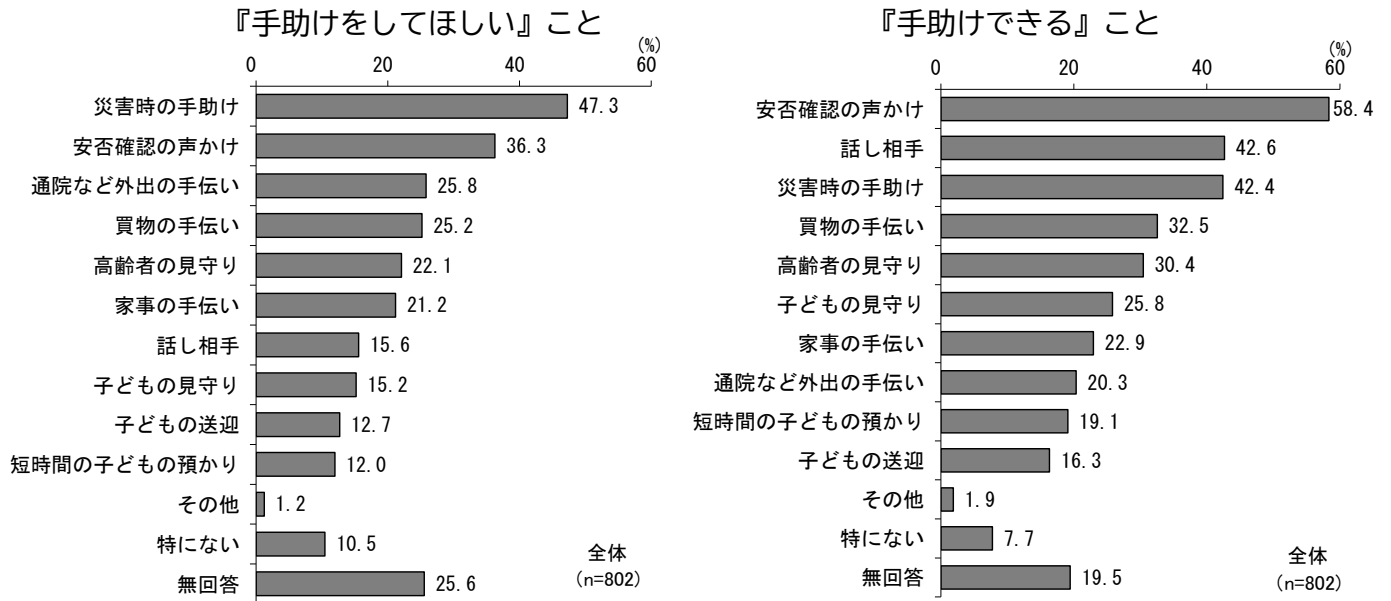
困りごとの相談相手については、「家族・親族」の割合が 89.2%と際立って高く、次いで「役場の窓口」が 38.9%、「友人・隣近所」が 34.5%となっています。



### ⑫地域で『手助けをしてほしい』『手助けできる』と思うことについて

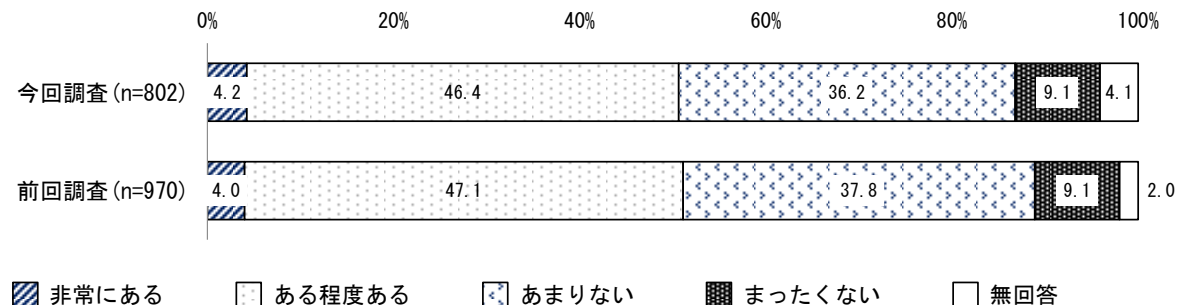
日常生活が不自由になったときに手助けしてほしいことについては、「災害時の手助け」の割合が47.3%と最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が36.3%、「通院など外出の手伝い」が25.8%、「買物の手伝い」が25.2%となっています。

手助けできることについては、「安否確認の声かけ」の割合が58.4%と最も高く、次いで「話し相手」が42.6%、「災害時の手助け」が42.4%となっています。



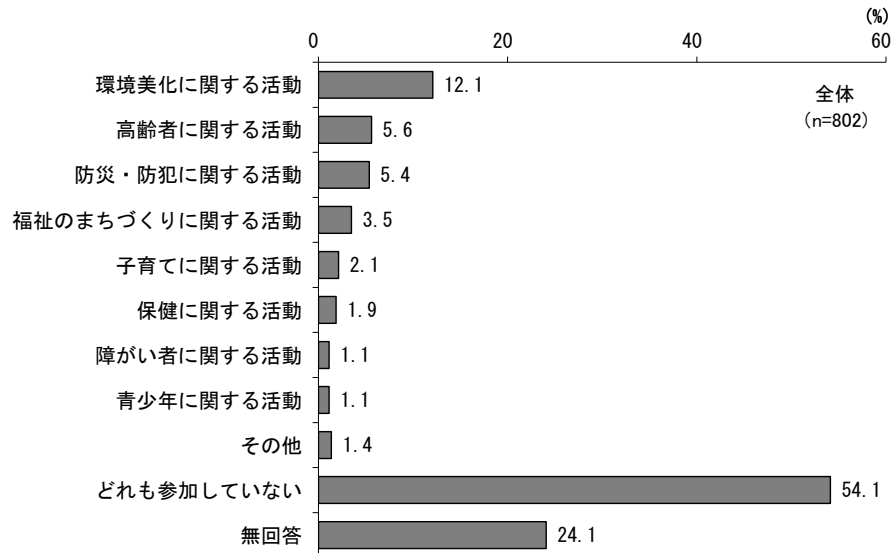
### ⑬ボランティア活動に関心があるかについて

ボランティア活動への関心については、「非常にある」が4.2%、「ある程度ある」が46.4%と、『関心がある』人は合わせて50.6%となっています。一方、「あまりない」が36.2%、「まったくない」が9.1%となっています。



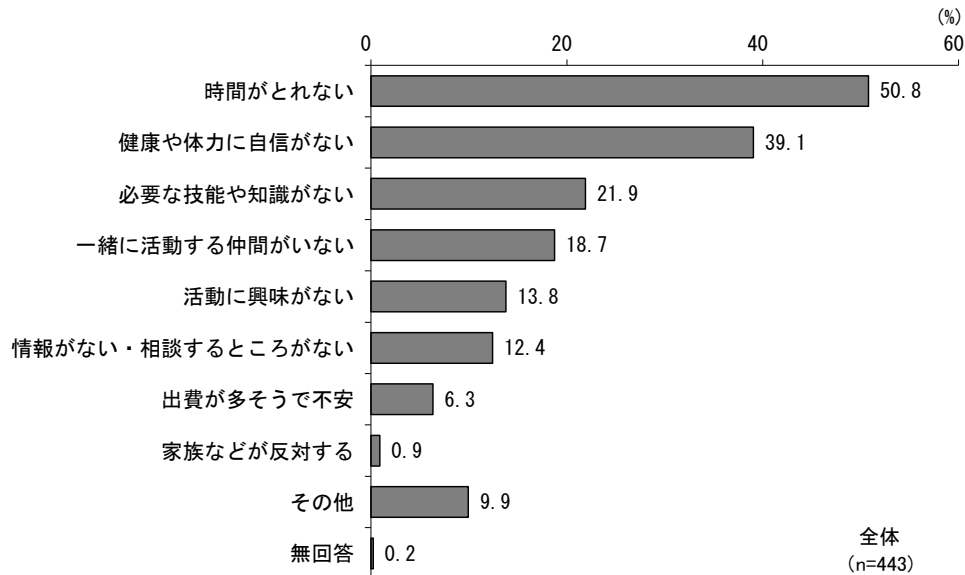
#### ⑭ ボランティアやNPO、地域活動の参加状況について

現在参加しているボランティアや地域活動については、「環境美化に関する活動」の割合が12.1%と最も高く、次いで「高齢者に関する活動」が5.6%、「防災・防犯に関する活動」が5.4%となっている一方、「どれも参加していない」が54.1%となっています。



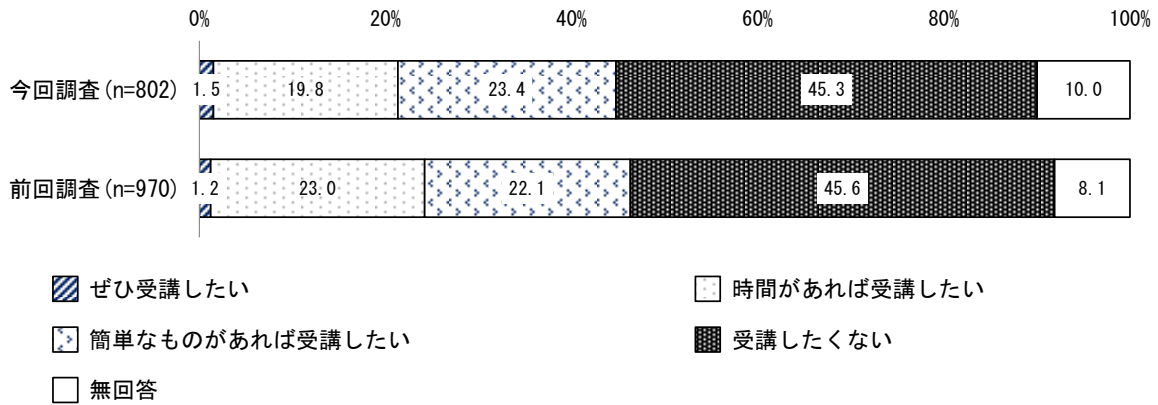
#### ⑮ ボランティア活動等をしていない理由・したくない理由について

ボランティア活動に参加していない理由については、「時間がとれない」の割合が50.8%と最も高く、次いで「健康や体力に自信がない」が39.1%、「必要な技能や知識がない」が21.9%となっています。



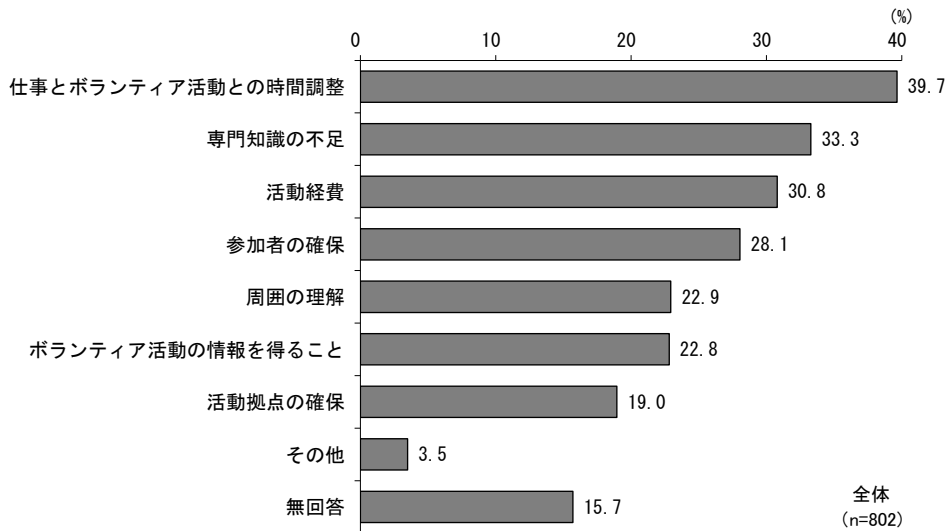
## ⑩ボランティア講座などの受講意向について

ボランティア講座などへの受講意向については、「ぜひ受講したい」が1.5%、「時間があれば受講したい」が19.8%、「簡単なものがあれば受講したい」が23.4%と、『受講の意向がある』人は合わせて44.7%となっています。一方、「受講したくない」が45.3%となっています。



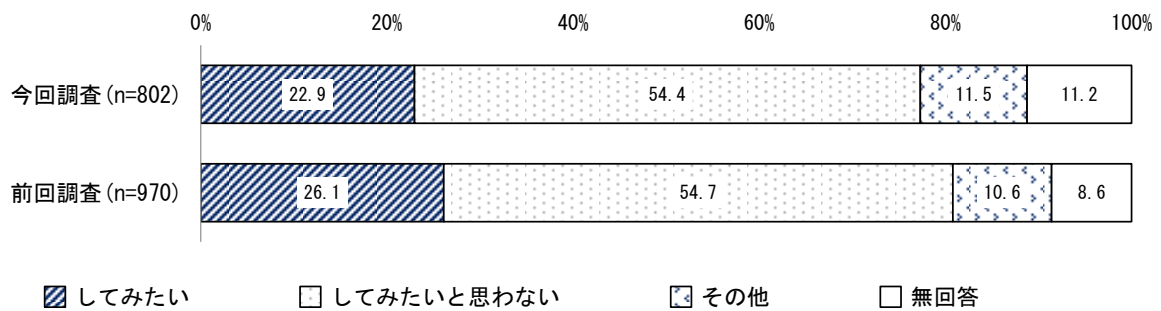
## ⑪ボランティア活動を行う上での課題について

ボランティア活動を行う上での課題については、「仕事とボランティア活動との時間調整」の割合が39.7%と最も高く、次いで「専門知識の不足」が33.3%、「活動経費」が30.8%となっています。



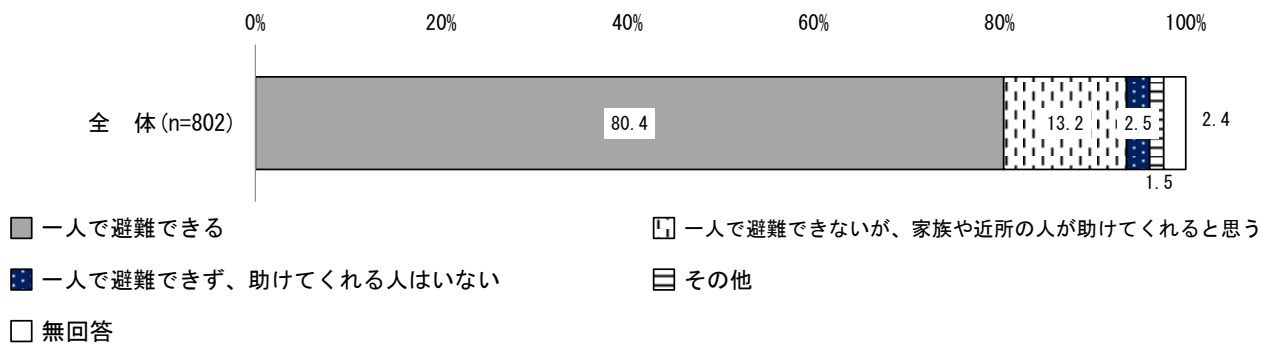
### ⑱ ボランティア全般にわたる登録制度があれば登録してみたいかについて

ボランティア登録制度への登録意向については、「してみたい」が22.9%、「してみたいと思わない」が54.4%となっています。



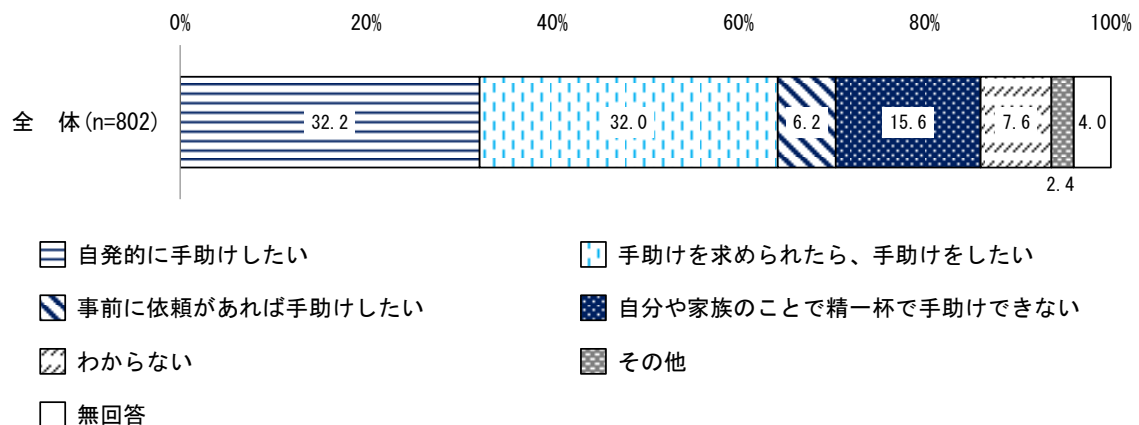
### ⑲ 災害発生時の避難について

災害発生時に一人で避難できるかについては、「一人で避難できる」が80.4%、「一人で避難できないが、家族や近所の人を助けてくれると思う」が13.2%、「一人で避難できず、助けてくれる人はいない」が2.5%となっています。



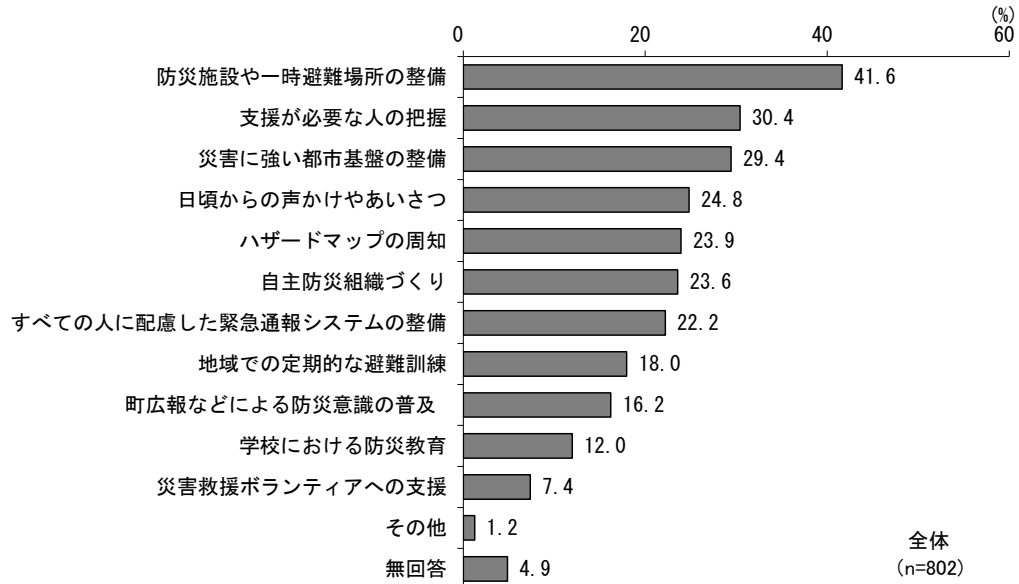
### ⑳ 近隣で災害が発生した場合、どのような活動ができるかについて

災害が起きたときに、隣近所に自力で避難できない人や安否不明な人がいたらどう対応するかについては、「自発的に手助けしたい」が32.2%、「手助けを求められたら、手助けをしたい」が32.0%、「事前に依頼があれば手助けしたい」が6.2%、「自分や家族のことで精一杯で手助けできない」が15.6%となっています。



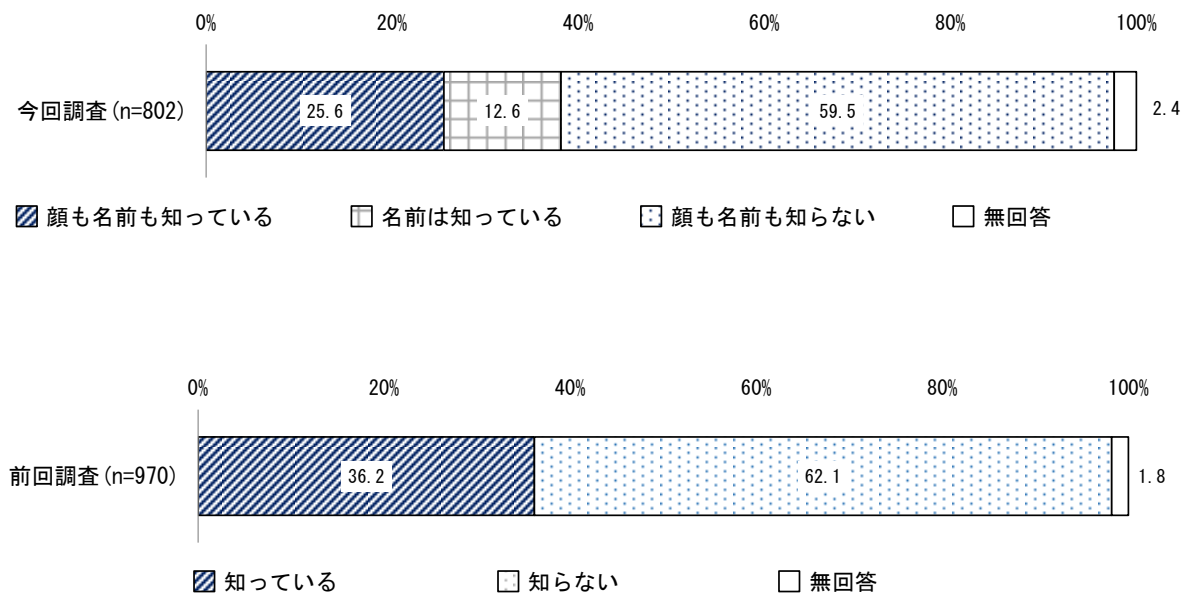
## ②災害時に必要な備えについて

地域における災害時に必要な備えについては、「防災施設や一時避難場所の整備」の割合が41.6%と最も高く、次いで「支援が必要な人の把握」が30.4%、「災害に強い都市基盤の整備」が29.4%となっています。



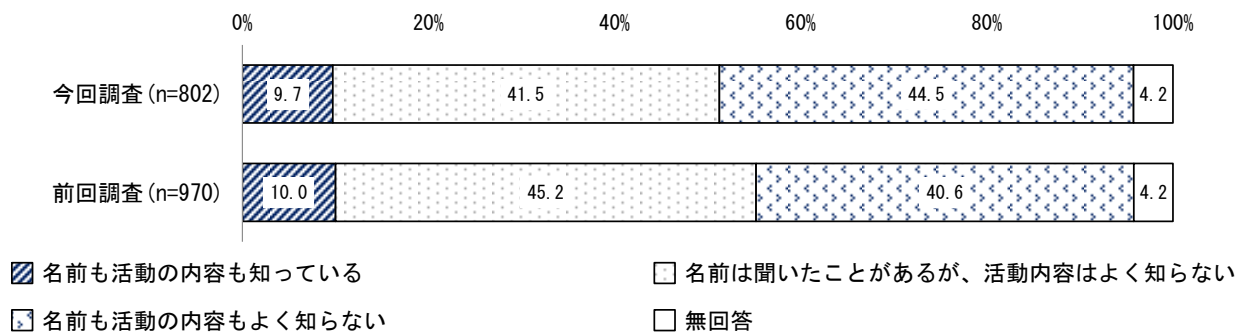
## ②住んでいる地区担当の民生児童委員の認知度について

住んでいる地区担当の民生児童委員を知っているかについては、「顔も名前も知っている」が25.6%、「名前は知っている」が12.6%、「顔も名前も知らない」が59.5%となっています。



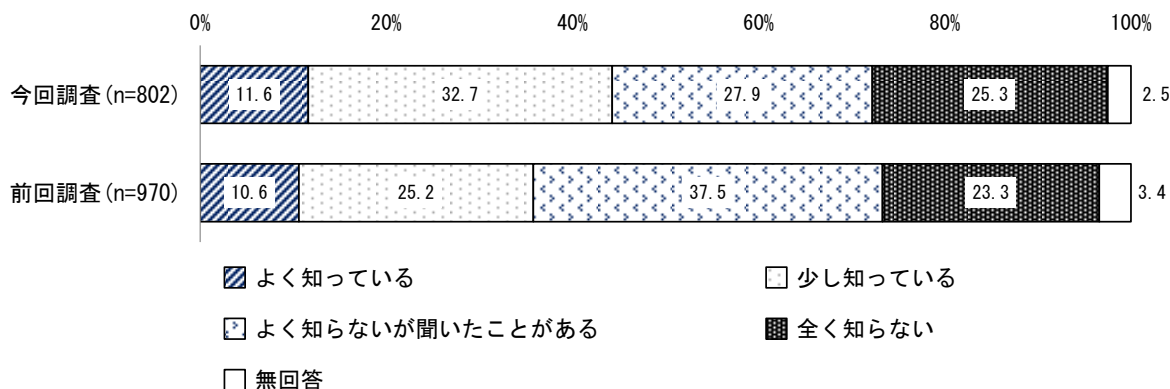
### ②王寺町社会福祉協議会の認知度について

王寺町社会福祉協議会の認知度については、「名前も活動の内容もよく知らない」の割合が44.5%で最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、活動内容はよく知らない」41.5%、「名前も活動の内容も知っている」の割合が9.7%となっています。



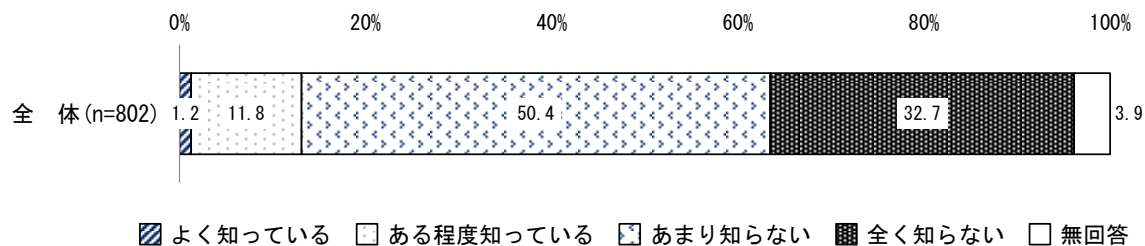
### ④「成年後見制度」の認知度について

「成年後見制度」の認知度については、「少し知っている」の割合が32.7%で最も高く、次いで「よく知らないが聞いたことがある」27.9%、「全く知らない」の割合が25.3%となっています。



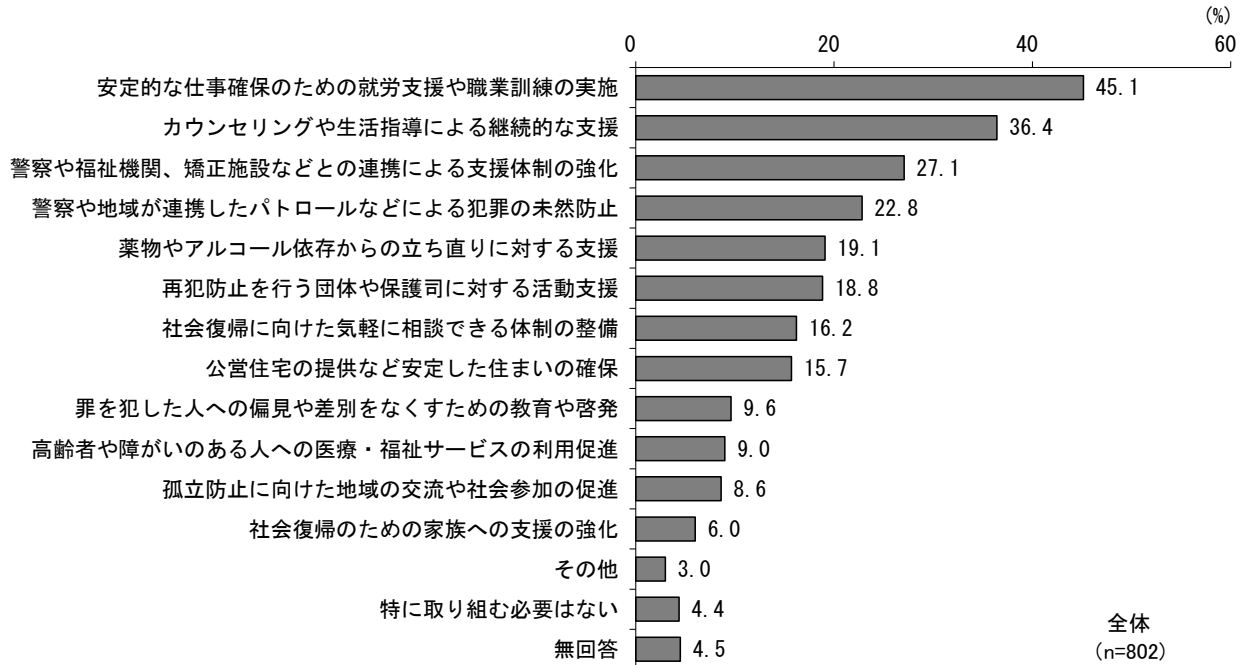
### ⑤再犯防止の取組の認知度について

再犯防止の取組の認知度については、「よく知っている」が1.2%、「ある程度知っている」が11.8%と、『知っている』人の割合が13.0%となっています。一方、「あまり知らない」が50.4%、「全く知らない」が32.7%となっています。



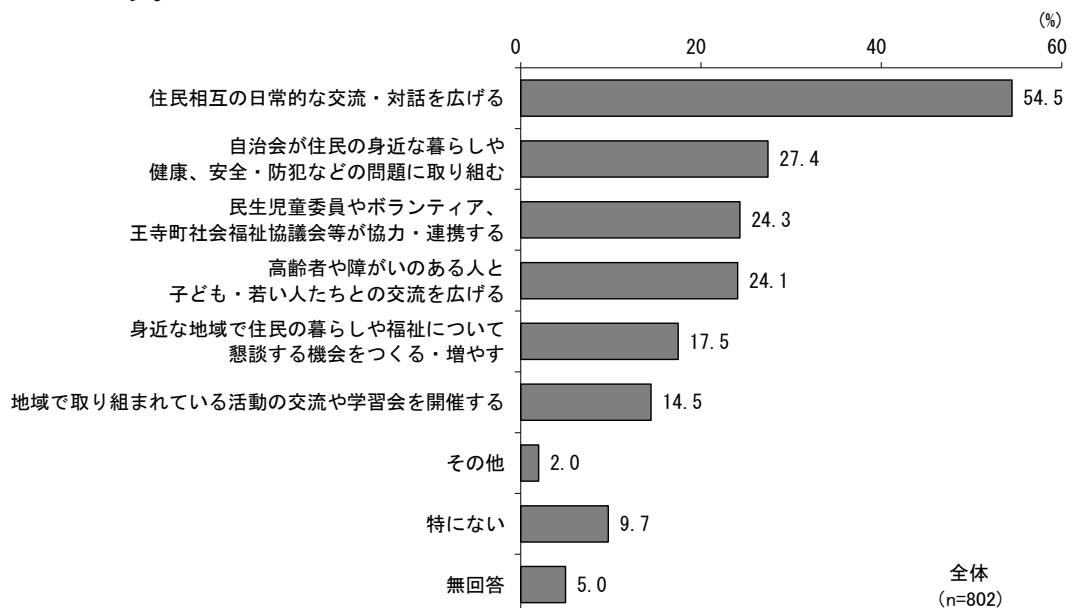
## ②⑥再犯防止に必要な取組

再犯防止のために町や地域が取り組むべきことについては、「安定的な仕事確保のための就労支援や職業訓練の実施」の割合が45.1%と最も高く、次いで「カウンセリングや生活指導による継続的な支援」が36.4%、「警察や福祉機関、矯正施設などとの連携による支援体制の強化」が27.1%となっています。



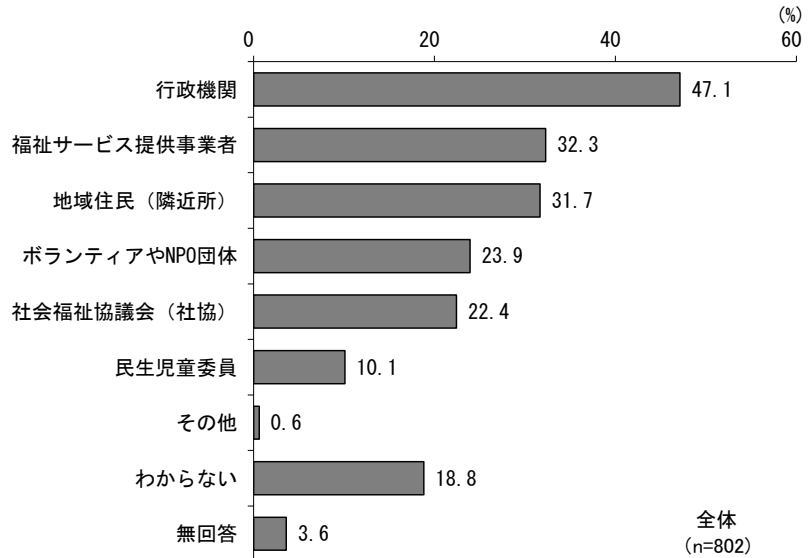
## ②⑦地域福祉活動を進める上で必要なこと

お互いに力を合わせて、安心して暮らせるまちづくり（地域福祉活動）を進める上で、住民が取り組むべきことについては、「住民相互の日常的な交流・対話を広げる」の割合が54.5%と際立って高く、次いで「自治会が住民の身近な暮らしや健康、安全・防犯などの問題に取り組む」が27.4%、「民生児童委員やボランティア、王寺町社会福祉協議会等が協力・連携する」が24.4%、「高齢者や障がいのある人と子ども・若い人たちとの交流を広げる」が24%台となっています。



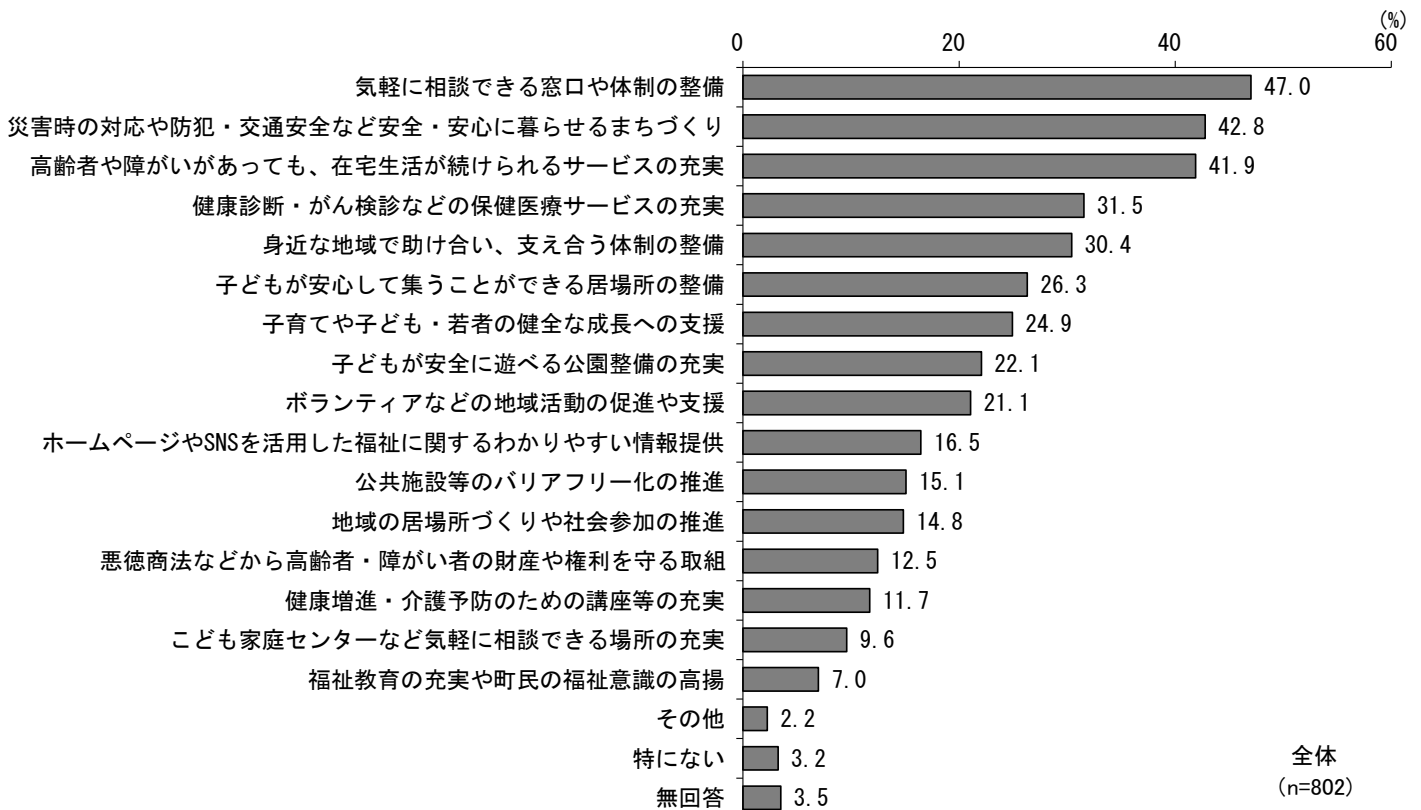
⑳ これからの『福祉』の担い手としてふさわしい団体や人について

『福祉』の担い手として、家族以外にどのような人や団体がふさわしいと思うかについては、「行政機関」の割合が47.1%で最も高く、次いで「福祉サービス提供事業者」が32.3%、「地域住民（隣近所）」が31.7%となっています。



㉑ 町が取り組むべき福祉施策

今後、地域福祉の充実のために王寺町が積極的に取り組むべきことについては、「気軽に相談できる窓口や体制の整備」の割合が47.0%で最も高く、次いで「災害時の対応や防犯・交通安全など安全・安心に暮らせるまちづくり」が42.8%、「高齢者や障がいがあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が41.9%となっています。



## 4 団体アンケート調査から見る王寺町の現状

### (1) 地域福祉の推進に関する意識調査の概要

本計画の策定にあたり、住民の地域福祉に関する認識や課題、意向等を把握し、施策を検討する上での基礎資料とすることを目的として実施しました。

#### ①調査対象

町内で活動する団体 48 団体

#### ②調査方法

手渡しによる配布回収、郵送配布・回収

#### ③調査時期

令和7年3月21日～31日

#### ④回収結果

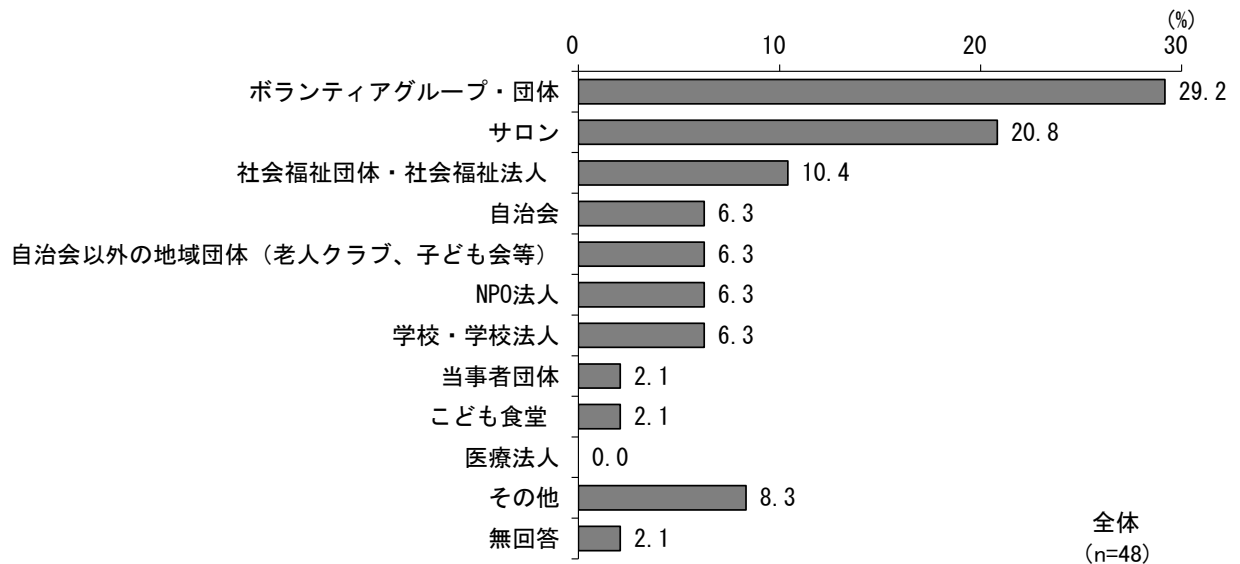
配布数	有効回答数	有効回答率
48 件	48 件	100%

※注：調査結果の比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が 100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が 100%を超える場合があります。

## (2) 回答団体の属性

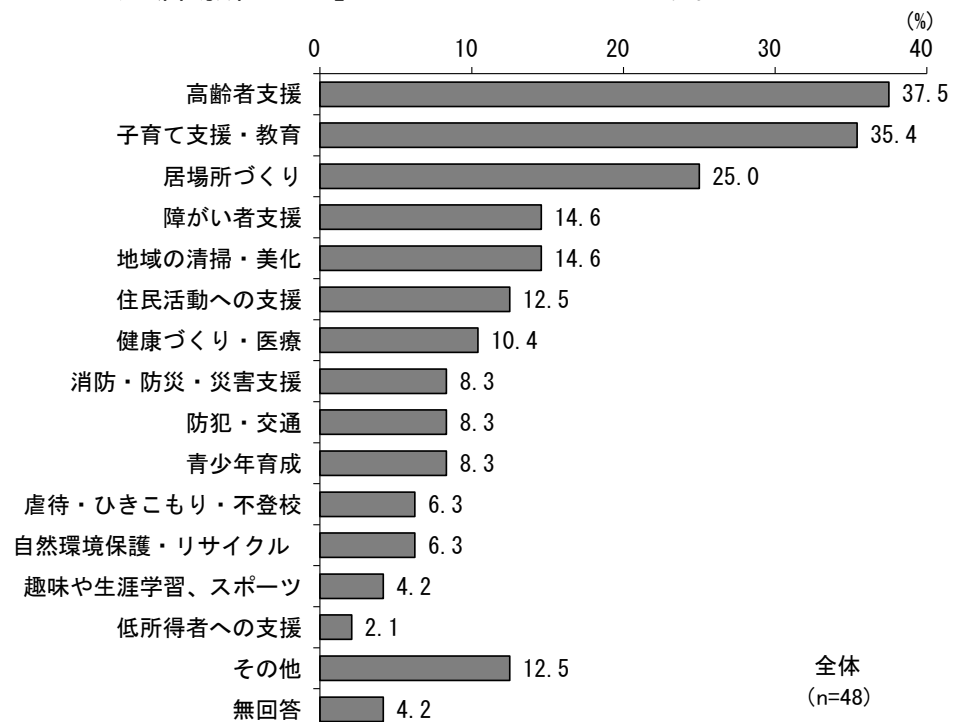
### ①団体の形態

団体の形態は「ボランティアグループ・団体」の割合が29.2%と最も高く、次いで、「サロン」が20.8%、「社会福祉団体・社会福祉法人」が10.4%となっています。



### ②活動分野

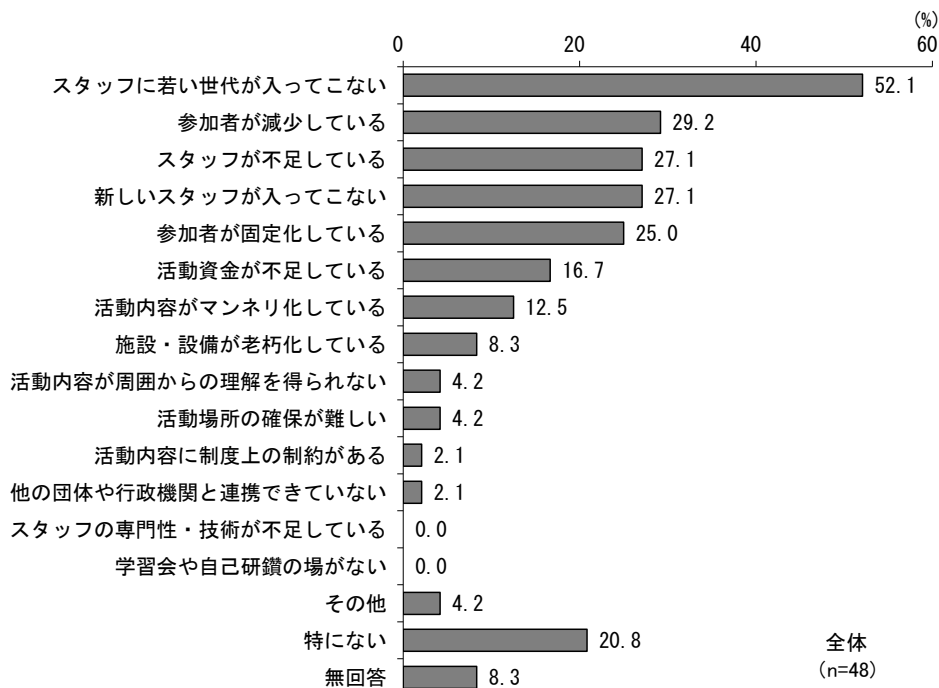
活動分野については、「高齢者支援」の割合が37.5%と最も高く、次いで、「子育て支援・教育」が35.4%、「居場所づくり」が25.0%となっています。



### (3) 団体アンケート調査の主な結果

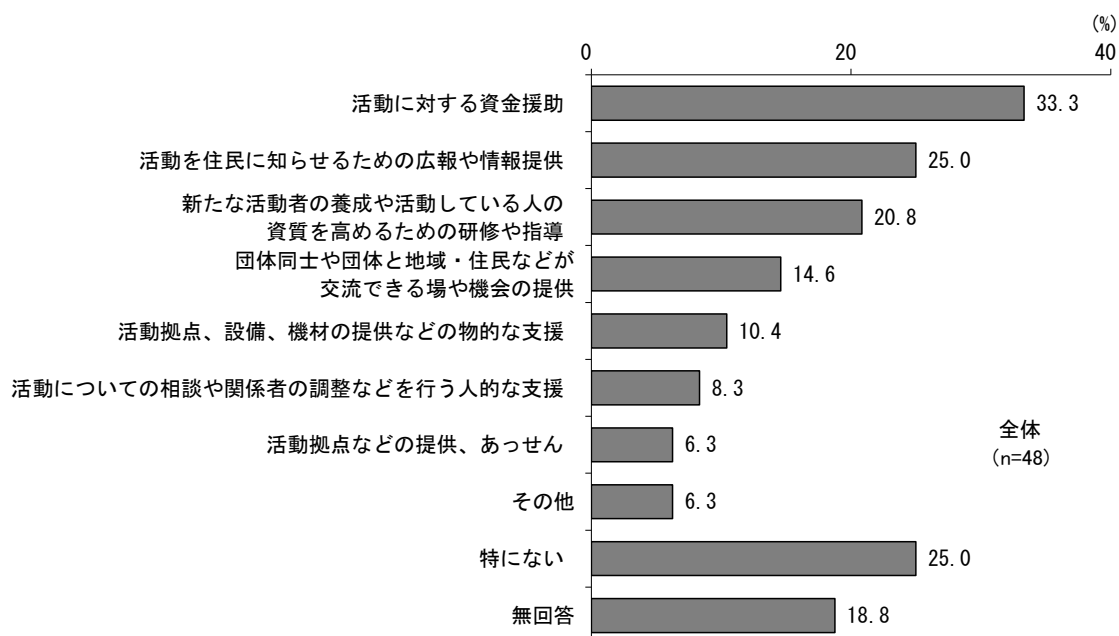
#### ①活動上の課題

活動上での課題については、「スタッフに若い世代が入ってこない」の割合が52.1%と最も高く、次いで「参加者が減少している」が29.2%、「スタッフが不足している」と「新しいスタッフが入ってこない」が27.1%となっています。



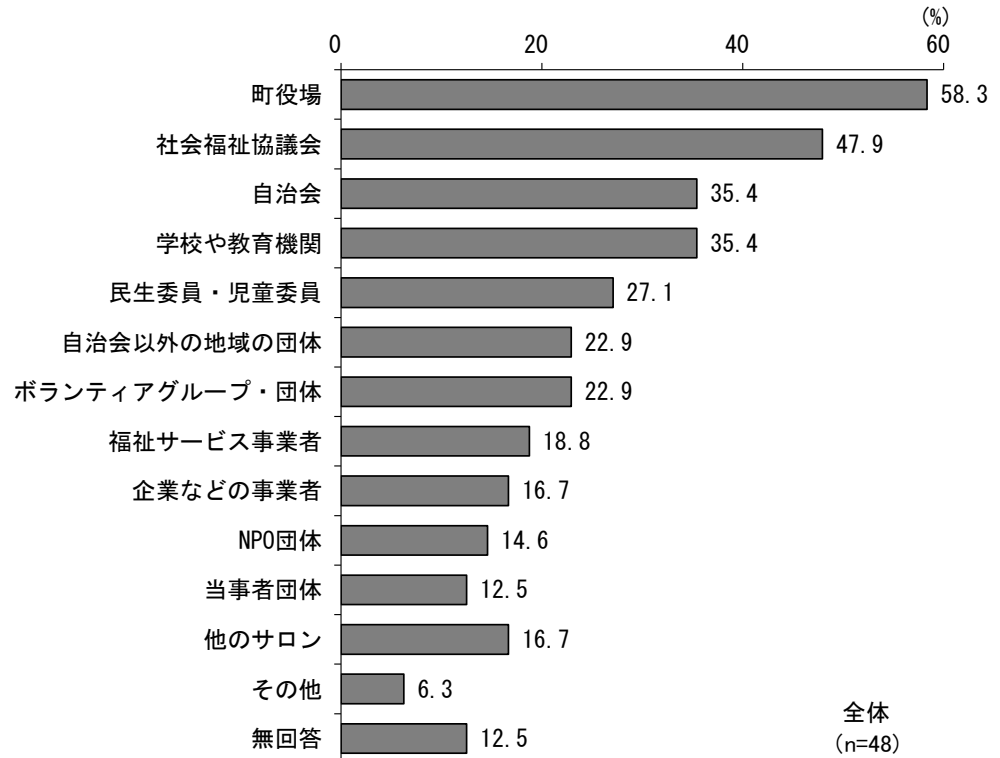
#### ②町に望む支援

町に望む支援については、「活動に対する資金援助」の割合が33.3%と最も高く、次いで「活動を住民に知らせるための広報や情報提供」が25.0%、「新たな活動者の養成や活動している人の資質を高めるための研修や指導」が20.8%となっています。



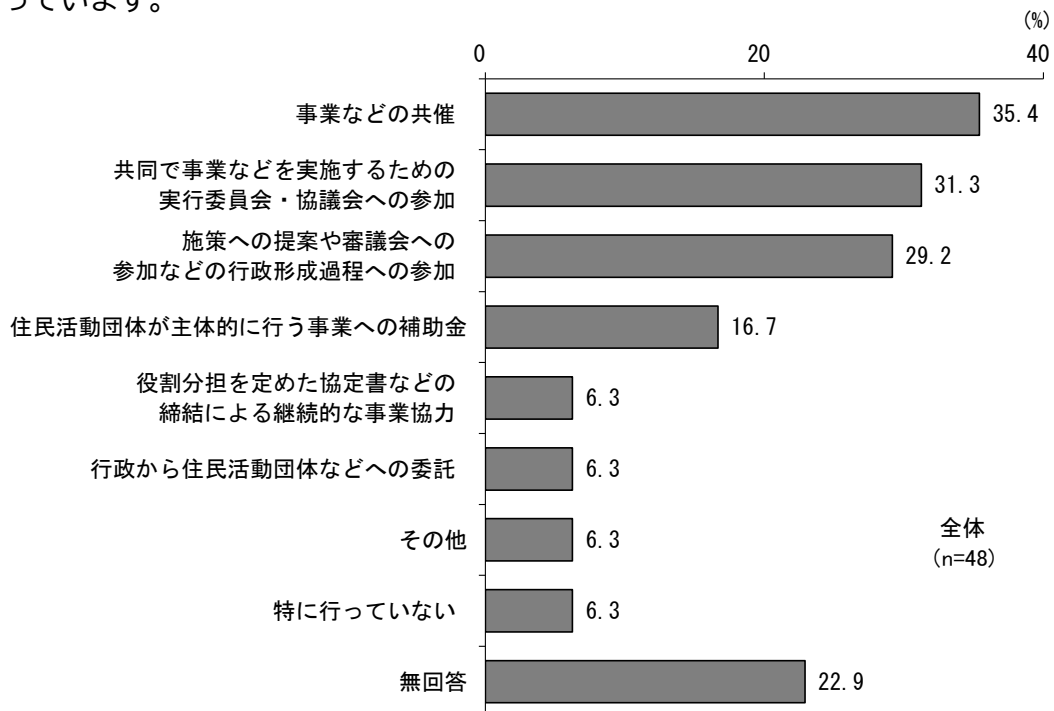
### ③連携している団体

交流や協力関係にある団体については、「町役場」の割合が58.3%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が47.9%、「自治会」と「学校や教育機関」が35.4%となっています。



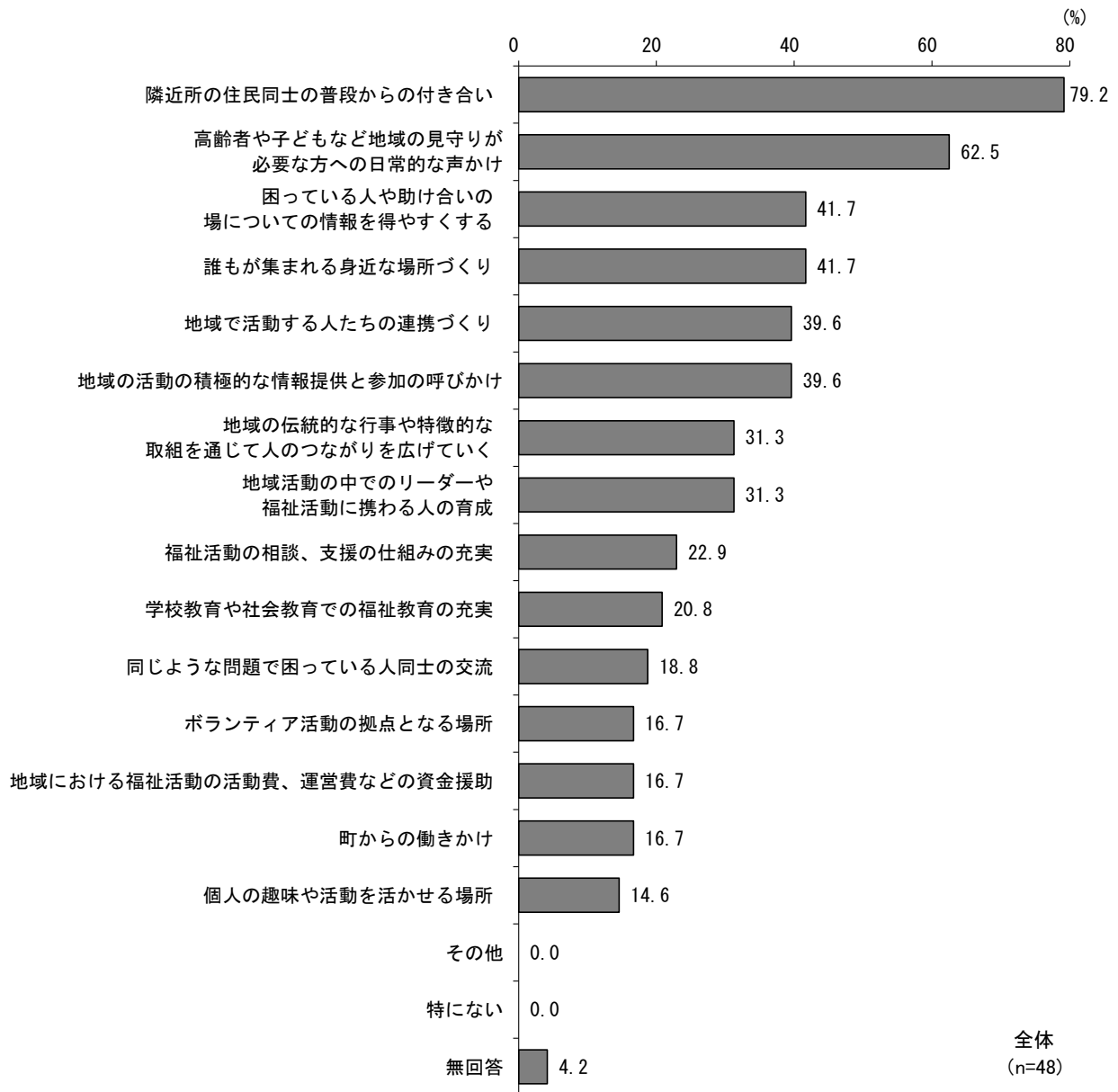
### ④行政との協働内容

行政と行っている協働の内容については、「事業などの共催」の割合が35.4%と最も高く、次いで「共同で事業などを実施するための実行委員会・協議会への参加」が31.3%、「施策への提案や審議会への参加などの行政形成過程への参加」が29.2%となっています。



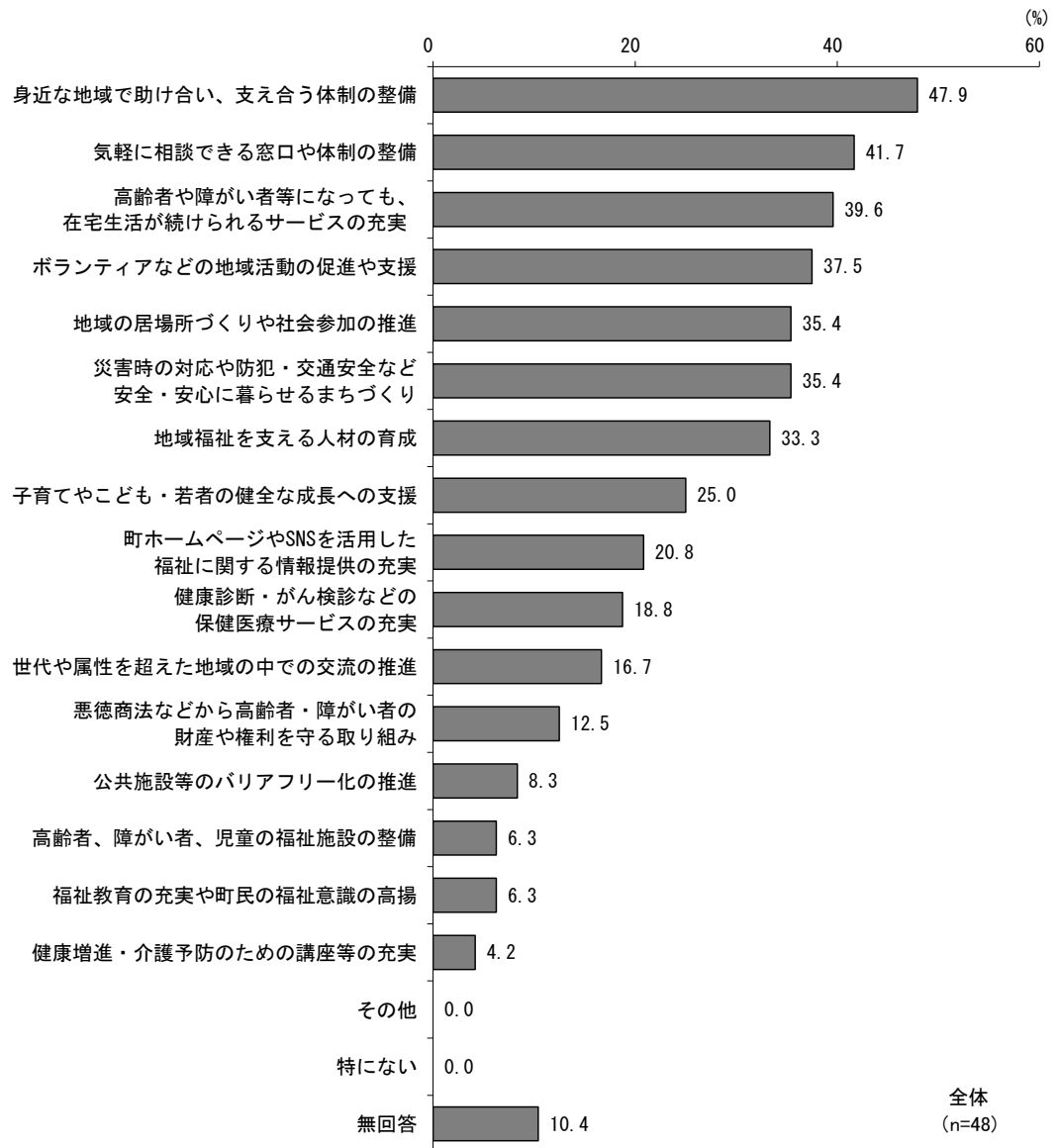
## ⑤福祉活動を活性化させるために必要な取組

地域での福祉活動を活性化させるために必要な取組については、「隣近所の住民同士の普段からの付き合い」の割合が79.2%と最も高く、次いで「高齢者や子どもなど地域の見守りが必要な方への日常的な声かけ」が62.5%、「困っている人や助け合いの場についての情報を得やすくする」と「誰もが集まれる身近な場所づくり」が41.7%となっています。



## ⑥地域福祉の充実に向けて町が取り組むべきこと

地域福祉の充実に向けて町が取り組むべきことについては、「身近な地域で助け合い、支え合う体制の整備」の割合が47.9%と最も高く、次いで「気軽に相談できる窓口や体制の整備」が41.7%、「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が39.6%となっています。



## 5 計画の評価とアンケート調査から見える課題

ここでは、第2期計画策定以降の王寺町及び王寺町社会福祉協議会、地域住民、各種団体の様々な取組と、国・県の動向やアンケート調査などから、第3期計画で解決していくための課題整理を行いました。

### 課題1 ふれあい、生きがいをもてる居場所づくり

近年、少子高齢化や核家族化が進行する中で、近所づきあいの希薄化が進んできており、地域との関係性が薄れてきていることが課題となっています。

町民アンケートでは、地域住民の有志による健康づくり活動や地域福祉に関する活動に参加者として参加意向のある人は65.5%となっています。また、家庭や職場・学校以外に居心地良く安心して過ごせる『第3の居場所』を「もっている」が40.0%、「もっていないが、もちたい」が11.8%となっています。

地域福祉やサロン活動に参加意向のある人を実際の参加につなげるため、情報提供や参加しやすい環境づくり、年代やライフスタイルなど属性に応じた参加しやすい時間帯や内容の検討を図る必要があります。

地域で見守り、支え合う関係を構築するためには、地域に住む人々の交流を深めることが重要となります。一人ひとりが周囲を気にかけて、見守り、気づき、声を掛け合うことが大切なことから、地域での交流活動を促進し、地域住民の交流の機会を増やしていくことが求められます。

### 課題2 地域を支える人づくり

CCC（クリエイト・クリーン・サークル）活動登録団体数、ボランティア団体数もほぼ変わらない状況にある一方、認知症サポーター養成講座の受講者数、手話奉仕員、介護（生活支援）ボランティアの登録者は増加しています。

町民アンケートでは、福祉（生活などで困っている方へのサポートなど）に関心がある人、ボランティア活動に関心がある人、ボランティア講座を受講したい人の割合は、前回計画策定時と比べてほぼ変わらない状況にあります。

地域福祉やボランティア活動について関心を持ってもらうため、SNSや町広報紙などを通じた情報発信を行うとともに、学校や地域、企業などが連携して福祉教育を進める必要があります。また、地域活動やボランティア活動に気軽に参加することができる環境や機会の提供が必要です。

少子高齢化やライフスタイルの変化などにより、地域福祉やボランティア団体の担い手不足が深刻化しており、研修や学習機会の提供による人材育成を図るとともに、次世代の担い手に活動を継承していくための仕組みづくりが求められます。加えて、地域活動やボランティア団体に対する支援が必要となります。

### 課題3 助け合い・支え合いのつながりづくり

町民アンケートでは、近所づきあいで、ほとんど付き合いをしていない人の割合は前回計画策定時と比べて、微増となっています。また、急な困りごとや緊急時の際に家族以外に頼める人がいない人の割合はほぼ横ばいとなっています。

身近な地域で助け合い、支え合うまちづくりを目指していくためにも、「あいさつ+1（プラスわん）運動」などの活動を促進するなど、地域内での見守り、支え合う体制整備を支援していくことが必要です。

ヤングケアラーやひきこもり、8050問題など複合的な課題や制度の狭間にあり、単独の機関・団体では解決が困難なケースが近年増加しています。複雑な課題などには、公的な機関などによる包括的な相談支援体制が必要であり、地域の助け合いとともに重層的な支援体制を構築することが求められます。

民生児童委員、社会福祉協議会の認知度は特に若年層で低いことから、認知度向上に向けた取組が必要です。また、活動内容・役割の情報発信、住民ニーズに合わせた活動内容の充実（多世代交流、子育て支援など）などが求められます。

近年、災害等の非常時の避難体制などへの関心が高まりつつあります。「互近助」の意識を高め、支援を必要とする人に対する平時の見守り活動から、災害時の円滑な避難支援行動につなげることが必要です。支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができるよう、自主防災組織の活動支援や避難行動要支援者名簿の把握などにより、防災ネットワークの構築を図っていくことが必要です。

今後、高齢者・障がいのある人の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まることから、「人権」に加え「福祉」の意識づくりや、認知症や虐待防止など、十分に理解がされていないケース等に関する周知・啓発を行っていくことが必要です。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の基本的な考え方

地域福祉を着実に推進するために、本計画の基本理念を定め、理念の実現に向けて基本目標を設定します。地域福祉の推進に向け町が一体となって取り組むためには、住民・地域・行政が積極的に地域活動に参画できるよう道筋を示すことが重要です。

また、地域福祉の考え方のひとつである「共助」も重要となります。今後は、このような福祉への関心や考え方を自治会活動やボランティア活動等の地域福祉活動への一人ひとりの積極的な参加へとつなげていくために、参加のきっかけづくりとして啓発活動や情報提供等を充実していく必要があります。福祉の取組が、困りごとがあるときや災害時等の特別なこととして存在するのではなく、日頃から福祉を身近に感じ、普段の生活の中に、自然と助け合い・支え合いの心が息づくまちの実現を目指します。

## 2 計画の基本理念

王寺町では、「<sup>やわらぎ</sup>和の鐘」に込められた「<sup>やわらぎ</sup>和」の心を大切にし、王寺町を愛する気持ちや、相手を思いやる気持ちの継承を願って地域福祉を推進するための基本理念を、第2期計画に引き続き「みんなにやさしく わらい顔があふれ らいふステージにあった やわらぎのまちづくり ~ぎゅっとつながるまち おうじ~」と決めました。

この理念は、どんなライフステージの人にも合った、明るく、つながりのあるまちづくりをイメージしています。「自助」「共助」「公助」の考え方にのっとり、住民、地域、行政がそれぞれ助け合い、支え合いながら地域の課題を「我が事」として共有し、課題解決に向け協働する仕組みをつくり、こどもから高齢者まで誰もが身近な地域で安心して生活し、明るい声が響き合うまちの実現を目指します。なお、計画の基本理念は、幅広く住民に定着を図っていく必要があり、様々な機会をとらえて周知に努めます。

みんなにやさしく  
わらい顔があふれ  
らいふステージにあった  
やわらぎのまちづくり  
~ぎゅっとつながるまち おうじ~

## 3 計画の基本目標

王寺町では、基本理念に基づき、本計画の具体的な目標を次のとおり定めます。基本目標は、日頃の町及び地域福祉活動の取組や、アンケート調査結果を通じて明らかになった住民のニーズを踏まえて、本計画で取り組むべき目標を設定します。

### 基本目標1 ふれあい、生きがいをもてる居場所づくり

地域に住む様々な人が、年齢や性別、職業、居住年数等の違いを超えて気軽に交流し、集える居場所づくりを推進します。地域のサロン活動やこども食堂などの居場所を活用し、おしゃべりやレクリエーション活動等を通じて互いに顔の見える関係を築いたり、悩みや不安を他者と分かち合いながら地域での孤立化を防ぎます。住民同士の見守りの強化、交流の場や居場所づくりを一体的に推進し、すべての町民が社会とのつながりを実感しながら、住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らすことができるまちの実現を目指します。

### 基本目標2 地域を支える人づくり

地域福祉の主体は地域に関わるすべての人です。現在地域で行われている様々な活動が継続され、活動の輪が広がっていくためにも、地域活動やボランティア活動に気軽に参加することができる環境や機会の充実、情報提供の推進を図ります。

普段から福祉に携わっている人だけでなく、福祉活動に参加する機会が少ない人にも関心を向けてもらえるよう、町や各団体の取組について積極的にPRし、ボランティア活動に参加するきっかけを求めている人には、福祉活動に取り組む機会や情報の提供に努めます。特に、サロンやこども食堂などの交流の場への参加から始まり、そこで培われた関係性やつながりを活かして、段階的に地域活動の担い手として活躍できるような仕組みづくりを推進します。

また、子育て世代や若い世代の地域活動への参加を促進するため、福祉教育の充実や気軽に参加できるイベントや機会の充実、若い世代に訴求しやすい情報提供を行うなど、次世代の担い手づくりを目指します。地域福祉の推進には、知識・経験・アイデアを活かしリーダーシップを発揮する人材の存在が重要であり、幅広い視点から地域の課題を検討し、様々な立場から地域を支える人材の育成を図ります。

### 基本目標3 助け合い・支え合いのつながりづくり

---

様々な人が暮らしやすい地域社会を実現するためには、地域における共生を促進し、つながりを強めることで、暮らしを支える生活環境づくりを進めることが必要です。地域福祉の推進主体は、王寺町に住むすべての人をはじめ、王寺町で活動する地域団体や事業所等、王寺町に関わるすべての人や団体・企業です。

若い世代やひとり暮らしの方などが、地域とのつながりを実感しながら安心して生活できる仕組みを整えていきます。誰もが地域で安心して生活できる社会を築くために、住民一人ひとりの積極的な地域活動への参加を支援し、地域が一体となって助け合い、支え合うことができる関係づくりを推進します。

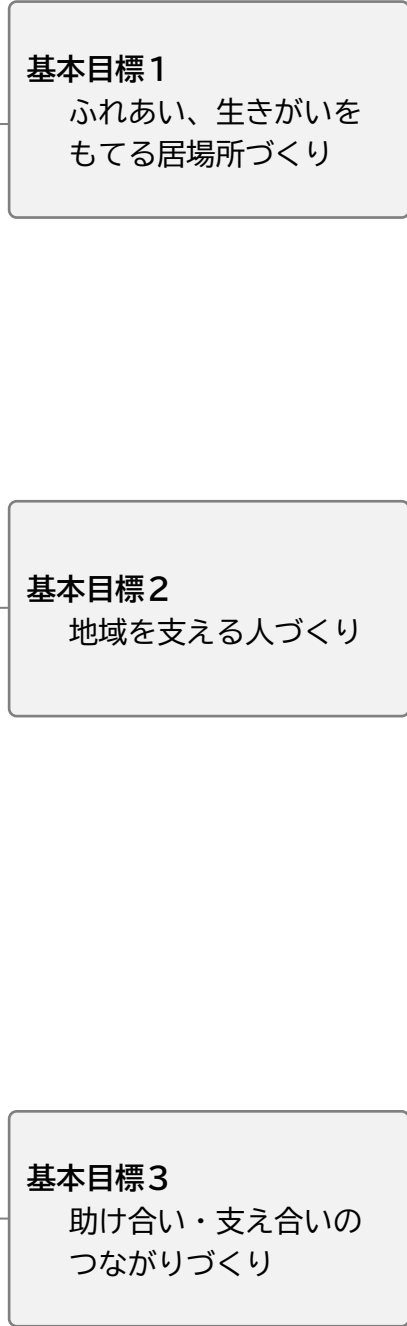
また、ヤングケアラーやひきこもり、8050問題など複合的な課題や制度の狭間にあり、単独の機関では解決が困難なケースに対応するため、重層的支援体制を整備し、属性や世代を問わず包括的に受け止める相談支援体制の充実を図ります。「地域は地域で守る」という考えのもと、地域の福祉課題について共通認識を持ち、互いに補完し合いながら、困りごとを抱える人を適切な支援につなげ、誰もが安心して生活できるまちの実現を目指します。

## 4 計画の体系

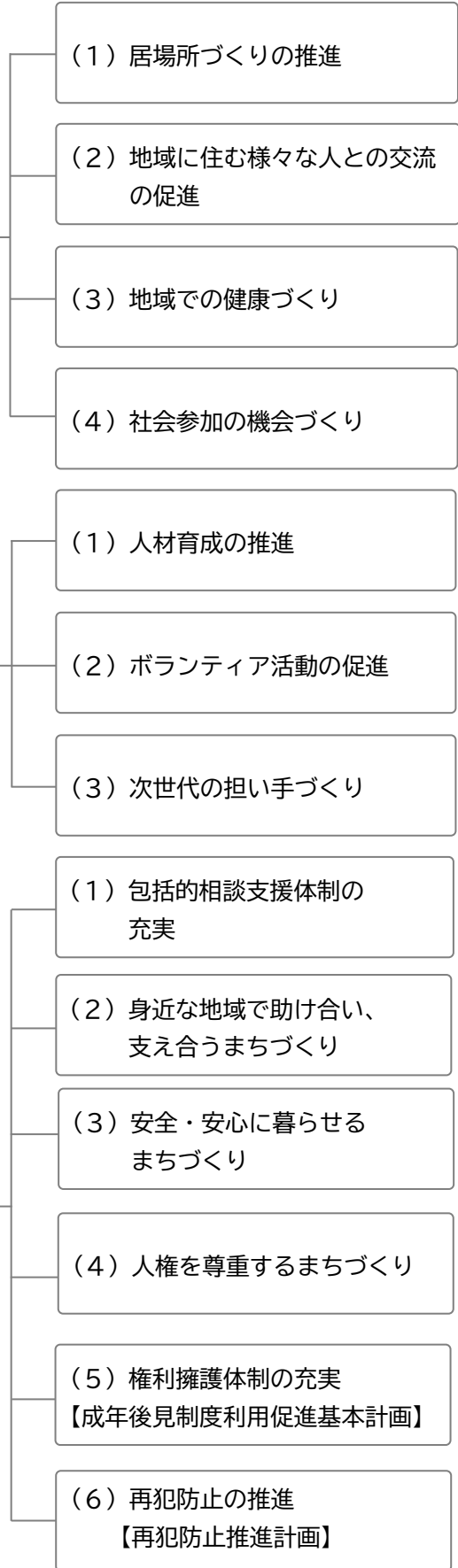
[ 基本理念 ]

みんなにやさしく  
 やわらぎのまちづくり  
 わらい顔があふれ  
 らいふステージにあった  
 らいふステージにあった

[ 基本目標 ]



[ 基本施策 ]



## 第4章 目標達成に向けた取組

### 基本目標1 ふれあい、生きがいをもてる居場所づくり

アンケート結果によると、近所づきあいで「ほとんど付き合いをしていない」人が13.7%と前回調査より増加し、地域のつながりの希薄化が深刻化しています。また、サロン活動は40.0%の住民が存在を知らず、「知っているが、参加したことがない」と答えた人は44.8%という状況であり、認知度向上と参加促進が課題となっています。一方、こども食堂の数や参加者数は増加しており、地域の居場所としての役割が期待されています。

社会的なつながりの希薄化や家族形態の変化により、孤独・孤立の問題が深刻化し、高齢者の独居世帯の増加、子育て世代の孤立、若者のひきこもり等、様々な形での社会的孤立が課題となっています。地域福祉の推進には、地域に住む人同士の活発な交流や、様々な人が集い憩うことのできる居場所をつくるのが大切です。

サロン活動やこども食堂などの居場所を活用し、おしゃべりやレクリエーション活動等を通じて互いに顔の見える関係を築いたり、悩みや不安を他者と分かち合いながら地域での孤立を防ぎます。住民同士の見守りの強化、交流の場や居場所づくりを一体的に推進し、すべての町民が社会とのつながりを実感しながら、住み慣れた地域でいつまでも安心していきいきと暮らすことができるまちの実現を目指します。

#### 【数値目標】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
将来も王寺町に「ずっと住みたい」、「できれば住みたい」と回答する人の割合	86.3%	90.0%以上
地域住民の有志による健康づくり活動や地域福祉に関する活動に参加者として参加したい人（是非参加したい、参加しても良い）の割合	65.5%	70.0%以上
健康寿命（65歳の平均自立期間）の県内市町村における順位【男性】	19位 (令和4年度)	1位
健康寿命（65歳の平均自立期間）の県内市町村における順位【女性】	19位 (令和4年度)	1位

【住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと】

- サロン活動やこども食堂など地域の居場所に積極的に参加しましょう。
- 近所の人と日常的にあいさつや声かけを交わし、顔の見える関係をつくりましょう。
- 自分の特技や趣味、経験を生かして地域活動に参加しましょう。
- ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな人に声かけをしましょう。
- 新たに転入してきた人に地域の魅力や情報を伝えましょう。
- 健康づくり活動やスポーツを通じて地域の人とつながりましょう。
- サロン活動などの居場所で気づいた困りごとを専門機関につなぎましょう。
- 地域活動への参加を通して、地域への愛着と誇りを深めましょう。

## (1) 居場所づくりの推進

地域に住む人々が気軽に集い、つながりを育む居場所づくりは、孤独・孤立を防ぎ、安心して暮らせる地域社会を実現する上で欠かせません。現在、王寺町では地域のサロン活動やこども食堂を展開していますが、サロン活動は40.0%の住民が存在を知らず、認知度向上が急務となっています。一方、こども食堂は参加者数が着実に増加しており、多世代が交流できる居場所として期待が高まっています。

今後は、町広報紙やSNS等を活用した積極的な情報発信により、サロン活動やこども食堂の認知度を高めるとともに、子育て世代や働く世代が参加しやすい時間帯・内容へと工夫を重ねます。また、自治会館のない地域では公共施設等の利用を促進し、地域に身近な居場所を増やしていきます。これらの居場所を単なる交流の場としてだけでなく、日常的な見守りや気づき、相談受付の機能を持つ地域福祉の拠点として位置づけ、そこで把握された困りごとを専門機関へつなぐ仕組みを構築します。さらに、外出支援の充実により、誰もが外出しやすい環境を整え、すべての住民が地域で居場所をつくり、安心して過ごせるまちづくりを進めます。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
社会福祉協議会主催のサロン活動へ参加する人数	1,872人	2,150人
サロン活動の箇所数	18箇所	25箇所
こども食堂へ参加するこどもの人数	537人	1,000人

### 【町の主な取組】

取組	具体的な内容	担当課
誰もが安全かつ容易に集会所等を利用できるよう支援します。	○自治会が所有する地域集会所等のバリアフリー改修に係る工事費等について補助(2/3)します。	政策推進課
高齢者、障がい者等の介護予防や社会参加の促進のため、外出・移動を支援します。	○「やわらぎの手帳優遇措置」を実施します。 ○福祉タクシー券(上限あり)を支給し運賃の助成を実施します。 ○障がい者等に「障害福祉サービス」(移動支援、同行援護、行動援護)の適切な支給を行います。	福祉介護課
障がいのある人が安心して相談できる場所、社会とのつながりを持てる場所を確保するため、町内にある地域活動支援センターを積極的に活用し、障がいのある人の居場所づくりを支援します。	<div style="text-align: center;"><b>新規</b></div> ○地域活動支援センターの運営を支援します。	福祉介護課

取組	具体的な内容	担当課
ひきこもり当事者及びその家族が安心して交流できる場所を確保し、交流や相談を通じて孤立防止と地域の支え合いを促進します。	<p style="text-align: center;"><b>新 規</b></p> ○「そのとびらを開けてみる会」を実施します。	福祉介護課

【王寺町社会福祉協議会（民間）の主な取組】

取組	具体的な内容
<p style="text-align: center;"><b>重 点</b></p> 地域の居場所づくりの拠点となるふれあいサロン、こども食堂の運営を支援します。	○ふれあいサロンやこども食堂の担い手への活動支援を行います。 ○自治会館、集会所などの無い地域に対して、公共施設等の利用を促進します。 ○SNS等を活用した広報や、若い世代が参加しやすいイベントを企画するなど、世代間交流を促進します。 ○ふれあいサロンやこども食堂の運営代表者の意見交換会を定期的に行い、運営に伴う困りごとの相談などのサポートを行います。

【地域住民、各種団体（民間）の取組】

主な取組内容	取組の主体
○自治会活動、サロン活動への積極的な参加 ○特技ボランティアとして参加	地域住民
○自治会行事、自治会館・公民館での交流活動の促進	自治会（自治連合会）
○各種クラブ活動、季節行事、役員会	老人クラブ（老人クラブ連合会） 女性の会 子ども会
○サロン活動運営・こども食堂運営	ボランティアグループ
○サロン活動の催し協力「大正琴演奏」・「作品展示」など	ポエム なないろサーカス団 老人クラブ（老人クラブ連合会） ボランティアグループ
○地域の賑わいの中で、様々な課題を抱える当事者及びその家族が安心して交流や相談できる場の企画や参加（対話会、マーケット、マルシェなど）	当事者団体 ボランティアグループ NPO法人 一般社団法人

## (2) 地域に住む様々な人との交流の促進

アンケート結果では、近所と「ほとんど付き合いをしていない」と回答する住民が13.7%と増加し、地域のつながりの希薄化が深刻化しています。一方、65.5%の住民が地域福祉活動への参加意向を示しており、この「関心」を「行動」へとつなげることが重要な課題です。

地域での交流を促進するため、年齢や職業、居住年数等の違いを超えて誰もが参加できるイベントや活動の機会を創出します。社会福祉まつりなど、地域の伝統行事や福祉イベントを通じた世代間交流を大切にしながら、若い世代が関心を持ちやすい新しい形の交流の場づくりにも取り組みます。また、隣近所での声かけやちょっとした手伝いなど、日常的な助け合いの関係を育むことを重視します。アンケート結果からは「安否確認の声かけ」(58.4%)や「話し相手」(42.6%)などの内容で、住民が手助けできると考えており、こうした住民の力を地域の支え合いに活かしていきます。おしゃべりやレクリエーション、防災活動等を通じて顔の見える関係を築き、住民一人ひとりが他人事を「我が事」として捉え、地域への愛着を深めることで、誰もがこのまちで暮らして良かったと感じられる地域づくりを目指します。

### 【重要業績評価指標 (KPI)】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
子育て広場の年間利用者数	12,405 人	16,000 人
Get元気21 関連事業参加者数	2,995 人	3,000 人
社会福祉まつり参加者数	967 人	1,000 人

### 【町の主な取組】

取組	具体的な内容	担当課
親子で参加し、交流できるような機会を企画したり、情報提供を行います。	○子育て広場(すくすく広場・わくわく広場・どんぐり)の実施・支援を行います。	保健センター
地域で取り組む健康づくり等、住民が協働して取り組める活動を支援し、住民同士の交流を促進します。	○「Get元気21 関連事業(ふれあいウォーキング、いずみサロン等)」を実施します。	保健センター
地域や団体が企画する行事との連携、協働を推進します。	○王寺町観光協会、王寺観光ボランティアガイドの会と連携し、『歴史リレー講座「大和の古都はじめ」(月1回)を開催します。	地域交流課
地域の伝統行事や催し等の継承・発展に努めます。	○王寺町観光協会と連携し達磨会式、達磨寺除夜の鐘つきイベント等を実施します。	地域交流課

【王寺町社会福祉協議会（民間）の主な取組】

取組	具体的な内容
こども、若者、高齢者、障がい者等、地域の様々な人が参加し、世代間交流を深められる機会を企画するなど支援を行います。	○「社会福祉まつり」「ふれあいサロン」などを実施するとともに、住民同士がふれあえるイベント等を実施します。

【地域住民、各種団体（民間）の取組】

主な取組内容	取組の主体
○ご近所誘い合っでのイベント・行事への参加	地域住民
○イベント、自治会活動、防災・防犯意識啓発を通じて、身近な地域での「つながり」づくりを実施	老人クラブ（老人クラブ連合会） 女性の会 子ども会 NPO法人

### (3) 地域での健康づくり

健康はすべての住民がいきいきと暮らすための基盤であり、健康づくり活動は生きがいや社会参加のきっかけとしても重要な役割を果たします。王寺町では、Get元気21関連事業、いきいき健康サロン活動、総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラストなど、こどもから高齢者まで幅広い世代を対象とした健康づくり事業を展開してきました。しかし、これらの事業の参加者数は目標値に達しておらず、参加しやすい環境づくりが求められています。

今後は、参加しやすい時間帯や内容の工夫、情報発信の強化により、より多くの住民が健康づくり活動に参加できる環境を整えます。高齢者グループによる体操や健康教室では、運動を通じた健康増進だけでなく、参加者同士の交流を深め、とじこもり予防や生きがいづくりにつなげます。また、子育て支援拠点では、親子の健康を支援するとともに、子育て世代が不安や悩みを共有し、支え合える関係づくりを促進します。健康づくりをコミュニティづくりの入口と位置づけ、スポーツや文化活動に親しむことを通じて、地域でのつながりが自然に生まれる仕組みをつくります。健康という共通のテーマで多世代が交流し、住民同士が互いを気にかける関係を育むことで、支え合いの地域づくりを推進します。

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
「総合型地域倶楽部王寺やわらぎトラスト」の年間参加者数	2,291人	4,100人
「いきいき健康サロン活動」の年間参加者数	198人	220人
Get元気21関連事業参加者数【再掲】	2,995人	3,000人

#### 【町の主な取組】

取組	具体的な内容	担当課
こどもから高齢者まで、スポーツを核として住民同士の語らいの場や健康づくりの場として多様なスポーツプログラムを提供します。	○「やわらぎトラスト」を実施します。	生涯学習課
個人や家族、友人など、誰もが気軽に参加できる、遊びや体験を取り入れたスポーツイベントを推進します。	<div style="text-align: center;"><b>新規</b></div> ○「スポーツフェスティバル」を実施します。	生涯学習課

取組	具体的な内容	担当課
こどもから高齢者まで、昔遊びを通じて、文化財の普及啓発を図り、住民同士の交流の場や健康づくりの場を提供します。	<p style="text-align: center;"><b>新 規</b></p> ○「全国だるまさんがころんだ選手権大会」を実施します。	地域交流課
自治会へ出向き自治会の希望に合わせた健康づくり講座を開催し、健康づくりと地域づくりのきっかけの場を作ります。	○「いきいき健康サロン」を実施します。	保健センター
地域で取り組む健康づくり等、住民が協働して取り組める活動を支援し、住民同士の交流を促進します。【再掲】	○「Get元気21関連事業（ふれあいウォーキング、いずみサロン等）」を実施します。	保健センター

【王寺町社会福祉協議会（民間）の主な取組】

取組	具体的な内容
全世代が交流できる健康づくりを推進します。	<p style="text-align: center;"><b>新 規</b></p> ○eスポーツなどを活用した健康づくりを支援します。

【地域住民、各種団体（民間）の取組】

主な取組内容	取組の主体
○自らの健康づくりを持続するため、様々なグループ活動への参画	地域住民
○地域で取り組む健康づくり、各種スポーツ大会への参加	老人クラブ（老人クラブ連合会） 女性の会 子ども会 自治会（自治連合会） サロン 地域住民

## (4) 社会参加の機会づくり

地域社会への参加は、単に活動に加わるということだけでなく、人と人とのつながりが生まれ、「自分も誰かの役に立っている」という実感が得られ、日々の暮らしに張り合いと喜びをもたらします。特に、高齢者や障がいのある人、子育て中の親など、社会的に孤立しがちな立場にある人々にとって、地域での活動への参加は、孤独感を和らげ、心身の健康を保つ上でも重要な役割を果たします。

アンケート結果では、「関心はあるが実際には参加していない」という住民が多数存在し、この潜在的な参加意欲を実際の行動につなげることが重要です。ボランティア活動、趣味のサークル、地域行事への参加など、多様な入口を用意し、それぞれの関心や体力、時間的余裕に合わせて気軽に参加できる環境を整えます。活動を通じて顔見知りが増え、困ったときに声をかけ合える関係が築かれることで、日常的な支え合いのネットワークが自然に形成されていきます。

また、福祉施設から一般就労への移行支援や、シルバー人材センターを通じた高齢者の就労機会確保など、働くことを通じた社会参加も推進します。居場所づくりと社会参加の機会づくりを一体的に展開し、すべての住民が地域とのつながりを実感し、自分らしく生きがいを持って暮らせるまちづくりを目指します。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
福祉施設における就労から一般就労への年間移行者数	3人	5人

### 【町の主な取組】

取組	具体的な内容	担当課
シルバー人材センターと連携し、高齢者の働く場の確保に努めます。	○ホームページや町広報紙などで情報提供の充実に努めます。	福祉介護課
障がい者が能力や適性に応じて働くことのできる場の確保に努めます。	○「雪丸カフェ ポエム」(町地域交流センター内)の広報、運営等を支援します。 ○障害福祉サービスにおいて、本人の能力や適性に応じたサービスが受給できるよう支援します。 ○町内福祉事業所や地元農家等と連携し、農福連携の仕組みづくりを検討します。	福祉介護課

【王寺町社会福祉協議会（民間）の主な取組】

取組	具体的な内容
高齢者や障がい者をはじめ、だれもが知識や経験・能力を生かし、社会参加しやすい環境づくりに努めます。	○「社会福祉まつり」や「ふれあいサロン」などの社会福祉協議会行事で、活躍できる場づくりを支援します。

【地域住民、各種団体（民間）の取組】

主な取組内容	取組の主体
○シルバー人材センターへの参加、活動支援	地域住民
○障がい者が能力や適性に応じて働く（社会参加する）ために必要な支援を行う（就労支援）	身体障害者協会 肢体不自由児・者父母の会 手をつなぐ育成会 ポエム なないろサーカス団
○高齢者が能力や適性に応じて働くことのできる場の確保	シルバー人材センター

## 基本目標2 地域を支える人づくり

地域福祉の推進に向けては、行政や専門機関だけでなく、地域に暮らすすべての人々が、それぞれの立場で地域の課題に関心を持ち、できることから行動を起こすことが不可欠です。しかし、現状では「関心はあるが行動に移せない」という住民が多く存在します。ボランティア活動への関心を示す人は50.6%と半数を超える一方で、実際にボランティア登録を希望する人は22.9%に留まっており、関心から活動への参加につながっていない状況が浮き彫りになっています。

さらに地域活動を支える人々の高齢化が深刻化しており、活動団体の半数以上が「若い世代のスタッフが不足している」と回答している状況にあり、このままでは地域福祉活動の継続自体が困難になる可能性があります。実際に、次世代育成に関する各種指標は目標に届かず、前回計画時と比較しても伸び悩んでいる状況にあります。

こうした状況を受け、専門的な知識やスキルを身につけるためのボランティア講座等を充実させます。また、多様な生活スタイルの住民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備します。そして、子どもや若い世代が自然な形で地域とつながり、将来の担い手として育つ仕組みを構築します。

特に、サロン活動や子ども食堂などの身近な居場所への参加を第一歩とし、そこから徐々に活動の幅を広げていけるような段階的な支援体制を整えるとともに、活動を継続しやすくするための拠点確保や団体間の連携強化、適切なマッチング機能の構築などにより、地域を支える人づくりを進めます。

### 【数値目標】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
「福祉（生活などで困っている方へのサポートなど）に関心がある」で非常に関心がある、ある程度関心があると回答する人の割合	59.6%	65.0%以上
ボランティア活動に関心がある人（非常にある、ある程度ある）の割合	50.6%	55.0%以上
ボランティア講座などの機会があれば受講したい人（ぜひ参加したい、時間があれば受講したい、簡単なものがあれば受講したい）の割合	44.7%	50.0%以上
地域住民の有志による健康づくり活動や地域福祉に関する活動にスタッフとして参加したい人（是非参加したい、参加しても良い）の割合	42.6%	45.0%以上

【住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと】

- 地域福祉に関する講座や学習会、認知症サポーター養成講座など各種研修へ参加し理解を深めましょう。
- ボランティア活動や自治会活動等にできることから参加しましょう。
- 環境美化や防災など身近な活動から地域参加を始めましょう。
- 子育て家庭や、こどもたちへの声かけや見守りを推進し、地域でこどもを育む雰囲気をつくりましょう。
- 家庭や地域活動を通じて、こどもたちが福祉に関心を持てるよう育みましょう。
- 学んだ知識や技術を地域で実践し、次世代に伝えましょう。

## (1) 人材育成の推進

複雑化・多様化する福祉ニーズに対応するためには、人材の確保と継続的な育成が欠かせません。アンケート結果では、福祉分野への関心を持つ住民は増加傾向にあるものの、目標値にはまだ開きがあります。また、活動に参加していない理由については、「時間がとれない」の割合が最も高く、続いて「健康や体力に自信がない」、「必要な技能や知識がない」などとなっています。

王寺町では、地域福祉を支える人材を育てるため、認知症について正しく理解し適切に対応できる「認知症サポーター」の養成や、手話での意思疎通を支援する「手話奉仕員」と日常生活を支える「介護（生活支援）ボランティア」などの養成講座を実施してきました。

また、令和2年度に施行された「王寺町手話言語条例」を契機として、手話やろう者への理解を深める研修を実施しています。対象は児童から町職員など幅広く、福祉の心を育む場として取り組んでいます。重要なことは、特定の人だけが福祉の担い手なのではなく、住民一人ひとり、地域団体、そして行政が、それぞれの役割を果たすという認識を共有することです。

今後は、多様な研修会や講習会を開催するとともに、実践的なボランティア体験の場を提供するなど、地域福祉を支える人材の育成を図ります。また、インターネットやSNSでの情報発信を強化するとともに、住民のニーズと活動機会を適切に結びつけるコーディネート機能を整備するなど、活動しやすい環境づくりを進めます。これらにより、行政・地域・住民が一体となって地域福祉を推進できるよう、人材の育成と支援に取り組めます。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
手話言語条例理解促進研修事業への参加団体数	3団体	5団体
「認知症サポーター養成講座」の受講者数	298人	300人
手話奉仕員、介護（生活支援）ボランティアの登録者数	106人	170人

### 【町の主な取組】

取組	具体的な内容	担当課
幼少期よりろう者や手話について学ぶことで、差別や偏見をなくし、個性と人格を尊重する共生社会の実現や助け合いの精神を醸成します。	○王寺町職員や義務教育学校の児童などを対象に手話言語条例理解促進研修事業を実施します。	福祉介護課
認知症サポーターの育成を推進します。	○「認知症サポーター養成講座」を実施します。	福祉介護課

【王寺町社会福祉協議会（民間）の主な取組】

取組	具体的な内容
<p><b>重点</b></p> <p>地域福祉を支えるリーダーの育成を支援します。</p>	<p>○地域コミュニティの核である自治連合会や各種団体に向けて地域福祉を支えるリーダー育成のための研修会を開催します。</p>
<p><b>重点</b></p> <p>ボランティアの育成を推進します。</p>	<p>○手話奉仕員養成講座を開催します。                      ○介護（生活支援）ボランティア養成講座を開催します。                      ○ボランティア活動に気軽に参加しやすくなるようイベント等を企画します。</p>

【地域住民、各種団体（民間）の取組】

主な取組内容	取組の主体
○「様々な養成講座・学習会」への参加	地域住民
○地域で必要としている「支援」の把握と情報共有	自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会） 女性の会 子ども会 NPO法人 サロン

## (2) ボランティア活動の促進

ボランティア活動の領域は、福祉分野に限らず、教育支援、災害対応、環境保全、文化芸術振興など多岐にわたります。アンケート結果では、地域で最も参加率が高いのは「環境美化に関する活動」の12.1%で、次いで「高齢者に関する活動」、「防災・防犯に関する活動」と続きますが、全体の54.1%は「どれも参加していない」と回答しており、活動への入口づくりが喫緊の課題となっています。

また、ボランティア団体数は令和6年度で46団体と微増していますが、目標の60団体には届いていません。CCC（クリエイト・クリーン・サークル）活動登録団体も88団体と留まっています。活動を継続する上での課題として、仕事との両立が難しい、専門的知識が足りない、活動資金の不足、新規参加者が集まらないといった声が寄せられています。

これらの課題に対し、多角的なアプローチで支援を展開するため、多様なライフスタイルに対応できるよう、子育て世代や現役世代が参加しやすい時間設定や活動内容を工夫します。情報発信については、各世代に届きやすい媒体や表現を選択し、特に若年層にはSNSを効果的に活用し、魅力ある講座企画と活動場所の提供により、「参加してみたい」という気持ちを後押しします。

団体への支援として、活動拠点の確保支援、運営経費への助成、団体相互の情報交換の場づくりなどを通じて、活動の持続可能性を高めます。また、地域の福祉課題を掘り起こし、それに対応できる活動や人材を結びつけるマッチング機能を整備します。

ボランティアへの第一歩は、自分の興味や得意なことから始めることです。サロン活動でお茶を飲みながらおしゃべりする参加者が、次第に運営を手伝うようになり、やがて地域活動のリーダーへと成長していく。そんな自然な流れを大切に、「参加者」から「支援者」へ、さらに「担い手」へと、無理なく段階的に役割を広げていける仕組みづくりを目指します。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
CCC活動登録団体数	88 団体	100 団体
ボランティア団体数	46 団体	60 団体

【町の主な取組】

取組	具体的な内容	担当課
住民と行政が一体となり、住みよい地域社会を目指して地域の環境美化活動に取り組みます。	○「水と緑の町づくり町民運動（クリーンキャンペーン）」、「CCC活動」、「花いっぱい運動」を推進します。	住民課

【王寺町社会福祉協議会（民間）の主な取組】

取組	具体的な内容
<p style="text-align: center;"><b>重点</b></p> <p>ボランティアに関する情報提供の充実を図ります。</p>	<p>○SNSやホームページ等を活用し、ボランティア情報の充実に取り組みます。</p> <p>○各種ボランティア講座の情報提供、相談機能などを充実させるとともに、地域住民の福祉ニーズに応じたボランティア活動を支援するコーディネート機能の強化を行います。</p> <p>○受講したくなるような魅力的な講座の企画を検討します。</p>
<p>ボランティア団体やNPO等に対し、活動拠点や活動場所の提供に努めます。</p>	<p>○文化福祉センター内に設置してある気軽に利用できる会議室やミーティング用のテーブルの、利用促進を図ります。</p> <p>○既存の公共施設等の利用に際して柔軟な運用を図ります。</p>

【地域住民、各種団体（民間）の取組】

主な取組内容	取組の主体
○ライフスタイルに応じたボランティア活動への参画	地域住民 老人クラブ（老人クラブ連合会） 女性の会
○地域で必要としている「支援」の把握と情報提供	自治会（自治連合会） 子ども会 女性の会 民生児童委員 サロン

### (3) 次世代の担い手づくり

こどもたちが健やかに育ち、将来この地域を支える存在となるためには、幼少期から地域社会との豊かな関わりを持つことが大切です。様々な年齢、立場の人々との交流を通じて、思いやりの心や助け合いの精神を自然に身につけていく環境を整えます。

子育て期の保護者支援も重要な柱です。妊娠期から子育て期にかけて感じる不安や孤独感を軽減し、虐待を未然に防ぐため、各種子育て教室への参加を促します。こうした場でこどもの成長・発達について学び、同じ立場の仲間と出会い、情報を交換することで、親子ともに地域に支えられているという実感を持てるよう支援します。笑顔で子育てができる温かなコミュニティを形成し、地域全体で子育てを応援し、支え合う関係づくりを目指します。

若い世代の地域参加を促すため、学校教育の中に福祉の視点を織り込み、社会福祉協議会など地域との協働により、こどもたちに地域の一員としての自覚を育てるなど、教育機関との連携強化を図ります。また、堅苦しくなく、楽しみながら参加できるイベントや活動を企画し、「試しに参加してみる」ことへの抵抗感を減らします。さらに、若い世代が日常的に利用するSNSやデジタルツールを活用し、効果的な情報発信に努めるなど、次世代の担い手づくりにつなげます。

サロン活動やこども食堂は、若い世代が地域活動に触れる最初の接点として重要な役割を果たします。気軽に訪れた場所で、地域の人々と自然に交流し、そこでの経験が次第に「手伝ってみようか」「もっと関わりたい」という気持ちへと発展していくといった、段階的な関与のプロセスを大切にし、将来、地域に根ざした活動の担い手の確保に努めます。

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
自然体験活動の参加者数	56人	100人
王寺キッズフェスティバルの入場者数	205人	300人
青少年リーダー（中高生）の登録者数	8人	20人

【町の主な取組】

取組	具体的な内容	担当課
保健センター、幼稚園、学校等が連携し、こどもの健やかな成長を支援します。	○子育て教室（ふれあいのつどい、ミッキークラス）を実施します。 ○児童生徒の学校生活、学習、集団適応へのサポート及び教育カウンセリングを実施します。	保健センター 学校教育課
学校等と連携し、青少年の健やかな成長を支援します。	○自然体験活動を実施します。 ○「王寺キッズフェスティバル」を実施します。 ○社会体験活動で活躍できる次世代の青少年リーダーの育成を支援します。	生涯学習課
地域の経験豊富な方がサポートし、こどもの学力、学習意欲の向上を図るとともに、地域の教育力を強化します。	○「雪丸サポートスクール」（「寺子屋塾」）事業を実施します。	生涯学習課
幼稚園・義務教育学校で、福祉教育の推進に取り組みます。	○高齢者との交流を引き続き実施します。 ○車いす、アイマスク等の体験的な活動を引き続き実施します。 ○町内にある福祉作業所への訪問活動を引き続き実施します。	子育て支援課 学校教育課

【王寺町社会福祉協議会（民間）の主な取組】

取組	具体的な内容
次世代の地域の担い手となる子どもたちに対し、学校と地域等が連携協働し、地域福祉教育の推進を図ります。	○義務教育学校での福祉教育に車いすの貸出しや、学校と地域コミュニティが連携した福祉体験学習を支援します。 ○こどもの成長、発達に合わせた学習ができるように学校側と連携します。

【地域住民、各種団体（民間）の取組】

主な取組内容	取組の主体
○ライフスタイルに応じたボランティア活動への参画 ○地域での「担い手」を発掘、育成 ○学校と連携し、地域を基盤とした福祉教育への協力	地域住民 女性の会 子ども会 自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会）
○高齢者との交流、体験学習など福祉教育の推進	保育所等

## 基本目標3 助け合い・支え合いのつながりづくり

家族形態の多様化や働き方の変化により、地域や身近な人とのつながりが希薄化しています。インターネットの普及はコミュニケーションのあり方を変え、面識のない人とも連絡を取り合うことが可能になりました。その一方で、近年頻発する自然災害への対応において、身近な地域や人間関係を基盤とする助け合い・支え合いのネットワークの重要性が再認識されています。

多様な生活スタイルの人々が暮らしやすい地域社会を実現するためには、地域における共生を促進し、つながりを強めることで、暮らしを支える生活環境づくりを進める必要があります。誰もが地域で安心して生活できる社会を築くために、住民一人ひとりの積極的な地域活動への参加を支援し、地域が一体となって助け合い、支え合うことができる関係づくりを推進します。

また、ヤングケアラーやひきこもり、8050問題など複合的な課題や、制度の狭間にあり、単独の機関では解決が困難なケースに対応するため、重層的支援体制を整備し、属性や世代を問わず包括的に受け止める相談支援体制の充実を図ります。さらに、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人の権利を守り、意思決定を支援する成年後見制度の利用促進を図ります。また、犯罪や非行をした人が地域社会の一員として円滑に社会復帰できるよう再犯防止の取組を推進します。

「地域は地域で守る」という考えのもと、地域の福祉課題について共通認識を持ち、互いに補完し合いながら、困りごとを抱える人を適切な支援につなげ、誰もが安心して生活できるまちの実現を目指します。

### 【数値目標】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
「災害などに対する安全な環境」について、満足している（満足、どちらかといえば満足）と回答している人の割合	49.1%	55.0%以上
近所づきあいで、ほとんど付き合いをしていない人の割合	13.7%	10.0%以下
急な困りごとや緊急時の際に「家族以外」に頼める人がいない人の割合	23.4%	15.0%以下
地区担当の民生児童委員を知っている人（顔も名前も知っている、名前は知っている）の割合	38.2%	50.0%以上
王寺町社会福祉協議会を知っている人（名前も活動の内容も知っている）の割合	9.7%	40.0%以上

【住民の皆さんに取り組んでいただきたいこと】

- お互いを尊重し、思いやりをもって接しましょう。
- 隣近所の人とあいさつや声かけを交わし、「互近助」の関係を築きましょう。
- 福祉制度や福祉サービスに関心を持ち、積極的に情報を収集しましょう。
- 困りごとを抱えている人や支援が必要な人を早期に発見できるよう、見守りや声掛けを行いましょう。
- 防災訓練や自主防災活動に参加し、災害時の支え合いに備えましょう。
- 偏見や差別のない地域づくりを目指しましょう。

## (1) 包括的相談支援体制の充実

ヤングケアラーやひきこもり、8050問題など複合的な課題や制度の狭間にあり、単独の機関では解決が困難なケースが近年増加しています。王寺町では、福祉介護課、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、こども家庭センター、保健センター、社会福祉協議会などに相談窓口を設け、専門職を中心に住民の悩みや困りごとを把握し、適切な支援につなげる体制を整えてきました。今後も、複雑化・複合化した課題に対応するため、重層的支援体制整備事業を推進します。

重層的支援体制整備事業は、町全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものです。各部署の相談窓口ですべてのニーズを受け止め、情報や解決策を共有しながら横断的に対応します。属性や世代を問わず、介護、障がい、子育て、生活困窮など、複合的な課題を抱える世帯に対して、包括的な視点から適切な支援につなげます。

また、令和6年4月施行の「孤独・孤立対策推進法」を受け、困りごとや悩みごとを抱えたまま地域から孤立することを防ぐため、早期発見・早期対応の仕組みづくりをさらに推進します。アウトリーチ機能を強化し、支援が届きにくい人への積極的な働きかけを行うなど、誰もが気軽に相談できる環境を整え、各種相談窓口や支援機関の周知を推進するとともに、地域における見守り体制の充実を図ります。

さらに、行政だけでなく、民生児童委員、自治会、ボランティア団体、NPO法人、福祉事業者など、様々な人や団体、機関が相互に結びつき、重層的な支援ネットワークを形成します。定期的な情報共有や連携の場を設けることで、支援を要する人を見逃さず、引き続き、切れ目のない包括的相談支援体制の整備を進めます。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
包括総合相談件数	227件	350件
認知症窓口相談件数	6件	15件
消費生活相談件数	58件	60件
認知症・介護予防出前講座参加者数	124人	200人
認知症予防啓発講座参加者数	165人	200人
「図書宅配事業」年間利用延べ回数	12回	20回
電子図書館の登録者数	2,146人	3,500人
こども家庭センターの相談件数	1,843件	3,230件
社会福祉協議会の相談件数	13件	40件
心配ごと相談件数	10件	40件

【町の主な取組】

取組	具体的な内容	担当課
<p style="text-align: center;"><b>重点</b></p> <p>世代や属性を問わない相談に対応するため、庁内関係各課及び専門機関等と連携し、重層的支援体制の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世代や属性を問わず包括的に相談を受け止め、複合化・複雑化した課題に対して、庁内関係各課が集まり、月1回定例会議を開催し、課題解決に向けた支援を行います。</li> <li>○上記に加え、必要に応じて支援会議を開催し、専門機関等と更なる連携を図り、重層的な支援体制に努めます。</li> <li>○民生児童委員や既存の団体等と協力しながら、日頃から支援を必要とする方の把握に努めます。</li> <li>○地域住民とつながるための機会を創出し、「他人事」を「我が事」として考えることができるように働きかけながら、共助の連携体制の構築を目指します。</li> <li>○必要な方には、困りごとに応じた支援につなげ、つなげた後も、見守り体制を継続します。</li> </ul>	<p>庁内関係各課 (福祉介護課)</p>
<p>妊娠、出産期から子育て期にわたる、様々な相談に応じ、安心して妊娠・出産・子育てができるよう切れ目のない支援を行います。</p>	<p style="text-align: center;"><b>新規</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健センター、こども家庭センターによる相談支援を実施します。</li> <li>○心の相談を実施します。</li> </ul>	<p>保健センター こども家庭センター</p>
<p>各種相談員や地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障がい者就業・生活支援センター等の地域における身近な相談窓口の周知・充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合相談支援（地域包括支援センター、在宅介護支援センター）を実施します。</li> <li>○「認知症なんでも相談」を実施します。</li> </ul>	<p>福祉介護課</p>
<p>消費者に必要な情報提供や被害救済のための情報あつせんを行います。消費者被害情報を収集し、消費者庁と連携します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費生活相談を実施します。</li> </ul>	<p>住民課</p>
<p>生活困窮やひきこもり等、生活上の困難を抱える人に対し、生活の安定が図られるように、状況に応じたきめ細かな対応を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○状況に応じて奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターや「奈良県ひきこもり相談窓口」等の支援機関の情報提供を行います。</li> <li>○ひきこもり支援機関や庁内関係各課と連携を図り、支援体制を整え、横断的な対応を強化します。</li> </ul>	<p>福祉介護課</p>
<p>介護サービス提供者の情報公開や必要に応じた事業所の指導等に取り組みます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域密着型サービス事業者が設置する運営推進会議に参加します。</li> <li>○地域密着型サービス事業者への指導・監督を実施します。</li> </ul>	<p>福祉介護課</p>

取組	具体的な内容	担当課
介護サービス事業所職員やサービス提供者の研修充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○王寺町ケアマネジャー連絡会を開催します。</li> <li>○王寺町事業所連絡会を開催し、町内の介護事業者の研修等、資質の向上を図ります。</li> <li>○ケアマネジャーを対象とした王寺町・河合町・上牧町合同研修会を開催します。</li> </ul>	福祉介護課
サービス利用者に適切なサービスを提供できるように、利用者の状況に応じてサービス調整を行うなど、総合的なケアマネジメント体制の整備に努めます。また、利用者の抱えた課題を共有し、早期解決を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○王寺町地域ケア個別会議を実施します。</li> </ul>	福祉介護課
地域の民生児童委員について周知を図り、相談活動等の充実のために努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の民生児童委員や、民生児童委員の活動についてのPRを行います。</li> <li>○地域の民生児童委員の相談活動等の充実に向けたサポートを行います。</li> </ul>	福祉介護課
町職員の自治会活動への積極的参加を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地区自治連合会に「地域支援員」を配置します。</li> </ul>	政策推進課
対応が難しい事例について、ケアマネジャーや医療機関等が連携し、課題解決に向けて対応策を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○王寺町地域ケア推進部会を開催します。</li> </ul>	福祉介護課
各種福祉分野の専門相談機関と、各保健・医療分野の専門相談機関の連携等による機能の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西和メディケア・フォーラム 地域検討会合同会議を開催します。</li> <li>○西和7町障害者等支援協議会を広域で開催します。</li> </ul>	福祉介護課
福祉制度や保険制度等の社会保障に関する制度説明や認知症・介護予防に関する啓発を、地域や団体の活動の場に出向いて実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症・介護予防出前講座、住民向け認知症予防啓発講座を開催します。</li> </ul>	福祉介護課
経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者及び特別支援教育に係る保護者の負担軽減を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要保護及び準要保護世帯の保護者に対する就学援助費の支給や特別支援学級に入級する児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費を支給します。</li> </ul>	学校教育課

取組	具体的な内容	担当課
<p><b>新規</b></p> <p>生涯学習の場として、誰もが必要な情報を入手することができるよう利用者の利便性の向上に努めます。</p>	<p>○スマートフォンで、借りている本の延長、貸出中の本の予約、利用カードの提示等ができるLINEのアカウント連携を推進します。</p> <p>○セルフ貸出や貸出中の本の予約等ができる館内利用者用端末の利用を促進します。</p>	文化交流課 (図書館)
<p>障がい者や要介護者への合理的配慮として、自宅で図書の貸出を受けることができるサービスを推進します。</p>	<p>○図書館が蔵書している図書を郵送で貸出します。</p>	文化交流課 (図書館)
<p>視覚障がい者等に加え、誰でもパソコンやタブレット端末、スマートフォンを利用して、読書が楽しめる電子図書館を推進します。</p>	<p>○音声読み上げ機能や拡大図書による図書の提供を実施します。</p>	文化交流課 (図書館)
<p>誰もが必要な情報を入手することができるよう、町広報紙やパンフレットをはじめ、インターネット等様々な情報提供手段の充実を図り、障がい者や外国人等に配慮し情報格差の解消に努めます。</p>	<p>○町広報紙や暮らしの便利帳など紙面による情報提供をはじめ、ホームページやLINE等のインターネットを通じた情報発信を行います。</p> <p>○窓口等での福祉サービスのガイドブックの配布、パンフレット設置やポスター掲示を行います。</p>	政策推進課 福祉介護課

【王寺町社会福祉協議会（民間）の主な取組】

取組	具体的な内容
<p>生活困窮者に対し、生活の安定が図られるように、相談支援を行い、生活困窮者の自立促進を図ります。</p>	<p>○奈良県社会福祉協議会と連携し、生活福祉資金の貸付け、フードレスキューなどの支援を行います。</p> <p>○状況に応じて奈良県中和・吉野生活自立サポートセンター等の支援機関の情報提供を行います。</p>
<p>地域福祉活動の推進を図るため、社会福祉協議会の基盤強化を行います。</p>	<p>○将来的に社会福祉士やコミュニティソーシャルワーカーを配置し支援体制の拡充を図ります。</p> <p>○関係機関と連携し重層的支援体制を強化します。</p> <p>○活動内容等を、社会福祉協議会ホームページや町広報紙を用いPRします。</p>
<p>地域の課題や困りごとに対し地域住民が聞き役となって社会福祉協議会や町につないでもらう仕組みを実施します。</p>	<p>○地域住民の相談を包括的に受け止める「福祉の丸ごと相談会」をサロン活動参加者と連携して実施します。</p>
<p>地域住民が身近な視点で心配ごとに関する相談に応じます。</p>	<p>○ボランティアによる「心配ごと相談」を実施します。</p>

【地域住民、各種団体（民間等）の取組】

主な取組内容	取組の主体
○隣近所の人とのあいさつ・声かけ運動	地域住民
○困りごとを抱えた人、支援を必要としている人の早期発見、見守りや声かけなどを実施	自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会） 女性の会 子ども会 サロン NPO法人
○住民側に立った相談・支援・情報提供のための他機関との情報交換を実施	民生児童委員
○困りごとを抱えた時に相談できる人についての情報提供	地域住民
○民生児童委員の活動についてのPR	民生児童委員
○日常、通院にしか外出しない人への地域情報の中継協力	医療機関
○地域福祉活動財源の調達を通じた、福祉課題の理解啓発、福祉意識の醸成	共同募金委員会

## (2) 身近な地域で助け合い、支え合うまちづくり

王寺町では日頃から近所の人々とあいさつや世間話を交わし、「助け合い」「支え合い」の関係を大切にしてきました。しかし、マンション居住者の増加や、個人情報保護意識の高まり等により、身近な地域であってもどんな人が住んでいて、日常生活や緊急時においてどのような配慮や支援が必要かということ把握し、住民間で情報を共有することが難しくなっています。

地域で見守り、支え合う関係を構築するためには、地域に住む人々の交流を深めることが重要です。一人ひとりが周囲を気にかけて、見守り、気づき、声を掛け合う「互近助」の意識を高め、地域での交流活動を促進することで、地域住民の交流機会を増やし、地域の見守り支え合い体制の強化を図ります。地域のサロン活動やこども食堂などを活用した居場所づくりを推進し、世代を超えた交流の場を創出することで、「助け合い」「支え合い」を意識した地域づくりを進めます。

また、「王寺町まちづくり基本条例」（令和3年4月施行）に基づき、町民・議会・行政がそれぞれの役割を理解しながら「参画と協働によるまちづくり」を推進します。新たな地域の担い手を養成しながら、新しい住民自治の形として「まちづくり協議会」の設立及び活動を支援し、地域の課題を自治会や各種団体の横のネットワーク化で解決していく仕組みづくりに取り組みます。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
地域ぐるみ学校見守り隊登録者数	146人	200人
「雪丸隊」隊員数(頭)	49頭	80頭
手話言語条例理解促進研修事業への参加団体数 【再掲】	3団体	5団体
見守りねっと協定締結事業団体数	54団体	60団体
認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業の協定締結事業 団体数	46団体	50団体
社会福祉協議会の相談件数【再掲】	13件	40件

### 【町の主な取組】

取組	具体的な内容	担当課
地域と連携して、あいさつ・声かけ運動に取り組みます。	○「あいさつ+1(プラスわん)運動」を推進します。	生涯学習課
<b>新規</b> 「地域ぐるみ学校見守り隊」によるこどもたちの見守り体制を推進します。	○義務教育学校の開校(令和4年4月)に合わせて結成したボランティア「地域ぐるみ学校見守り隊」による、交差点での立哨や通学の付き添いなど、登下校中のこどもたちを地域で見守る活動を推進します。	生涯学習課

取組	具体的な内容	担当課
<p><b>重点</b></p> <p>「まちづくり協議会」の設立及び活動を支援します。</p>	<p>○地域の課題を自治会や各種団体の横のネットワーク化で解決していく「まちづくり協議会」の設立及び活動を支援します。また、福祉課題を共有し、解決に向け、協働して取り組みます。</p>	<p>政策推進課</p>
<p>住民による地域の安全と安心を守る活動として、犬の散歩を兼ねたボランティアを募り、登下校時のこどもたちの見守りや地域の防犯活動、飼い主へのペットマナー向上の呼びかけを行います。</p>	<p>○わんわんパトロール活動「雪丸隊」を実施し、狂犬病予防注射集団接種会場にて広報・周知を行い、隊員数の増加を図ります。</p>	<p>住民課</p>
<p>幼少期よりろう者や手話について学ぶことで、差別や偏見をなくし、個性と人格を尊重する共生社会の実現や助け合いの精神を醸成します。</p> <p>【再掲】</p>	<p>○王寺町職員や義務教育学校の児童などを対象に手話言語条例理解促進研修事業を実施します。</p>	<p>福祉介護課</p>
<p>企業や地域の関係団体、医療、介護関係者など様々な事業者や団体と協定を結び、高齢者やこどもの見守り体制を推進します。</p>	<p>○高齢者・こども見守り事業「王寺町見守りねっと」の拡充に取り組みます。</p>	<p>福祉介護課</p>
<p>企業や地域の関係団体、医療、介護関係者など様々な事業者や団体と協定を結び、認知症高齢者等の見守り体制を推進します。</p>	<p>○認知症高齢者等SOSネットワーク事業の拡充に取り組みます。</p>	<p>福祉介護課</p>
<p>地域住民の見守りを強化するため、介護事業所等が行う安否確認活動との連携を推進します。</p>	<p>○町内ケアマネジャーによる見守り活動を実施します。</p>	<p>福祉介護課</p>
<p>生活支援サービスの提供を通じ、ひとり暮らし高齢者等の安否確認や孤立防止への取組を推進します。</p>	<p>○安否確認を兼ねた配食サービスを実施します。 ○「緊急通報装置貸与事業」を実施します。</p>	<p>福祉介護課</p>
<p>支援が必要な状態になる可能性の高い高齢者の把握に努めます。</p>	<p>○「基本チェックリスト」を実施します。</p>	<p>福祉介護課</p>
<p>自治会活動等に関する情報の提供、案内を行い、自治会の加入促進支援に取り組みます。</p>	<p>○開発業者に対し、開発事前協議時に自治会への加入、活動に対する理解と協力を転入者に案内するように依頼します。 ○各自治会での加入促進活動を支援するため、町で「自治会加入促進チラシ」を作成し、自治連合会を通して各自治会に配布します。</p>	<p>政策推進課</p>

【王寺町社会福祉協議会（民間）の主な取組】

取組	具体的な内容
地域の課題や困りごとに対し地域住民が聞き役となって社会福祉協議会や町につないでもらう仕組みを実施します。 【再掲】	○地域住民の相談を包括的に受け止める「福祉の丸ごと相談会」をサロン活動参加者と連携して実施します。

【地域住民、各種団体（民間）の取組】

主な取組内容	取組の主体
○隣近所の人とのあいさつ・声かけ運動「向こう三軒両隣」の「互近助力」の強化	地域住民
○困りごとを抱えた人、支援を必要としている人の早期発見、見守りや声かけなどを実施	自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会） 女性の会 子ども会 サロン

### （3）安全・安心に暮らせるまちづくり

王寺町では、見守り活動や自治会活動を通じて、地域の中での「支え合い」「助け合い」を意識した地域づくりを推進し、「王寺町安全で住みよいまちづくりに関する条例」（平成9年制定）に基づき、住民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図るとともに、生活環境の整備を行ってきました。

近年、防災意識の高まりにより、感染症や災害時及び緊急時等における地域の支援体制に注目が集まっています。災害時や緊急時に地域の人々が協力し速やかに安全を確保できるように、「王寺町地域防災計画」に基づき、王寺町防災士ネットワークとの連携を図り、地域で取り組むべき防災対策について情報共有と意識の向上を図ります。

災害時支援体制の整備として、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人等、避難時に支援を要する方の情報を適切に把握し、避難行動要支援者名簿の整備を進めます。その上で、要支援者一人ひとりの「災害時ケアプラン」（個別避難計画）の策定を推進し、具体的な避難支援の方法や避難先、支援者等を明確にします。特に優先度が高い災害リスクがある地域の要支援者を抽出し、ケアマネジャー等の協力を得て、「災害時ケアプラン」（個別避難計画）を策定することで、より実効性のある支援体制を構築します。

これらの取組を通じて、自治会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会等の関係機関との連携強化を図り、平時の見守り活動から災害時の円滑な避難支援行動につながる防災ネットワークの構築を目指します。

さらに、認知症高齢者が徘徊中に偶発的な加害事故を起こし、第三者に損害を負わせてしまった場合など、損害賠償責任が発生する際の経済的・精神的負担を軽減するため、町が契約者として個人賠償責任保険に加入します。この取組により、誰もが安

心して地域で暮らせる環境づくりを進め、地域社会全体で支え合いの仕組みを強化していきます。

【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
防災士資格を有する町民が王寺町防災士ネットワークに加入する割合	52.5%	100.0%
防災フォーラム、防災訓練開催回数	防災訓練 1回	各1回
避難行動要支援者名簿協定締結団体数	28団体	54団体
安全安心メール及びLINE登録者数	17,278人	20,000人
町内で発生した交通事故のうち高齢者が関係した事故の割合	32.8%	30%以下
見守りQRコードを利用する高齢者数	15人	30人
「災害ボランティア養成講座」の受講者数	21人	140人

【町の主な取組】

取組	具体的な内容	担当課
「王寺町地域防災計画」に基づき、自主防災組織の活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自主防災活動の重要さに係る啓発を随時実施します。</li> <li>○設立手続や組織結成後の活動を支援します。</li> <li>○自主防災組織の活動費等1/3を補助します。</li> </ul>	防災統括室
「王寺町地域防災計画」に基づき、王寺町防災士ネットワークとの連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平常時から各自主防災組織等への派遣を検討し、地域で取り組む必要がある防災対策について情報共有と意識の向上を図ります。</li> <li>○王寺町防災士ネットワークとの連携により、町と自主防災組織、防災士間での情報交換・アドバイス等を積み重ねて自主防災活動の活性化を推進します。</li> </ul>	防災統括室
災害発生時に的確な判断で迅速な行動ができるように、住民・事業者・町による防災訓練を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○王寺町防災訓練を実施します。</li> <li>○王寺町防災士ネットワークのサポートによる各自主防災組織等の防災訓練・研修等の実施を支援します。</li> <li>○避難所や防災ハザードマップについて、住民に周知を図ります。</li> </ul>	防災統括室
避難行動要支援者への支援についての意識を高め、自治会や民生児童委員協議会、自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者の把握に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○避難行動要支援者名簿の整備を実施します。</li> <li>○避難行動要支援者名簿の情報共有を推進し、平常時の見守り活動などにも活用します。</li> <li>○災害時の地域での助け合い等について広報を随時実施します。</li> </ul>	防災統括室 福祉介護課

取組	具体的な内容	担当課
<p style="text-align: center;"><b>重点</b></p> <p>要支援者の「災害時ケアプラン」(個別避難計画)を基に防災訓練等の実施及び評価を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○王寺町と協定締結している自治会に対して、「災害時ケアプラン」(個別避難計画)策定の際に、介護支援専門員の参加を働きかけます。</li> <li>○災害リスクの高い要支援者に対し、介護支援専門員等の専門職を交えて「災害時ケアプラン」(個別避難計画)の策定を進めます。</li> <li>○地域包括支援センターが中心となり、介護支援専門員に対して、説明会を開催し、自治会との連携に努めます。</li> <li>○要支援者の「災害時ケアプラン」(個別避難計画)を基に防災訓練等の実施及び評価を行います。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">防災統括室 福祉介護課</p>
<p>福祉避難所を整備し、障がい者等が利用できる避難所を確保します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化福祉センターを福祉避難所に指定しバリアフリー化や介護設備・用品の充実を図ります。</li> <li>○町有施設以外の福祉関係施設と災害時の取決めについて協議を継続します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">防災統括室</p>
<p>地域における自主防犯組織の設置と、地域防犯活動を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西和警察署と連携し、自主防犯組織の活動活性化に係るイベントを実施します。</li> <li>○自治会にて設置する防犯カメラ設置費用の2/3を補助します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">防災統括室</p>
<p>住民の防犯意識高揚を図るため啓発を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○西和警察署と連携し、町広報紙への掲載や街頭啓発等を実施します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">防災統括室</p>
<p>高齢者や障がい者、こども等に配慮したまちづくりを推進するため、道路の安全確保を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険箇所カーブミラーを設置します。</li> <li>○自治会への防犯灯設置及び更新費用の2/3を補助します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">建設課</p>
<p>空き家・空き地の所有者に適正管理を呼びかけ、地域の保安や景観の維持に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空き家・空き地の所有者に対し、現状の情報提供及び助言を実施します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">まちづくり推進課</p>
<p>交通安全教室や街頭啓発の実施、看板設置や交通量の多い横断歩道等への交通安全指導員の配置、職員による啓発活動等により、住民の交通安全意識を高めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○奈良県交通安全協会西和支部協会王寺町分会及び王寺町交通安全母の会による毎月1日、15日の交通安全街頭指導を実施します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">防災統括室</p>
<p>ひとり暮らしの方や、家族の不在時に病院へ搬送された場合、救急隊員や医療機関での適切で迅速な救急活動が行える仕組みをつくりまします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治連合会と連携し、「救急医療情報シート(やわらぎキット)」の普及を促進します。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">政策推進課</p>

取組	具体的な内容	担当課
高齢や障がい等の理由により、自分で所定の集積場所までのごみ出しが困難な方を対象に家庭ごみを個別に収集し、あわせて安否確認を行います。	○やわらぎ安心（戸別）収集を実施します。	住民課
I C Tを活用した情報共有システム導入を検討します。	○I C Tを活用した情報共有システムについて研究し、将来に向けた連携・つながり・見守りの在り方について検討します。	福祉介護課
認知症等により行方不明になる可能性のある人の行方不明時の早期発見・保護に努めます。	○見守りQRコードを利用した高齢者の見守り事業を実施します。 <div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重点</span> </div> ○第三者に損害を負わせてしまうなどして、損害賠償責任を負う場合に備えて、個人賠償責任保険に町が契約者として加入します。	福祉介護課

【王寺町社会福祉協議会（民間）の主な取組】

取組	具体的な内容
災害ボランティアセンターの設置やボランティア活動が円滑に行えるよう体制づくりを行います。	○災害ボランティア養成講座を実施します。 ○災害ボランティアセンター支援者養成講座を実施します。 ○災害ボランティア受入れマニュアルの改訂、啓発を行います。

【地域住民、各種団体（民間）の取組】

主な取組内容	取組の主体
○近所付き合いによるご近所の把握、緊急時の避難体制の確認、防災訓練、自主防災活動への参加 ○「向こう三軒両隣」の「互近助力」の強化 ○交通安全、防犯を兼ねた高齢者・こども見守り活動の推進	地域住民
○救急医療情報シート（やわらぎキット）の普及 ○見守りや声かけ活動で高齢者、障がいのある人の把握	自治会（自治連合会）

## (4) 人権を尊重するまちづくり

地域には、年齢、性別、国籍、職業、心身の状況など、多様な背景を持つ人々が共に暮らしています。すべての住民が個人として尊重され、自分らしくいきいきと生活を送る権利を持っており、この権利を守ることは地域福祉の基盤となります。

近年、情報化社会の進展により、インターネットやSNSを通じた人権侵害、プライバシーの侵害、誹謗中傷など、新たな形での人権課題が顕在化しています。従来からの差別や偏見に加え、こうした現代的な課題にも適切に対応していく必要があります。

住民一人ひとりが、多様性を認め合い、互いの個性を尊重する意識を持つことが重要です。地域における交流や学習の機会を通じて相互理解を深め、思いやりの心を育むとともに、「共助」の精神を基盤とした支え合いの関係を築いていきます。

また、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）など、あらゆる形態の暴力や虐待を許さない地域づくりを進めます。被害の早期発見・早期対応のため、関係機関が連携した支援体制を強化するとともに、被害を受けた方が安心して相談できる窓口の充実を図ります。人権教育・啓発活動を積極的に推進し、すべての人の人権が守られ、誰もが安全に安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

### 【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
人権学習懇談会の参加者数	153人	170人
「差別をなくす町民集会」の参加者数	56人	200人
「女性応援就職支援セミナー」参加者数	167人	180人

### 【町の主な取組】

取組	具体的な内容	担当課
様々な機会における人権、福祉の意識向上に努めます。	○人権学習懇談会を実施します。	生涯学習課
人権啓発のための講演会や学習会等を開催し、住民の人権意識の向上を推進します。	○「差別をなくす町民集会」を開催します。	住民課
人権擁護委員の活動を支援するとともに、人権擁護委員による相談事業を推進します。	○人権擁護委員による人権相談を実施します。	住民課

取組	具体的な内容	担当課
<p>児童や高齢者、障がい者等への虐待防止、DV防止に向けた啓発を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童虐待防止、DV防止に係る広報、啓発チラシや啓発物品の配布を行います。</li> <li>○高齢者虐待防止に係る取組として、地域包括支援センターや民生児童委員、ケアマネジャー、企業や地域団体との見守り協定を行った「王寺町見守りねっと」等を活用し、早期発見・早期対応を実施するとともに、虐待防止の啓発に努めます。</li> <li>○障がい者虐待防止に係る広報及び啓発、並びに虐待防止に関連した展示を行います。</li> </ul>	<p>こども家庭センター 福祉介護課</p>
<p>男女共同参画推進のための講演会や学習会等を開催し、あらゆる分野で男女が共同で参画できる社会づくりを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「女性応援就職支援セミナー」を開催します。</li> <li>○男女共同参画週間（毎年6月23日～29日の1週間）に、様々な分野でチャレンジした女性たちのあゆみをたどったパネル展示や男性が料理などの家事で役立つ関連書籍の貸出コーナーを特設します。</li> <li>○「パパママクラス」による育児指導を行います。</li> </ul>	<p>地域交流課 保健センター</p>
<p>こども、高齢者、障がい者等の虐待防止に向けて、県や警察、地域の関係機関等と連携し、早期発見・早期対応できる体制を整えます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能と連携を強化し、児童虐待等防止ネットワーク会議を実施します。</li> <li>○乳幼児健診未受診者を把握します。</li> <li>○「乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問）」を実施します。</li> <li>○高齢者虐待防止等に係る取組として、地域包括支援センターや民生児童委員、ケアマネジャー、企業や地域団体との見守り協定を行った「王寺町見守りねっと」等を活用し、早期発見・早期対応に努めます。</li> <li>○「王寺町障がい者虐待初動対応マニュアル」に基づき迅速な対応に努めます。</li> </ul>	<p>こども家庭センター 福祉介護課 保健センター 子育て支援課 学校教育課</p>
<p>奈良県その他の関係機関と連携し、女性が働くことの諸問題における相談体制の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○奈良県が実施する「女性の再就職準備相談窓口」の出張窓口を設置し、身近な相談相手としてキャリアコンサルタントの有資格者による適切な支援へつなぎます。</li> </ul>	<p>地域交流課</p>
<p><b>新規</b> 困難な問題を抱える女性への相談体制を強化し、切れ目のない支援を提供します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○DV、性被害、経済的困難などの不安を抱える女性の相談窓口を設置し、奈良県や地域の機関等と連携して適切な支援へつなぎます。</li> </ul>	<p>こども家庭センター</p>

【地域住民、各種団体（民間）の取組】

主な取組内容	取組の主体
○お互いを尊重し、思いやりをもって交流する ○認知症高齢者や障がいのある人等に対する権利擁護について理解を深める	地域住民 自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会） 女性の会 子ども会 サロン

## （5）権利擁護体制の充実【成年後見制度利用促進基本計画】

### ①計画策定の背景

我が国では、急速な高齢化の進展に伴い、認知症高齢者の数が著しく増加しており、令和7年版高齢社会白書によると、令和22年（2040年）の65歳以上の認知症の高齢者数は584.2万人（有病率14.9%）、軽度認知障害（MCI）の高齢者数は612.8万人（有病率15.6%）に達すると推計されています。また、知的障がいや精神障がいのある方々が、親元や施設から離れ、地域で自立した生活を送る「地域移行」の流れも進んでいます。

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々が地域で生活する機会が増える一方で、悪質な消費者被害に遭ったり、必要な福祉サービスや医療を受けるための契約ができなかったり、財産管理が適切に行えなくなったりするなど、その権利が侵害されるリスクも高まっています。

成年後見制度は、こうした判断能力が不十分な方々を法律的に保護し、本人の意思を尊重しながら財産管理や身上保護（生活や治療、介護などに関する契約等）を支援する仕組みです。この制度は、個人の尊厳を守り、誰もが自分らしく安心して暮らせる地域社会を実現するための重要な社会的基盤と言えます。

しかしながら、制度の認知度が低い、手続きが複雑で費用がかかる、相談先が分かりにくい、後見人等の担い手が不足しているといった課題から、本来制度を必要とする人が十分に利用できていない状況にありました。

こうした状況を改善するため、国は平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、市町村が中心となって、地域の実情に応じた利用促進の取組を進めることを求めました。この法律に基づき、国は「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、市町村に対しても「市町村成年後見制度利用促進基本計画」の策定を努力義務としています。

本計画は、これらの法や国の基本計画の趣旨を踏まえ、王寺町における成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。関係機関が連携して権利擁護支援のネットワークを構築し、町民誰もが安心して制度を利用できる体制を整備することにより、尊厳のある暮らしを地域全体で支えることを目指します。

## ②計画策定の位置づけ

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項の規定に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」として位置づけるものです。同法では、市町村は国の基本計画を勘案し、その区域内における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。

また、本計画は、王寺町地域福祉計画の一部として、地域共生社会の実現に向けた権利擁護体制の整備や成年後見制度の利用促進を図ることを目的として策定するものです。

## ③成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を法律的に支援し、保護するための制度です。本人の権利や財産を守り、自分らしい生活を送れるよう支援することを目的としています。制度には、判断能力が不十分になった後に家庭裁判所が後見人等を選任する「法定後見制度」と、判断能力があるうちに将来に備えて後見人を契約で決める「任意後見制度」があります。

### 1) 法定後見制度

法定後見制度は、すでに判断能力が不十分な状態にある方を支援するため、家庭裁判所に申立てを行い、後見人等を選任してもらう制度です。本人の判断能力の程度に応じて「後見」「保佐」「補助」の三つの類型があり、それぞれ支援内容や代理権の範囲が異なります。後見人等は本人の財産管理や契約行為などを本人に代わって行い、その権利を守る重要な役割を担います。家族や専門職など、本人にとって最適な人が選任されます。

### 2) 任意後見制度

任意後見制度は、将来の判断能力低下に備え、判断能力があるうちに自らの意思で後見人となる人（任意後見人）や支援内容を公正証書で契約しておく制度です。本人が望む支援内容や後見人を自分で選べる点が大きな特徴です。判断能力が低下した際に、家庭裁判所が任意後見監督人を選任することで契約の効力が発生します。自己決定権を尊重した制度であり、将来への不安に備えて自分らしい生活を継続するための手段となります。

### 3) 成年後見人等の職務

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産管理や身上保護を行います。具体的には、預貯金の管理、不動産の処分、各種契約の締結・解約、介護サービスの利用契約、施設入所の手続きなどを行います。また、本人の生活状況の把握、福祉サービスの調整、医療機関との連携など、生活全般をサポートします。定期的に家庭裁判所へ報告する義務があり、適正な職務遂行が求められます。

#### ④主な取組内容

判断能力が不十分になっても尊厳が守られる地域を目指し、成年後見制度の利用促進を図ります。町広報紙や啓発講座等による普及啓発や成年後見制度の利用支援及び情報提供を行い、誰もが必要な時に安心して制度を利用できる環境整備を進めます。また、「中核機関」設置に向けた検討を進め、専門的な相談対応や関係機関との連携を担う権利擁護支援ネットワークの構築を目指すなど、権利擁護の体制整備を進めます。

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
成年後見制度を知っている人（よく知っている、少し知っている）の割合	44.3%	60.0%以上
成年後見制度に関する「権利擁護支援センターななつぼし」が受けた相談件数	5件	15件

#### 【町の主な取組】

#### 重点

取組	具体的な内容	担当課
成年後見制度の周知・啓発を通して、制度の利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度の特長や留意点に関する啓発に努め、制度の理解促進を図ります。</li> <li>○法人後見制度を行うNPO法人「権利擁護支援センターななつぼし」等、関係機関と連携し、町広報紙や啓発講座等による成年後見制度の利用促進に向けた周知・啓発を行います。</li> <li>○権利擁護に関する相談に対応します。</li> </ul>	福祉介護課
利用しやすい成年後見制度の運用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○単身や親族関係の事情など様々な理由により手続きを進められない場合は、家庭裁判所に後見開始の審判等を町長が申立てるなどの支援を行います。</li> <li>○町長申立てにおいては、後見人等への報酬の負担が困難な方への助成を行います。また、助成制度の見直しを検討します。</li> <li>○ななつぼしと連携し、成年後見制度の利用支援や情報提供に努め、必要な方に利用を促します。</li> <li>○社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業との連携を図ります。</li> </ul>	福祉介護課

取組	具体的な内容	担当課
利用しやすい成年後見制度の運用を図ります。	<p><b>新規</b></p> <p>○奈良県社会福祉士会と連携し、高齢者やその家族に成年後見に関することや生活の困りごとの相談として「くらし何でも相談」を月1回実施します。</p>	福祉介護課
権利擁護の体制整備を促進します。	<p>○行政、社会福祉協議会など関係機関が協力して、権利擁護に関わる支援体制を整備し、地域において権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め速やかに必要な支援につなげます。</p> <p>○中核機関の設置について、その設置方法等の検討を進めます。</p>	福祉介護課

【王寺町社会福祉協議会（民間）の主な取組】

取組	具体的な内容
判断能力が不十分な方が地域で安心した生活を送れるよう関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。	<p>○日常生活自立支援事業を周知し、関係機関と実施します。</p> <p>○日常生活自立支援事業の生活支援員の確保に努めます。</p>

【地域住民、各種団体（民間）の取組】

主な取組内容	取組の主体
○隣近所の人とのあいさつ・声かけ運動、日常生活自立支援事業の生活支援員への登録	地域住民
<p>○成年後見制度に関する理解を深める</p> <p>○認知症高齢者や障がいのある人等に対する権利擁護について理解を深める</p> <p>○困りごとを抱えた人、支援を必要としている人の早期発見、見守りや声かけなどを実施</p>	<p>地域住民</p> <p>自治会（自治連合会）</p> <p>老人クラブ（老人クラブ連合会）</p> <p>女性の会</p> <p>子ども会</p> <p>NPO法人</p>

## (6) 再犯防止の推進【再犯防止推進計画】

### ①計画策定の背景

近年、我が国における刑法犯の認知件数は減少傾向にありますが、一方で、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は上昇傾向にあり、近年は約5割という高い水準で推移しています。このことは、罪を犯した者が社会から孤立し、再び犯罪に至るといふ負の連鎖が依然として存在することを示唆しています。

再犯に至る要因は、個人の資質のみに帰せられるものではなく、その背景には、安定した住居や就労先の確保の困難、心身の疾患や障がい、薬物・アルコール等への依存、家族からの孤立、地域社会からの疎外など、複雑かつ多様な課題が絡み合っています。これらの課題は、福祉、医療、保健、教育、雇用など、多岐にわたる分野の支援を必要とするものであり、刑事司法手続きの中だけで解決することは困難です。

こうした状況を踏まえ、国は平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」を施行し、再犯防止を国、地方公共団体、そして国民全体の責務と位置づけました。この法律に基づき、国は「再犯防止推進計画」を策定し、市町村に対しても、地域の実情に応じた「市町村再犯防止推進計画」を策定するよう努めることを求めています。

王寺町においても、罪を犯した者が地域社会から孤立することなく、円滑に社会の一員として復帰することは、新たな犯罪を生み出さない安全・安心なまちづくりを実現する上で極めて重要です。とりわけ、高齢化や障がい、依存症といった福祉的な支援を必要とする対象者が増加している現状において、地域福祉の視点から再犯防止に取り組むことの重要性はますます高まっています。

本計画は、こうした背景のもと、国の計画や動向との整合性を図りつつ、王寺町の実情に即した再犯防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。関係機関との連携を強化し、町民一人ひとりの理解と協力を得ながら、誰もが過ちから立ち直り、地域で安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

### ②計画策定の位置づけ

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置づけるものです。同法では、地方公共団体は、国の再犯防止推進計画を勘案し、その区域内における再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めるよう努めるものとされています。

また、本計画は、王寺町地域福祉計画の一部として策定するものであり、生活困窮者、高齢者、障がい者等、福祉的な支援を必要とする人々への支援を通じて、再犯防止に資することを目的とします。

### ③国の動向

令和5年3月に閣議決定された国の第二次再犯防止推進計画では、以下の3つの基本的な方向性が示されています。

- 1) 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- 2) 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- 3) 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

また、重点課題として、以下の7項目が掲げられています。

- 1) 就労・住居の確保等
- 2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3) 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- 5) 民間協力者の活動の促進等
- 6) 地域による包摂の推進
- 7) 再犯防止に向けた基盤の整備等

特に、保護観察所、地方更生保護委員会、ハローワーク、福祉事務所等が連携して個別の支援計画を作成する「地域生活定着促進事業」など、息の長い「切れ目のない支援」の重要性が強調されています。

### ④主な取組内容

誰もが孤立することなく円滑に社会復帰できる地域を目指し、関係機関の連携体制を強化します。保護司・更生保護女性会の活動に対する支援を行うとともに、活動に関する周知啓発を図ります。また、就労支援や住居確保支援を進め、社会復帰の基盤を整備します。特に、高齢者や障がい者等の福祉的な支援を要する人には、早期に適切なサービスにつなげられるよう支援を図ります。さらに、町広報紙などを通じた普及啓発により地域の理解を深め、立ち直りを地域全体で支える共生社会の実現を目指します。

【重要業績評価指標（KPI）】

評価指標	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
再犯防止のためには、「犯罪をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる『誰一人取り残さない』社会の実現が大切である。」という考え方について、賛成（賛成である、どちらかといえば賛成である）と回答する人の割合	46.2%	70.0%以上
再犯防止の取組の認知度（よく知っている、ある程度知っている）の割合	13.0%	50.0%以上

【町の主な取組】

取組	具体的な内容	担当課
地域の理解の促進を図ります。	○社会を明るくする運動の実施や更生保護活動に関する周知・啓発を行い、地域において、犯罪をした者等への立ち直りに対する理解を促します。	福祉介護課
相談支援体制の充実を図ります。	○地域の更生保護の拠点となる更生保護サポートセンターかつらぎ香芝（かつらぎ香芝地区保護司会）などの更生保護を行う団体との連携、情報共有を図り、支援対象者や地域住民への相談支援の充実を図ります。	福祉介護課
保健医療・福祉サービスの利用促進を図ります。	○再犯防止の観点を踏まえ、犯罪をした者等のうち、保健医療、福祉等の支援を必要とする高齢者や障がいのある人に対し、奈良県地域生活定着支援センターと連携を図り、矯正施設からの退所後に円滑に福祉サービスが受けられるよう努めます。	福祉介護課
就労や住まい等生活に対する支援を図ります。	○保護観察所や支援関係者等と連携を図り、地域社会において安定した生活を送ることができるよう支援します。 ○生活や仕事で困っている人に対し、就職準備支援事業を活用した支援が受けられるよう、奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターへつなぎます。	福祉介護課
保護司・更生保護女性会の活動を支援します。	○保護司・更生保護女性会が地域において円滑に活動できるよう、関係機関との連携体制の構築、相談・面談場所の確保、広報・啓発活動への協力など、活動環境の整備を通じて支援します。	福祉介護課

【地域住民、各種団体（民間）の取組】

主な取組内容	取組の主体
<ul style="list-style-type: none"> <li>○町広報紙等を通じて、再犯防止の重要性について理解を深める</li> <li>○孤立させないように、あいさつや声かけを心がける</li> <li>○更生保護の活動を理解し、支援する</li> </ul>	地域住民 保護司 更生保護女性会 自治会（自治連合会） 老人クラブ（老人クラブ連合会） 女性の会 子ども会

# 第5章 計画の推進に向けて

## 1 計画の推進体制

本計画の着実な推進に向けて、計画の推進体制を次のとおり定めます。

### (1) 多様な主体との協働

地域福祉の推進に向けては、地域住民をはじめ、保健・医療・福祉関係者、教育機関、企業、NPO法人、ボランティア団体など、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら協働することが不可欠です。

各施策や事業に関する情報を、町広報紙、ホームページ、SNS等の多様な媒体を活用して積極的に発信し、地域住民の福祉への理解と関心を高めます。また、互いが地域活動に参画していくことで、行政と地域との相互理解を深め、多様な主体との協働により計画を推進します。

### (2) 全庁横断的な推進体制

本計画で扱う施策は、福祉・保健分野にとどまらず、教育、医療、住宅、雇用、生活環境、防災など、幅広い分野に及びます。複雑化・複合化した地域課題に適切に対応するため、関係各課が縦割りを超えて連携し、総合的に施策を推進する体制を強化します。

支援を必要とする人の状況に応じて関係各課が柔軟に集まり、課題を共有しながら解決策を検討する横断的な支援体制を整えます。さらに、重層的支援体制整備事業の推進に向けて、定期的に担当課が情報交換を行い、王寺町の実情に即した包括的な支援体制の充実を図ります。

### (3) 王寺町社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、地域福祉活動の中核的な推進機関として重要な役割を担っています。「地域福祉計画」と社会福祉協議会が中心に策定する「地域福祉活動計画」は、車の両輪として一体的に推進していく必要があります。サロン活動やボランティア育成、相談支援など、社会福祉協議会が展開する様々な事業との連携を強化し、地域福祉の推進を図ります。

## (4) 計画の進捗管理と評価

計画を確実に推進するため、定期的な進捗管理と評価を行います。年1回、計画に掲げた各施策の実施状況や数値目標の達成状況を点検し、必要に応じて改善策を検討します。

特に重点的に取り組む施策については、毎年度進捗状況を確認するとともに、計画期間の中間に、目標値の達成状況や社会情勢の変化等を踏まえた中間評価を実施します。評価結果については、関係者間で共有し、今後の取組の改善に活用するとともに、他の関連計画との調整を図りながら、より効果的な施策の展開につなげます。

## (5) 計画の周知・情報発信

本計画を効果的に推進するためには、計画の内容を広く住民や関係団体に周知し、地域福祉への理解と参加を促進することが重要です。

そのため、町広報紙や、ホームページ、SNS等により、計画について分かりやすく情報発信するとともに、各種行事、サロン活動など、住民が集まる様々な機会を活用して計画の周知を図ります。

また、計画の進捗状況や評価結果についても広く周知し、計画への理解を深め、地域全体で支え合うまちづくりへの参加を促進します。



# 資料編



# 1 王寺町附属機関の設置に関する条例

平成26年6月18日

条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めがあるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、それぞれ別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関は、それぞれ別表人数の欄に掲げる人数の委員で組織する。

2 委員は、それぞれ別表構成の欄に掲げる者のうちから同表執行機関の欄に掲げる執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員（町の職員のうちから任命される委員を除く。以下この項において同じ。）の任期は、それぞれ別表任期の欄に掲げる期間とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、特に定める場合を除き、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 附属機関に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

2 会長等及び副会長等は、特に定める場合を除き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 附属機関の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長等が招集し、会長等がその議長となる。ただし、新たに委員が委嘱され、若しくは任命された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長等の決するところによる。

4 会長等は、必要があると認めるときは、会議の内容に関係ある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会長等は、必要があると認めるときは、附属機関に部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、また同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、それぞれ別表庶務の欄に掲げる部署において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に別に定めるところにより設置されている附属機関等で、第 2 条に規定する附属機関に相当するものは、この条例の規定により設置されたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に別に定めるところにより設置されている附属機関等の委員である者は、この条例の規定により委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、別表に掲げる委員の任期にかかわらず、この条例の施行の日において引き続き別に定めるところにより委嘱され、又は任命された委員とした場合における当該委員の残任期間とする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 9 月王寺町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(王寺町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

5 王寺町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例(昭和 44 年 12 月王寺町条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 27 年条例第 31 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 9 月王寺町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 28 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(不服申立てに関する経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年条例第 21 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 31 年 9 月王寺町条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は平成30年4月1日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成30年条例第16号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成31年条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
附 則（平成31年条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和元年条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和2年条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月王寺町条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（令和2年条例第8号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和3年条例第8号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第21号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年9月王寺町条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和4年条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年9月王寺町条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和4年条例第9号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年条例第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年9月王寺町条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## 2 第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会名簿

区 分	構 成 団 体		氏 名
〈1号委員〉 学識経験者	①	天理大学教授	◎渡辺 一城
〈2号委員〉 住民関係団体 の代表者	②	王寺町自治連合会会長	○井村 知次
	③	王寺町民生児童委員協議会会長	上田 幸一
	④	王寺町老人クラブ連合会代表	中村 清
	⑤	王寺町女性の会（日赤奉仕団）会長	鎌倉 文枝
	⑥	ボランティアグループ	黒田 ゆかり
	〈3号委員〉 社会福祉関係団体 の代表者	⑦	NPO 法人代表（なないろサーカス団）
⑧		王寺町身体障害者協会会長	吉田 廣
〈4号委員〉 保健医療関係団体 の代表者	⑨	王寺町医師会代表	青木 才一志
〈5号委員〉 学校教育関係者	⑩	王寺町教育委員	池島 徳大
〈6号委員〉 社会福祉協議会 の代表者	⑪	王寺町社会福祉協議会代表	藤崎 隆明
〈7号委員〉その他町 長が必要と認める者	⑫	奈良県社会福祉協議会 地域福祉課 課長	岡本 晴子

◎委員長 ○副委員長

### 3 策定経過

年月日	項目	主な内容
令和7年1月31日 ～2月14日	町民アンケートの実施	配布 2,000 件 回収 802 件 回収率 40.1%
令和7年3月21日～ 31日	福祉関連団体アンケートの実施	配布 48 件 有効回答数 48 件 有効回答率 100%
令和7年7月22日	第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画 第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱状の交付 委員長・副委員長選出</li> <li>・ 地域福祉に関するアンケート調査結果（概要）について</li> <li>・ 第2期地域福祉計画及び地域福祉活動計画 評価について</li> <li>・ 福祉関連団体に対する活動内容等調査結果について</li> </ul>
令和7年10月28日	第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画 第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画骨子案について</li> <li>・ 重点取組事項について</li> </ul>
令和7年12月23日	第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画 第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標達成に向けた取組について</li> </ul>
令和8年1月13日 ～2月6日	パブリックコメントの実施	
令和8年2月24日	第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画 第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントの結果報告について</li> <li>・ 答申（案）について</li> </ul>

## || 4 諮問書

---

王福第437-1号  
令和7年7月22日

第3期王寺町地域福祉計画  
及び地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 渡辺 一城 様

王寺町長 平井 康之

第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定について（諮問）

このことについて、標記計画を策定するに際し、貴策定委員会の意見を求めます。

## || 5 答申書

令和8年2月24日

王寺町長  
社会福祉法人 王寺町社会福祉協議会 会長  
平井康之様

王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 渡辺一城

### 第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画について (答申)

令和7年7月22日付王福第437-1号で諮問のあった第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画について、本委員会として慎重に審議を行った結果、別添の第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画案のとおり結論を得ましたので答申いたします。

本委員会においては、様々な立場の委員により多角的な視点から、4回にわたり真摯に議論を重ねてきました。町におかれましては、審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、本計画を確実に推進されるよう要望いたします。

なお、本委員会といたしまして、本計画の推進にあたり、留意すべき事項を次のとおり申し添えます。

- 1 少子高齢化やライフスタイルの変化に伴い、近所づきあいの希薄化、孤立化が進んでいます。住民同士が交流する機会の増加を図るため、サロン活動等に参加意向のある人が実際の参加につながるよう、わかりやすい情報提供や、年代やライフスタイルなど属性に応じた参加しやすい時間帯や内容の検討に努めてください。
- 2 地域活動やボランティアの担い手不足、高齢化が深刻化しています。今後も人材育成を図るとともに、次世代の担い手に活動を継承していくための仕組みづくりを推進してください。また、活動拠点の確保や団体間のネットワークづくり、コーディネート機能を強化するなど、地域活動やボランティア団体に対する支援に努めてください。
- 3 個人や家族による「自助」、行政による「公助」に加えて、地域住民が主体的に課題を「我が事」として共有し、解決に向けて支え合い、助け合う「共助」や「互近助」の充実を図ることが求められます。課題解決に向けた協働の仕組みを構築するとともに、重層的な支援体制の更なる推進に努めてください。
- 4 本計画を実行性のあるものとするため、計画進捗状況の点検・評価を適切に行うよう努めてください。

以上

## 6 用語解説

### あ行

用語	解説
あいさつ+1（プラスわん）運動	王寺町において、平成27年度より、地域のコミュニケーションを深める取組として展開している運動。いつもの「あいさつ」にもう一声添えることにより、親近感や連帯感を生み、見守りや防犯、事故防止につなげることを目指している。
ICT（情報通信技術）	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略称。インターネットやスマートフォン等を活用した情報の収集・共有・発信に活用される。本計画では、地域の見守りや相談支援、行政情報の発信手段として活用が検討されている。
アウトリーチ	支援が必要な人に、行政や支援機関から積極的に働きかけること。自ら助けを求めることが難しい人や、支援の存在を知らない人に届けるために重要。
eスポーツ	コンピューターゲームやビデオゲームを使った対戦競技の総称。身体的なハンデがある高齢者や障がい者も参加しやすく、世代間交流や社会参加の手段として、地域福祉分野でも活用が広がっている。
居場所づくり	誰もが気軽に集まり、交流できる場をつくること。孤独・孤立の防止や、地域のつながりを深めるために推進されている。
一般就労	一般企業や公的機関などに就職し、労働契約に基づいて働くこと。福祉的就労からの移行支援が行われている。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス。インターネット上で人と人とのつながりを促進するサービス。情報発信や交流のツールとして活用されている。
NPO法人	Non-Profit Organization（非営利組織）の略。特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した法人。医療、福祉、環境、まちづくりなど多様な分野で社会貢献活動を行う民間の組織。
王寺キッズフェスティバル	王寺町において、子どもの豊かな心を育むことを目的に、演劇や演奏会などを開催する取組のこと。

### か行

用語	解説
介護支援専門員（ケアマネジャー）	介護保険制度において、要介護者等のケアプランを作成し、サービス事業者との調整を行う専門職。
核家族化	夫婦のみ、または夫婦と未婚の子どもだけで構成される世帯が増えること。地域社会の希薄化や孤立化の一因ともされる。
基本チェックリスト	65歳以上の高齢者を対象に、日常生活機能の低下（運動、栄養、口腔、閉じこもり、認知機能、うつなど）を早期に把握するための、厚生労働省が作成した25項目の質問票のこと。
虐待	身体的、精神的、性的、ネグレクト（育児放棄・介護放棄）、経済的虐待など、人権を侵害する行為。児童、高齢者、障がい者への虐待防止が課題となっている。

用語	解説
共助	社会保険制度などの制度化された相互扶助に加え、自治会活動やNPO法人などの地域福祉活動を含む、共に助け合う仕組みのこと。
CCC (クリエイト・クリーン・サークル) 活動	王寺町において、住民の健康と快適な生活を確保するため、公園等の美化作業等を自主的に行い、美しい町を創造する活動のこと。
Get元気21	「王寺町健康増進計画」に基づき、地域ぐるみで健康づくりを進めるため、住民と行政（王寺町）が協働で作ったボランティア組織のこと。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。平均寿命との差を縮めることが目標とされている。
権利擁護	判断能力が不十分なために不利益を被るおそれのある人の権利を守り、その人らしい生活を送れるように支援すること。成年後見制度などがその手段として挙げられる。
権利擁護支援センター	認知症高齢者や障がい者など、判断能力が十分でない方の権利を守るため、相談対応、成年後見制度の利用支援、虐待防止、関係機関調整を担う地域の中核拠点。
公助	自助や共助では対応できない生活困窮者などに対し、税金を財源として必要な支援を行うこと。生活保護や社会福祉サービスなどが該当する。
更生保護	犯罪や非行をした人が、地域社会の中で立ち直り、社会復帰できるよう支援すること。保護司や更生保護施設などが中心となって行われる。
更生保護女性会	犯罪や非行をした人の更生を地域で支援する女性ボランティア団体。地域の犯罪予防活動や子どもの健全育成活動を行うとともに、刑事施設や少年院を慰問するなど、社会復帰を支援する活動を行っている。
高齢化率	総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口の割合。
互近助 (ごきんじょ)	「向こう三軒両隣」の精神を受け継ぐ、互いに助け合う近所づきあいのこと。王寺町では「向こう三軒両隣」の「互近助力(ごきんじょりょく)」として、隣近所との挨拶・声かけ運動の強化を推進している。
こども家庭センター	児童福祉法に基づき設置される、子育て世帯や妊産婦、こどもに対する包括的な相談支援を行う拠点。
こども食堂	子どもに無料または低額で食事を提供する場。貧困対策だけでなく、地域交流や居場所づくりの役割も担っている。
孤独・孤立	社会的なつながりが希薄になり、頼れる人がいない状態。心身の健康や生活に悪影響を及ぼす可能性がある。
コミュニティ	地域社会において、共通の関心や目的を持って活動する人々の集団や、そのつながり。
コミュニティソーシャルワーカー (CSW)	地域福祉の課題解決に向けて、住民や関係機関をつなぎ、地域づくりを支援する専門職。

用語	解説
災害時ケアプラン(個別避難計画)	災害時に避難行動要支援者(高齢者・障がい者等の自力での避難が困難な人)一人ひとりに対して作成される個別の避難支援計画。避難先・支援者・避難経路・必要な支援内容などを具体的に定め、平時の見守りや災害時の迅速な対応につなげる。王寺町では介護支援専門員(ケアマネジャー)の参加のもと自治会と連携して作成している。
在宅介護支援センター	在宅の高齢者やその家族からの在宅生活・介護等に関する総合的な相談に応じ、必要とする保健・医療・福祉・介護等の支援・サービスを円滑に受けられるように、24時間体制で関係行政機関、サービス事業者、居宅介護支援事業所等との連絡調整等を行う機関のこと。
再犯防止	犯罪や非行をした人が再び罪を犯さないよう、社会復帰を支援する取組。就労支援や住居確保などが重要とされる。
サロン活動	地域住民が気軽に集まり、交流や仲間づくり、生きがいづくりを行う活動。高齢者だけでなく、子育て中の親子や障がいのある人など、多様な人が参加できる場づくりが進められている。
参画と協働	住民や多様な主体が、地域の課題解決やまちづくりに主体的に関わり、協力し合うこと。
視覚障がい者	視力や視野に障がいがある人。点字や音声読み上げなどの情報保障が必要となる。
自助	自分自身の健康管理や、市場サービス(民間保険、介護サービスなど)を自らの選択で購入・利用することで、自らの生活を守ること。
社会福祉協議会(社協)	社会福祉法に基づく社会福祉法人で、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉を目的とする事業を行う組織。事業内容としては、企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助等がある。
社会福祉法	社会福祉の増進を図るための基本法。地域福祉の推進や社会福祉事業の規制などを定めている。
社会を明るくする運動	犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動。法務省が主唱し、毎年7月を強調月間としている。
手話言語条例	手話は言語であるとの認識に基づき、ろう者に対する理解や手話の普及を図ることを目的とした条例。王寺町では令和2年度に「王寺町手話言語条例」を制定し、令和3年度から王寺町職員・町内小学生などを対象に手話言語条例理解促進研修事業を実施している。
障害者手帳	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の総称。障害の程度に応じて交付され、各種福祉サービスを受けるために必要となる。
少子高齢化	出生率の低下による子どもの減少と、平均寿命の延伸による高齢者の増加が同時に進行している状態。
重層的支援体制	既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施できる体制のこと。

用語	解説
シルバー人材センター	高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を提供し、生きがいの充実や社会参加を促進する公益社団法人。
生活困窮者	経済的な理由などで生活に困っている人。自立支援制度に基づき、相談や就労支援などが行われている。
生活自立サポートセンター	生活困窮者自立支援法に基づき設置される、経済的困窮やひきこもり等様々な理由により生活に困難を抱える人への相談・支援を行う機関。就労支援・家計改善支援・居住確保支援など包括的な自立支援を行う。奈良県中和・吉野生活自立サポートセンターが王寺町の広域支援機関となっている。
生活福祉資金	低所得者・障がい者・高齢者世帯等に対して、都道府県社会福祉協議会が窓口となり、生活の安定と経済的自立を支援するために低利または無利子で貸付ける資金制度。総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・不動産担保型生活資金等の種類がある。奈良県社会福祉協議会と連携して対応している。
精神障害者保健福祉手帳	精神疾患を有する人のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人に交付される手帳。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利や財産を法律的に支援する制度。判断能力が不十分な人を保護する「法定後見制度」と、将来に備えて任意で後見人を決めておく「任意後見制度」の2種類がある。
成年後見人	成年後見制度において、家庭裁判所から選任され、判断能力が不十分な本人の財産管理や身上保護を行う人。
西和メディケア・フォーラム 地域検討会合同会議	西和7町における在宅医療の体制整備のために、地域の医療、介護、福祉、行政の関係者が中心となって医療と介護の連携強化を図り、病病連携、病診連携、診診連携（病：病院 診：地域の診療所のこと）を目指している。

#### た行

用語	解説
多世代交流	異なる世代の人々が交流すること。互いの理解を深め、地域のつながりを強める効果が期待される。
地域移行	精神障がい者や知的障がい者などが、入院・入所施設から退所し、地域の中で自立した生活を送ること。住まいや就労・生活支援などの体制整備が必要であり、地域全体での受け入れ体制づくりが求められる。
地域活動支援センター	障がい者が創作的活動や生産活動の機会の提供を受けたり、社会との交流促進等の便宜を供与される施設。障害者総合支援法に基づき市町村が設置し、地域の実情に応じた柔軟な運営を行う。
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

用語	解説
地域コミュニティ	日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験をとおして生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。
地域生活定着支援センター	矯正施設（刑事施設・少年院等）からの出所者や精神科病院からの退院者など、地域生活への定着が困難な人々に対し、住居・就労・生活支援などの自立に向けた包括的な支援を行う機関。
地域福祉	地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、住民同士や関係機関が協力し合い、地域の福祉課題を解決していく活動や仕組み。
地域福祉活動計画	社会福祉協議会が中心となり、地域住民やボランティア、福祉関係者等とともに策定する、地域福祉を推進するための具体的な活動計画。
地域福祉計画	社会福祉法に基づき、市町村が策定する地域福祉の推進に関する計画。行政と住民等が協働して地域福祉を推進するための理念や仕組み、施策等を定める。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、介護、医療、保健、福祉などの様々な面から総合的に支援する機関。
地域密着型サービス	要介護者の住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービスのこと。サービス提供事業者は市町村によって指定され、地域のニーズに応じたサービスを提供するとともに、地域の実情に応じた指定基準や介護報酬を設定している。
中核機関	成年後見制度の利用促進を図るために市町村が設置する中心的な機関。相談窓口の拡充、後見人候補者の育成・確保、権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築・運営などを担う。
デジタルツール	スマートフォン・タブレット・パソコンなどのデジタル機器、およびそれらで利用するアプリケーションやインターネットサービス等の総称。地域福祉においては、ICTを活用した見守りシステム・情報共有・オンライン相談など、支援の幅を広げるツールとして活用が期待されている。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人等親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、経済的、精神的、性的暴力も含む。

#### な行

用語	解説
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業。
認知症サポーター	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。養成講座を受講することでサポーターになれる。
農福連携	農業と福祉を組み合わせた取組。障がいのある人が農業分野で就労・活動することで、農業における人手不足の解消と、障がい者の社会参加・就労機会の拡大を同時に目指す。

は行

用語	解説
8050 問題	80 代の親が、50 代のひきこもりの子どもを支えている状態。親の高齢化や死亡により、生活が立ち行かなくなるリスクがある。
パブリックコメント	行政機関が計画や条例などを策定する際に、事前に案を公表し、広く住民から意見を募集する手続き。
バリアフリー	高齢者や障がい者等が社会生活を送る上での物理的・心理的な障壁（バリア）を取り除くこと。施設のスロープ設置や段差解消などの建物・道路の整備のほか、情報のバリアフリーや制度・意識面でのバリアフリーも含む概念。
ひきこもり	様々な要因から社会参加を避け、原則的には6ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態。
避難行動要支援者	災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。
フードレスキュー	まだ食べられるにもかかわらず廃棄されそうな食品を、支援を必要とする人々に届ける取組。フードバンク活動とも連携しながら、生活困窮者や食料支援が必要な世帯への食品提供を行うことで、食品ロスの削減と生活支援の両立を図る。
福祉教育	誰もが幸せに暮らせる社会について学び、考え、行動する力を育む教育。学校や地域で行われる。
福祉避難所	既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障がい者等一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアが行われるほか、要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープ等バリアフリー化が図られた避難所のこと。
包括的な支援体制	属性や世代を問わず、住民の抱える複合的な課題を丸ごと受け止め、関係機関が連携して包括的に支援する体制。
防災士	日本防災士機構が認証する民間資格を持つ防災の専門家。地域における自主防災活動を支援・推進する役割を担う。王寺町では防災士ネットワークを構成し、自主防災組織との連携により地域防災力の強化を図っている。
防災ハザードマップ	洪水・土砂災害・地震等の自然災害による被害を予測し、その被害範囲や避難場所・避難経路等を地図上に示したもの。住民が災害リスクを事前に把握し、適切な避難行動を取れるよう、市区町村が作成・配布している。
法人後見	成年後見制度において、個人ではなくNPO法人・社会福祉法人・社会福祉協議会等の法人が後見人（保佐人・補助人）に就任して支援を行う形態。担当者が変わっても法人として継続的・安定的に支援できるため、後見人のなり手不足への対応策としても期待されている。
包摂	社会から誰一人取り残さず、高齢者や障がい者など多様な人々が互いを認め合い、一員として共に支え合って生きること。
保護観察所	法務省が全国の都道府県に設置する機関。刑事施設・少年院を出所した人や執行猶予・仮釈放中の人に対して保護観察を実施し、再犯防止と社会復帰を支援する。保護司と連携しながら指導監督・補導援護を行う。

用語	解説
ボランティア	自発的に社会貢献活動を行う人や団体。金銭的な報酬を目的とせず、自身の技能や時間を活かして活動する。

#### ま行

用語	解説
見守りQRコード	認知症等により行方不明になる可能性のある高齢者等を対象に、QRコードを記載したシール等を所持品に貼付し、発見した人がスマートフォン等で読み取ることで、本人の身元や連絡先を確認できる見守り支援の仕組み。
民生児童委員	厚生労働大臣の委嘱により、社会福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援や情報提供を行う。また、福祉関係者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力するほか、住民福祉の増進を担う。
向こう三軒両隣	自分の家の向かい三軒と左右両隣のこと。最も身近な近所づきあいの範囲を示す言葉で、地域コミュニティの基本単位とされる。王寺町では隣近所の人との挨拶・声かけ運動として、この「向こう三軒両隣」の「互近助力」の強化を取組として推進している。

#### や行

用語	解説
ヤングケアラー	本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。学業や友人関係などに影響が出る場合があり、支援が必要とされている。
雪丸カフェ ポエム	平成 27 年 10 月に王寺町地域交流センター（リーバー王寺東館5階）にオープンした。障がい者の就労を支援するとともに、町のにぎわい創出を目指している。

#### ら行

用語	解説
ライフステージ	人の一生における各段階（乳幼児期、学童期、青年期、成人期、高齢期など）。それぞれの段階に応じた課題や支援がある。
療育手帳	知的障がいのある人に交付される手帳。障がいの程度に応じて各種サービスを受けることができる。
ろう者	聴覚に障がいがあり、主に手話を言語として使用する人のこと。単なる「聴こえない人」という医学的概念にとどまらず、手話という固有の言語を持つ言語的少数者という文化的・社会的側面も重視される。



## 第3期王寺町地域福祉計画及び地域福祉活動計画

令和8年3月

王寺町住民福祉部福祉介護課

〒636-8511

奈良県北葛城郡王寺町王寺2-1-23

電話：0745-73-2001

ホームページ：<https://www.town.oji.nara.jp>

社会福祉法人王寺町社会福祉協議会

〒636-0021

奈良県北葛城郡王寺町畠田9-1608

電話：0745-33-0294

ホームページ：<https://oujishakyo.hp.peraichi.com/top>

みんなにやさしく  
わらい顔があふれらしいふステージにあつたやわらぎのまちづくり



**YUKIMARU**  
OJI

～**お**ゆつとつながるまち おうじ～